

(文書処理上の記事)
本件、官房長官、副官房長官、事務官
兼事務官、事務官に使用するにとする。

文書号 閣乙 第 98 号
受付 昭和 年 月 日
起案 昭和 37 年 10 月 11 日
決裁 (供覧) 昭和 37 年 10 月 15 日
施行 昭和 年 月 日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

首席内閣参事官

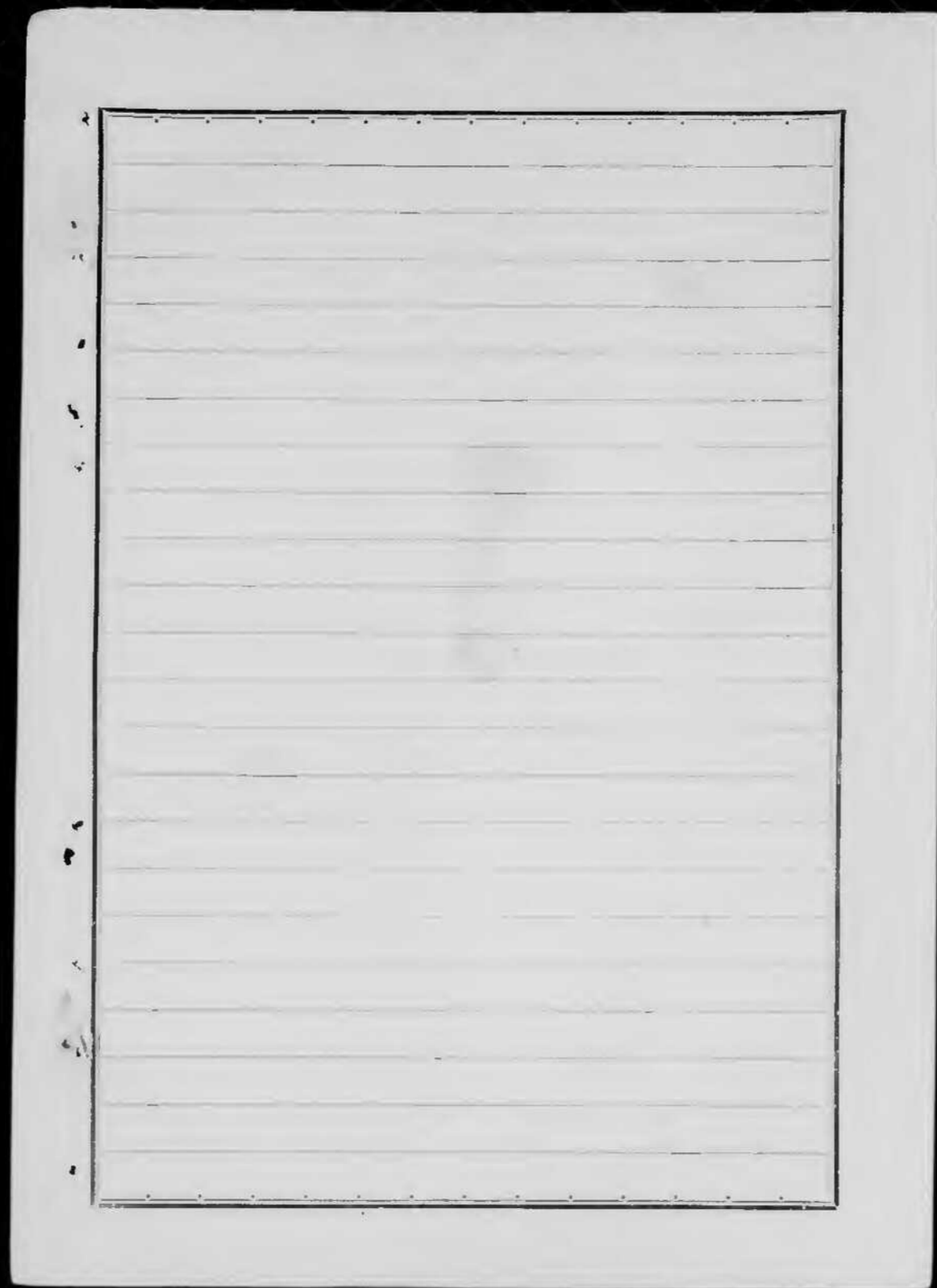
内閣参事官

事務官

起案者
係
新
電話

(件名) 昭和38年度予算を要求している各府庁の概算要求書に組
み入れられた事項に関係のある法律案要綱について
「予算の年度内閣議決定と国会の審議における予算及び法律案
の早期提出について(昭36.7.11閣議申し合せ)」に基づき「国会の審
議に提出する予算及び法律案の取扱について(昭36.7.14内閣官房長官
通知)」の第5項(1)の標記が各府庁から提出されたので、供覧
いたします。

内 閣



昭和三十八年度予算を要求している
各府庁の予算に関連する法律
案要綱

内閣閣甲第43号属

昭和36年7月14日

内閣官房長官

予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び
法律案の早期提出について

標記が昭和36年7月17日の閣議で別紙(1)のとおり申
し合わせになりましたが、これに関する諸般の手続きは、
別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱い
について」によることとしたので、これが実行方につき、
貴省(庁)各部局に周知徹底するようお願いいたします。

なお、「法律案の法制局審査及び国会提出について(昭
和32年9月5日事務次官等会議申合せ)」は、上記閣議
申合せにより自然消滅したものととして取扱うことといたし
ます。

裏
面
白
紙

(別紙ノ)

予算の年内閣議決定と国会の常会
における予算及び法律案の早期提
出について

{昭36.7.1日}
{閣議申し合せ}
{内閣官房}

行政の円滑な執行を期し、一方国会の正常な運営に資するため、翌年度予算の概算は、必ず前年度の12月中に閣議決定するようその編成作業を進めるとともに、予算及び政府提出法律案を早期に国会に提出できるよう諸般の手続きを進めること。

裏面白紙

(別紙 2)

国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて

「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について(昭和36年7月11日閣議申合せ)」の趣旨に基づき、国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて、各省庁は、下記により諸般の手續を進めることとする。

記

- 1 毎会計年度の予算は、おそくも前年度12月中にその概算につき閣議の決定を経ることとし、そのときまでに、各省庁は、大蔵省主計局及び他の関係省庁との間において、その内容の細目を、予算関係法律案(予算を伴う法律案をいう。)について法制局の下審査を受ける案をすみやかに確定することができるように、できるかぎり具体的に確定しておくこと。
- 2 前号の実行の確保に資するため、各省庁は、翌年度の歳入歳出等に関する見積書類

裏面白紙

(以下「概算要求書」という。)の大蔵省への送付について、予算決算及び会計令第8条の期限(8月31日)を厳守し、期限後の概算要求の追加は、原則として行なわないこととする。

3 各省庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び要旨を9月20日までに内閣官房に提出すること。

4 予算関係法律案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後次のとおりとすること。

イ 法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるものについては3週間以内。

ロ その他のものについては4週間以内。

ただし、上記各号の期限によりがたい特別の必要がある場合には、同号の期限前に、その事情を具し(法律案中確定しがたい部分があることが遅延の理由である場合には、その部分を示して)、かつ、閣議決定の予定日を明示して、遅延につき、閣議の了承

裏面白紙

を得ること。

5. 法律案の作成が円滑に行なわれるようにするため、各省庁は、次の手続きを確実に履行すること。

イ 各省庁は、大蔵省に概算要求書を送付する際には、同時に、概算要求書に組み入れられた事項に関係のある法律案の要綱（内容が簡単なものは法律案とする。以下この号において同じ。）を提出すること。この法律案の要綱は、できるだけ詳細なものとし、かつ、他の関係省庁と協議を経たものでなければならないこと。

ロ 各省庁は、イの法律案の要綱を大蔵省に提出したときは、同時に内閣官房及び内閣法制局にもこれを提出すること。

ハ 各省庁は、4のイの法律案に該当することになると考えられる法律案については、歳入歳出予算等の概算についての閣議決定があつたときはすみやかに内閣法制局に提出してその下審査を受けることができるよう、大蔵省との予算折衝と並

裏面白紙

行して、その作成をとり進めておくこと。

6. 予算関係法律案以外の政府提出法律案は、
10月中に内閣法制局の下審査を開始する
ことができるようにすること。

7 以上各号のほか、政府提出法律案につい
ては、次の方針によること。

イ 補助金の交付その他法律の規定による
ことを要しない事項については、特に相
当と認められる場合を除き、立法措置を
講じないこと。

ロ その趣旨、内容において密接な関連性
がある2以上の改正法律案であつて、付
託される常任委員会が同一であることそ
の他の事情によりこれを統合することが
適当であるものは、これを統合すること。

裏
面
白
紙

昭和38年度予算で要求している各省庁の
予算関係法律案

(37/08)

内閣	1	
総理府	16	(注)設置法の改正は1件とした。
法務省	6	
外務省	3	
大蔵省	3	
文部省	14	
厚生省	18	
農林省	16	
通商産業省	23	
運輸省	20	(注)設置法の改正は1件とした。
郵政省	7	
労働省	6	(注)設置法の改正は1件とした。
建設省	14	
自治省	8	
計	158	

裏面白紙

内 訳

◎ 内閣 1件

- 1. 内閣法制局設置法の一部を改正する法律案

◎ 総理府 16件

(本府) (3件)

- 1. 公式制度調査会設置法案(審議室)

- 1. 総理府設置法の一部を改正する法律案(統計局管理部関係)

- 1. 総理府設置法の一部を改正する法律案(広報室関係)

- 1. 恩給法等の一部を改正する法律案

(警察庁) (1件)

- 1. 警察法の一部を改正する法律案

(首都圏整備委員会) (3件)

- 1. 首都圏整備法の一部を改正する法律案

- 1. 首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

- 1. 都市開発株式会社法案

(官内庁) (1件)

- 1. 官内庁法の一部を改正する法律案

(北海道開発庁) (2件)

- 1. 北海道開発法の一部を改正する法律案

裏
面
白
紙

1 北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
(防衛庁) (2件)

1 防衛庁設置法の一部を改正する法律案

1 自衛隊法の一部を改正する法律案

(経済企画庁) (1件)

1 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

(科学技術庁) (3件)

1 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

1 日本原子力船開発機構法案(仮称)

1 日本アイソトープセンター法案

◎ 法務省 6件

1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

1 商法の一部を改正する法律案

1 商業登記法案

1 法人登記法案

1 法務省設置法の一部を改正する法律案

1 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

◎ 外務省 3件

1 外務省設置法の一部を改正する法律案

裏
面
白
紙

1. 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

1. 日本海外移住事業団法案(仮称)

◎ 大蔵省 3件

1. 大蔵省設置法の一部を改正する法律案

1. 公認会計士法の一部を改正する法律案

1. 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

◎ 文部省 14件

1. 文化功労者年金法の一部を改正する法律案

1. 東京大学等7国立大学の学長の任免等の特例に関する法律案(仮称)

1. 文部省設置法の一部を改正する法律案

1. 盲学校、^{ろう}聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律等の一部を改正する法律案

1. 国立教育会館法案

1. 国立学校設置法の一部を改正する法律案

1. 学術振興法案(仮称)

1. 日本学校給食会法の一部を改正する法律案

裏
面
白
紙

- ろろ
- 1. 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に
おける学校給食に関する法律の一部を改正する法律案
 - 1. 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案
 - 1. 私立学校振興法の一部を改正する法律案
 - 1. 義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を改正す
る法律案
 - 1. 重要無形文化財保持者年金法案
 - 1. 日本学校安全会法の一部を改正する法律案

◎ 厚生省 18件

- 1. 予防接種法の一部を改正する法律案
- 1. 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一
部を改正する法律案
- 1. し尿処理施設等整備緊急措置法案（仮称）
- 1. 医療金融公庫法の一部を改正する法律案
- 1. 国立らい療養所に勤務しようとする医学生等に対す
る修学資金の貸与に関する法律案
- 1. 麻薬取締法等の一部を改正する法律案（仮称）
- 1. ワクチン類需給安定対策法律案（仮称）
- 1. 社会福祉施設緊急整備公団法案
- 1. 国立光明寮設置法の一部を改正する法律案
- 1. 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

裏
面
白
紙

- 1. 老人福祉法案
- 1. 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 1. 児童扶養手当法の一部を改正する法律案
- 1. 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
- 1. 中央児童厚生施設事業団法案
- 1. 厚生省設置法の一部を改正する法律案
- 1. 国民年金法の一部を改正する法律案
- 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

◎ 農林省 16件

- 1. 農林省設置法の一部を改正する法律案
- 1. 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 1. 農業災害補償法の一部を改正する法律案
- 1. 特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案(大)
- 1. 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
- 1. 開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(大)
- 1. 農業改良助長法の一部を改正する法律案

裏
面
白
紙

- 1. 林業振興資金助成法案（仮称）
- 1. 林業信用基金協会法案（仮称）
- 1. 森林組合合併助成法案（仮称）
- 1. 狩猟法の一部を改正する法律案
- 1. 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
- 1. 真珠養殖事業法の一部を改正する法律案
- 1. 水産資源保護協会法案（仮称）
- 1. 漁船損害補償法の一部を改正する法律案
- 1. 漁港法の一部を改正する法律案

◎ 通商産業省 23件

- 1. 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
- 1. 輸出保険法の一部を改正する法律案
- 1. 設備投資の調査等に関する法律案
- 1. 工業立地調整法案
- 1. 工業用水の使用の合理化に関する法律案
- 1. 機械類延払基金法案
- 1. プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 1. 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
- 1. 探鉱專業団法案（仮称）

裏
面
白
紙

- 1. 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
- 1. 石炭技術研究所法案
- 1. 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
- 1. 鉱害賠償の担保の積立て等に関する臨時措置に関する法律案
- 1. 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
- 1. 鉱工業技術振興法案
- 1. 電気計器検定所法案
- 1. 中小企業基本法案
- 1. 中小企業投資育成株式会社法案
- 1. 中小企業信用保険公庫法等の一部を改正する法律案
(仮称)
- 1. 中小企業近代化促進法案
- 1. 中小企業近代化資金等助成法案
- 1. 中小企業近代化基金特別会計法案(大)
- 1. 中小企業の経営の合理化及び技術の向上に関する法律案

◎ 運輸省 20件

- 1. 港則法の一部を改正する法律案
- 1. 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

裏
面
白
紙

1. 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案
1. 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
1. 太平洋客船株式会社法案(仮称)
1. 船舶の排棄する油による海水等の汚濁の防止に関する法律案
1. 運輸省設置法の一部を改正する法律案(仮称)(鉄道制度調査会関係)
1. 運輸省設置法の一部を改正する法律案(臨時海技制度調査会関係)
1. 運輸省設置法の一部を改正する法律案(伊勢湾港湾建設部関係)
1. 運輸省設置法の一部を改正する法律案(自動車局保障部関係)
1. 運輸省設置法の一部を改正する法律案(計画局関係)
1. 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
1. 鉄道網整備緊急措置法案(仮称)
1. 都市鉄道高架公団法案
1. 鉄道整備公団法案
1. 都市鉄道高架化促進法案(仮称)

裏
面
白
紙

- 1. 日本原子力船開発協会法案（仮称）
- 1. 海上保安庁法の一部を改正する法律案
- 1. 航空法の一部を改正する法律案
- 1. 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案
- 1. 首都自動車ターミナル公団法案
- 1. 道路運送車両法の一部を改正する法律案
- 1. 道路運送法の一部を改正する法律案
- 1. 港湾整備促進法の一部を改正する法律案

◎ 郵政省 7件

- 1. 郵便貯金法の全部を改正する法律案
- 1. 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
- 1. 郵政省設置法の一部を改正する法律案
- 1. 電信電話債券需給調整のための暫定措置に関する法律案
- 1. 電波法の一部を改正する法律案
- 1. 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案
- 1. 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

裏
面
白
紙

◎ 労働省 6件

- 1. 労働省設置法の一部を改正する法律案（労働保険研修所関係）
- 1. 労働省設置法の一部を改正する法律案（国際部関係）
- 1. 労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案
- 1. 日本労働協会法の一部を改正する法律案
- 1. 労働災害防止法案
- 1. 失業保険法の一部を改正する法律案
- 1. 雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

◎ 建設省 14件

- 1. 建設省設置法の一部を改正する法律案
- 1. 建設コンサルタント業法案
- 1. 土地区画整理法の一部を改正する法律案
- 1. 土地区画整理組合助成法案（仮称）
- 1. 下水道整備緊急措置法案
- 1. 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
- 1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
- 1. 海岸法の一部を改正する法律案

裏面白紙

- 1. 水防法の一部を改正する法律案
- 1. 砂防法の一部を改正する法律案
- 1. 道路法の一部を改正する法律案
- 1. 共同溝整備促進法案（仮称）
- 1. 住宅地区改良法の一部を改正する法律案
- 1. 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

◎ 自治省 8件

- 1. 自治省設置法の一部を改正する法律案
- 1. 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
- 1. 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 1. 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 1. 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
- 1. 消防法の一部を改正する法律案
- 1. 日本消防検定協会法案（仮称）
- 1. 住民基本台帳法案

裏
面
白
紙

内閣法制局設置法及び同施行令の一部を改正する案要綱
内閣法制局

事項	1 制定 (改正) の必要性 及び趣旨	2 法律案、 政令案の 内容	3 法律案 等の内容 と概要 と求め との関 係	4 審議 状況								
説	<p>法令案の審議立案等をつかさどる職員六人を増置する必要があるので、内閣法制局設置法中定員に関する規定及び同施行令中参事官の定数に関する規定を改正しよとするものである。</p>	<p>一 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第六条中「六十九人」を「七十五人」に改める。 二 内閣法制局設置法施行令(昭和二十七年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。 第八条中「二十人」を「二十二」に改める。</p>	<p>2の一及び二に要する人当経費、事務費</p>	<p>内閣法制局幹部会議決定 昭和三十七年八月二十日</p> <p>(参考) 担当主任官 内閣法制局総務主幹</p> <p>直通 〇 一一八一 内線 六一三八</p>								
明			<table border="1"> <tr> <td>前年度予算額</td> <td>本年度要求額</td> <td>対前年度増減額</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>〇千円</td> <td>四五六七千円</td> <td>四五六七千円</td> <td>六箇月分計上</td> </tr> </table>	前年度予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考	〇千円	四五六七千円	四五六七千円	六箇月分計上	
前年度予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考									
〇千円	四五六七千円	四五六七千円	六箇月分計上									
			<p>(注) 別添資料参照</p>									

番号	事 項 別	概算要求額 千円	前年度予算額 千円	要 求 の 要 旨																											
1	(内 閣 法 制 局) 法令案の審議立案等をつかさどる職員の増員に必要な経費	4,567	0	<p>(要求の概要)</p> <p>内閣法制局においては、その所掌事務を遂行するために、昭和37年度から4部制を実施しているが、各部の事務の円滑な処理を図るためには、現在の定員では不十分であるばかりでなく、昭和38年度中には憲法調査会の最終報告が行なわれ、これに伴い、内閣法制局設置法第3条第4号及び第5号に掲げる事務の増加が予想されるので、これらの事務を処理するための職員6人を増置するに必要な経費である。</p> <p style="text-align: center;">(概 算 額)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>職 員 俸 給</td> <td style="text-align: right;">1,122</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td style="text-align: right;">39</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> <tr> <td>暫 定 手 当</td> <td style="text-align: right;">120</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> <tr> <td>職 員 諸 手 当</td> <td style="text-align: right;">188</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> <tr> <td>職 員 特 別 手 当</td> <td style="text-align: right;">470</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> <tr> <td>超 過 勤 務 手 当</td> <td style="text-align: right;">87</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> <tr> <td>職 員 旅 費</td> <td style="text-align: right;">77</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> <tr> <td>庁 費</td> <td style="text-align: right;">2,464</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,567</td> <td style="text-align: right;">'</td> </tr> </table>	職 員 俸 給	1,122	千円	扶 養 手 当	39	'	暫 定 手 当	120	'	職 員 諸 手 当	188	'	職 員 特 別 手 当	470	'	超 過 勤 務 手 当	87	'	職 員 旅 費	77	'	庁 費	2,464	'	計	4,567	'
職 員 俸 給	1,122	千円																													
扶 養 手 当	39	'																													
暫 定 手 当	120	'																													
職 員 諸 手 当	188	'																													
職 員 特 別 手 当	470	'																													
超 過 勤 務 手 当	87	'																													
職 員 旅 費	77	'																													
庁 費	2,464	'																													
計	4,567	'																													

公式制度調査会設置法案要綱

内閣総理大臣官房審議室

事項	説明
1 制定の必要性 及び趣旨	<p>新憲法の下において、未だ制度化又は法制化されていない元号その他の事項について、調査審議するため、昭和三十六年七月二十八日閣議決定をもつて公式制度連絡調査会議を随時開催するものとし、現在、この問題について行政機関相互の意見の統一をはかりながら、検討を進めている。</p> <p>しかしながら、問題の性質上、来年度は法律による調査会を設置し、民間の有識者も加えた調査会において調査審議する必要がある。</p> <p>これが、公式制度調査会設置法案の国会提出を必要とする理由である。</p>
2 法律案の内容	<p>一 法律の目的</p> <p>この法律は、元号その他の公式制度を調査し、これらに関する制度の整備に資するため、総理府に、附属機関として公式制度調査会を置くことを目的とする。</p> <p>二 調査会の所掌事務等</p> <p>調査会は、次の各号に掲げる事項について、内閣総理大臣の諮問に応じ調査審議するとともに、自ら調査審議して内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。</p> <p>(1) 元号</p> <p>(2) 憲法第四条第二項に規定する天皇の国事行為の委任</p> <p>(3) 公文方式及び法令の公布</p> <p>(4) 国旗及び国歌</p> <p>(5) 国貨</p> <p>(6) 国葬</p> <p>(7) その他公式制度に関する重要な事項</p> <p>三 調査会の組織等</p> <p>1 調査会には、関係行政機関の職員及び学識経験者からなる委員（十五人以内）、学識経</p>

4 審議状況	3 法律案の内容 と概算要求との 関係	<p>験者からなる専門委員（六人以内）及び関係行政機関の職員からなる幹事（十人以内）を置く。これらの者は、内閣総理大臣が任命する。</p>									
<p>(参考) 審議室</p>	<p>2 調査会は、必要のあるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要を協力を求めることができる。</p> <p>3 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。</p> <p>(以下詳細は、別添法案及び法案要綱参照)</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度</td> <td>本年度</td> <td>対前年度</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>要求額</td> <td>増減額</td> </tr> <tr> <td>九六六千円</td> <td>二八二四千円</td> <td>一八五八千円</td> </tr> </table> <p>(詳細は別添概算要求参照)</p> <p>内閣総理大臣官房審議室部内案である</p>	前年度	本年度	対前年度	予算額	要求額	増減額	九六六千円	二八二四千円	一八五八千円	<p>2 調査会は、必要のあるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要を協力を求めることができる。</p> <p>3 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。</p> <p>(以下詳細は、別添法案及び法案要綱参照)</p>
前年度	本年度	対前年度									
予算額	要求額	増減額									
九六六千円	二八二四千円	一八五八千円									
<p>近藤参事官 (581 0346 内 28)</p> <p>事務官</p>											

公式制度調査会設置法案要綱

第1 目的及び設置

元号その他の公式制度を調査し、これらに関する制度の整備に資するため、総理府に、附属機関として公式制度調査会（以下「調査会」という。）を置くこと。

第2 所掌事務等

1 調査会は、次の各号に掲げる事項について、内閣総理大臣の諮問に応じ調査審議するとともに、自ら調査審議して内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができること。

- (1) 元号
- (2) 日本国憲法第4条第2項に規定する天皇の国事行為の委任
- (3) 公文方式及び法令の公布
- (4) 国旗及び国歌
- (5) 国寶
- (6) 国葬
- (7) その他公式制度に関する重要な事項

2 調査会は、委員15人以内をもつて組織することとし、委員は、関係行政機関の職員及び公式制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

裏
面
白
紙

委員の任期は、2年とし、再任することを妨げないこと。

3 調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

4 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができることとし、専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

5 調査会に、委員及び専門委員を補佐させるため、幹事15人以内を置くことができることとし、幹事は関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

6 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとし、部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定めること。

7 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができること。

8 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理すること。

9 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第3 施行期日

1 この法律は、公布の日から施行すること。

裏
面
白
紙

公式制度調査会設置法（案）

（目的及び設置）

第一条 元号その他の公式制度を調査し、これらに関する制度の整備に資するため、総理府に、附属機関として公式制度調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 調査会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- 一 元号
- 二 日本国憲法第四条第二項に規定する天皇の国事行為の委任
- 三 公文方式及び法令の公布
- 四 国旗及び国歌
- 五 国資
- 六 国葬
- 七 その他公式制度に関する重要な事項

2 調査会は、前項各号に掲げる事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

（組織）

第三条 調査会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、関係各行政機関の職員及び公式制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第四条 調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第五条 調査会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

- 第六条 調査会に、幹事十五人以内を置く。
- 2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命す

る。

- 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
- 4 幹事は非常勤とする。

(部会)

- 第七条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会所属の委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明そ

の他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第十条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中町名地番制度審議会の項の次に次のように加える。

公式制度調査会

公式制度調査会設置法（昭和三十八年法律第
号）の規定によりその権限に属せしめられた事項

を行なうこと。

事項	説明									
1 改正の必要性及び趣旨	<p>政府広報を強化推進するためには特に公聴活動を活発にする必要があるので、その運営を円滑にするために機構を拡充強化する必要がある。</p>									
2 法律案の内容	<p>一、法律の目的 この法律は總理府設置法（昭和二十四年法律才百二十七号）の一部を改正し、内閣總理大臣官房広報室の公聴部門を拡充強化するために必要な人員を確保することを目的とする。</p> <p>二、法律の改正点 總理府設置法（昭和二十四年法律才百二十七号）才二十三條（定員）の増員（四名）である。</p> <p>三、法律の施行期日 昭和三十八年四月一日</p>									
3 概算要求との関係	<table border="0"> <tr> <td>前年度予算額</td> <td>三十八年度概算要求額</td> <td>前年対比</td> </tr> <tr> <td>四二九一四〇千円</td> <td>一、〇一八一六一千円</td> <td>五八九〇二一 千円増</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（うち人員増による分 三一五三千元）</td> </tr> </table> <p>担当者 内閣總理大臣官房参事官 芦田一良 電話（五八二）一八五九 總理府事務官 内納美成 電話（五八二）一八五九</p>	前年度予算額	三十八年度概算要求額	前年対比	四二九一四〇千円	一、〇一八一六一千円	五八九〇二一 千円増			（うち人員増による分 三一五三千元）
前年度予算額	三十八年度概算要求額	前年対比								
四二九一四〇千円	一、〇一八一六一千円	五八九〇二一 千円増								
		（うち人員増による分 三一五三千元）								

恩給法等の一部を改正する法律案要綱

一 昭和三十三年法律第二百二十四号による年令制限の撤廃

恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百二十四号）附則の規定により、恩給扶助料をいわゆる一万二千円ベースから一万五千円ベースに引き上げる際、六十才未満の者（傷病者、遺族たる妻、子を除く。）については、増額分を六十才に達するまで停止するといふ制限をつけたが、この制限を解除して、これらの者についても一万五千円ベースまでは引き上げること。

二 増加恩給の子女加給額の引き上げ

増加恩給受給者の退職後出生した子女の加給額は、一人年二千四百円となつてゐるが、これを退職当時の子女加給額と同額の四千八百円

に増額すること。

三 特例扶助料の支給要件の緩和

内地等で職務に関連して負傷し、又は疾病にかかつた旧軍人で、在職中又は退職後一年内（結核等の場合は三年内）に死亡したものの遺族に対しては特例扶助料が給されることとなつてゐるが、この支給要件たる一年（結核等の場合は三年）を二年（結核等の場合は六年）に緩和すること。

四 加算減算率の緩和

加算年を算入して始めて普通恩給年限に達した者の恩給年額算出率は、実在職年だけで普通恩給年限になつてゐるものの算出率百五十分の五十から、その年限に不足する一年毎に百五十分の四・五（旧軍人

又は警察監獄職員以外の公務員にあつては百五十分の三・五を減じたものとする事となつてゐるが、この減算率を、昭和三十三年法律第二百二十四号による改正前の百五十分の三・五（旧軍人又は警察監獄職員以外の公務員にあつては百五十分の二・五）に緩和するとともに、このような場合における最低恩給年額算出率百五十分の二十二を同法による改正前の百五十分の二十五に引き上げる事。

五 旧南満洲鉄道株式会社等の職員期間の通算

旧南満洲鉄道株式会社等在外特殊機関の職員期間を有する公務員については、普通恩給年限に達するまでを限度として、その職員期間を通算すること。

六 以上の措置は、昭和三十八年十月から実施すること。

総理府設置法の一部を改正する法律案要綱

総理府（統計局）

事項	説明
一 制定（改正）の必要性及び趣旨	二六〇口名に及ぶほう大且つ特別な構成よりなる職員ならびに特殊な現業的業務に対する諸管理を、適切且つ積極的に企画し遂行するために、新たに管理部を設置し、管理体制の拡充強化をはかる必要がある。
二 法律案の内容	一 法律の目的 この法律は、総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を改正し、統計局に管理部を設置することを目的とする。 二 法律の改正点 現在、統計局には調査課及び製表課の外、総務課を置いているが、現在の総務課を管理部に格上げして、三課制とする。 三 法律の施行期日 昭和三十八年四月一日
三 概算要求との関係	(項) 総理本府 三 職員諸手当 管理職手当 管理部長 二等級四号俵 一種 二一八〇七五円 (但し、現総務課長俸給)

事項	説明	明												
1 改正の必要性 および趣旨	警察事務の増大に対処するため、警察庁の職員の定員を改める必要がある。													
2 法律案の内容	<p>一 警察庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、七千九百八人とし、そのうち千五十二人は、警察官とすること。（法第三十五条第一項の改正）</p> <p>二 改正法律は、昭和三十八年 月 日から施行するものとする。</p>													
3 法律案の内容 と概算要求との 関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2の1 関係費（増員経費）</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>前年度 予算額</th> <th>本年度 要求額</th> <th>対前年度 増減額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千円 七八二三</td> <td>千円 七四八四九</td> <td>千円 三、四八四</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	2の1 関係費（増員経費）		備考		前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額		千円 七八二三	千円 七四八四九	千円 三、四八四		
2の1 関係費（増員経費）		備考												
前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額												
千円 七八二三	千円 七四八四九	千円 三、四八四												
4 審議状況	<p>警察庁庁議決定 (昭和三十七年七月二十五日)</p> <p>(参考)</p> <p>担当官 長官官房総務課 浅見 警視 内線 (581) 〇一四一 二〇五二</p>													

事項	説明
<p>1 改正の必要性 および趣旨</p>	<p>警察事務の増大と複雑化に対処し、その能率的な運営を図るため、刑事局に刑事調査官一人を、交通局に免許課を、警備局に資料課を新設する必要がある。</p>
<p>2 政令案の内容</p>	<p>一 刑事局に、新たに刑事調査官一人を置くこと。(第十三条の六の一部改正)</p> <p>二 新たに刑事局に置かれる刑事調査官の所掌事務は、次のとおりとすること。</p> <p>(一) 捜査に関する教養資料の収集整理に関すること。</p> <p>(二) 捜査技術および立証技術の調査および研究に関すること。</p> <p>(第十三条の次に一条新設)</p> <p>三 交通局に、新たに免許課を設けること。(第十三条の六の新設)</p> <p>四 交通局免許課の新設に伴い、交通指導課の所掌事務は、次のとおりとすること。</p> <p>(一) 道路交通法令違反の取締りに関すること。</p> <p>(二) 道路交通法令違反事件の捜査に関すること。</p> <p>(三) ひき逃げ事犯の捜査に関すること。</p> <p>(四) 交通事故の処理に関すること。</p> <p>(五) 交通規制に関する指導調整に関すること。</p> <p>(六) 交通規制のための実態調査に関すること。</p> <p>(七) 交通安全施設に関すること。(第十三条の八の一部改正)</p> <p>五 交通局に新たに設けられる免許課の所掌事務は、次のとおりとすること。</p> <p>(一) 運転免許制度の運用に関する企画および調査に関すること。</p> <p>(二) 国際運転免許証に関すること。</p> <p>(三) 運転免許試験に関すること。</p> <p>(四) 運転者の行政処分に関すること。</p> <p>(五) 運転者の講習の実施に関する指導に関すること。</p> <p>(六) 国家公安委員会の通報に関すること。</p> <p>(七) 自動車教習所に関する指定、教習、検査等の指導に関すること。</p> <p>(八) その他運転免許に関する技術的研究の企画および指導に関すること。(第十三条の八の次に一条新設)</p>

- 六 警備局に新たに資料課を設け、同局に置かれていた警備調査官三人を二人に改めること。(第十四条の一部改正)
- 七 警備局資料課の新設に伴い、警備第二課の所掌事務のうち、「警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。」を削ること。(第十六条の一部改正)
- 八 警備局に新たに設けられる資料課の所掌事務は、警備警察に関する資料の整備および保存に関する事務とすること。(第十七条の次に一条新設)
- 九 改正政令は、昭和三十八年 月 日から施行するものとする。

3 政令案の内容と
概算要求との関係

	予前 千算年 円額度	要本 千求年 円額度	増前 減年 千額度 円	備 考
一の関係経費 (人件費)	三七七	六二三	二四六	刑事調査官 振替分
三の関係経費	二七四二	七九九六	六七五四	交通局 経費全額
六の関係経費	二〇〇七六	二五〇九三	五〇八七	警備局 経費全額

4 審議状況

警察庁庁議決定
昭和三十七年七月二十五日

(参考)
担当官 長官官房総務課
浅見 啓 視
(581) 〇一四一
内線 二〇五二

1 改正の必要性および趣旨

警察事務の増大に伴い、都道府県警察の警察官を増員するため、地方警察官の定員および地方警察職員（定員）の基準を改める必要がある。

2 改正の内容

- 一 地方警察官の定員は、都道府県を通じて三百三十七人とする
こと。（第六条の改正）
- 二 地方警察職員たる警察官の定員およびその階級別定員の基準を改めること。（別表第一および別表第二の改正）

3 改正政令と予算との関係

一の關係経費 (増員経費)	二の關係経費 (國費)	(補助金)	前年度	本年度	対前年度	備考
			予算額	要求額	増減額	
○	○	○		五七六八一	五七六八一	五十七人増員
				一七、七四二	一七、七四二	五千人増員
				二〇、八九二	二〇、八九二	

4 審議状況

警察庁庁議決定

昭和三十七年七月二十五日

(参考)

担当官 長官官房総務課

浅見 警視

(581) 〇一四一

内線 二〇五二

前和製糖備法ノ一節ニ就テ之ヲ法律ニ定ム

前和製糖備法ノ一節ニ就テ之ヲ法律ニ定ム

平

功

致

明

1 糖ノ製法ニ係ルニ...

糖ノ製法ニ係ルニ... 糖ノ製法ニ係ルニ... 糖ノ製法ニ係ルニ...

2 糖ノ製法ニ係ルニ...

糖ノ製法ニ係ルニ... 糖ノ製法ニ係ルニ... 糖ノ製法ニ係ルニ...

3 糖ノ製法ニ係ルニ...

糖ノ製法ニ係ルニ... 糖ノ製法ニ係ルニ... 糖ノ製法ニ係ルニ...

4 糖ノ製法ニ係ルニ...

糖ノ製法ニ係ルニ... 糖ノ製法ニ係ルニ...

B4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

首都圏市街地南界区域整備法の一部を改正する法律案要綱

首都圏整備委員会

事項	説明
改正の趣旨及び 概要	<p>既成市街地のうち東京都の区部等の特定区域(以下「特定区域」といふ)に対する産業及び人口の過度集中の傾向は、近來ますます激しく、このため、さきに首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正し、制限を強化した。更に特定区域内に過度に集中立地している工場を市街地南界区域に積極的に分散せしめるとともに、特定区域内に立地しようとする工場を市街地南界区域内に積極的に立地せしめ、もって、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るとするものである。</p>
2 法律案の内容	<p>(債権譲渡の特別償却)</p> <p>イ 市街地南界区域内において工場を新増設した者がある場合にあって、当該新増設が特定区域内にあった工場の移転のために行なわれたものであるときは、当該新増設に伴い、新たに取得し、又は製作し、若しくは建築した機械及び装置並びに工場用の建物については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行なうこととするものとする。</p> <p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>ロ 地方税法第六条の規定により、地方公共団体や、市街地南界区域内において、特定区域内にあった工場の移転のために工場を新増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せられた場合又はこれら地方税に係る不均一課税をした場合には、地方税法第十四条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の減収額のうち別に定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p>

84 X 100 DIRECT COPY SYSTEMS

ハ 地方税法第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、市街地開発区域内において工場を新増設した者について、その事業に係る工場用の建築物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建築物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一課税をした場合において、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、ロの場合と同じように算定して得た額とすること。

3 法律案の内容
 概算要求とは関係なりか、債部資産の特別債部による概算要求として、税の減収をもちたうることとなる。
 の関係

4 各議案状況
 関係省庁と折衝中

B4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

都市開発株式会社法草案要綱草案

首都圏整備委員会

事

項

説

明

1 制定の必要性
の趣旨

首都圏の秩序を維持発展を図るに在りては、分都府市街地開発
区域の開発整備を総合的かつ能率的に行わねばならず、
政府民間の共同事業により都市開発株式会社を設立
し、その事業を遂行する。

2 法律案の内容

都市開発株式会社の日略、株式、手帳、組織、社債
發行法、特例、政府の委任、監督規定等
を定む。

3 法律案の内容若し概
算等要求との関係

都市開発株式会社は、法律案に規定するのと同一の
趣旨を以て、昭和三十一年四月二十一日、法律第六
号（昭和三十一年四月二十一日）に於て、法律第六
号の二を修正する。

4 草案の状況

関係各府、折衝中

B4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

宮内庁法の一部を改正する法律案要綱

宮内庁（長官官房秘書課）

事項	説明								
1 改正の必要性及び趣旨	<p>昭和三十五年一月の閣議決定に基づく皇居の造営は、昭和三十七年度において基本設計を完了し、本年度から実施設計及び関連工事に着手することとなり、皇居附属庭園の整備と合わせて業務量が急激に膨張するとともにその内容が著しく高度化するので、従来管理部の所掌として皇居造営主管が総括して来た皇居造営に関する事務を臨時皇居造営部として独立する部を新設して所掌させ、強力に推進させる必要があるとともにこの関係要員二十五人の定員増をする必要がある。</p>								
2 法律案の内容	<p>一 宮内庁に臨時皇居造営部を設け、皇居造営に関する事務をつかさどらせる。</p> <p>二 宮内庁の一般職職員の定員「一八一人」を「二〇六人」に改め、これに伴ない宮内庁長官、宮内庁長官秘書官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長の定員を除く宮内庁の定員「二〇三人」を「二二八人」に改める。</p>								
3 法律の内容と概算要求との関係	<p>2の二の人当経費</p> <table border="1" data-bbox="1128 987 1313 1774"> <thead> <tr> <th>前年度 予算額 ○千円</th> <th>本年度 要求額 千円</th> <th>対前年度 増減額 千円</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一四九三九</td> <td>一四九三九</td> <td>一四九三九</td> <td>二十五人定員増分</td> </tr> </tbody> </table>	前年度 予算額 ○千円	本年度 要求額 千円	対前年度 増減額 千円	備考	一四九三九	一四九三九	一四九三九	二十五人定員増分
前年度 予算額 ○千円	本年度 要求額 千円	対前年度 増減額 千円	備考						
一四九三九	一四九三九	一四九三九	二十五人定員増分						
4 審議状況	<p>一 関係各省との間の調整 未定</p> <p>二 宮内庁庁議決定 昭和三十七年八月三日</p> <p>三 内閣法制局の予備審査 未定</p>								

(参考) 担当主任事務官
長官官房秘書課 豊島事務官
(二三三) 二二二一九
内線 二二六

宮内庁法の一部を改正する法律（案）

宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「管理部」を「管理部臨時皇居造管部」に改める。

第一条の八の次に次の一条を加える。

第一条の九 臨時皇居造管部においては、皇居の造管に関する事務をつかさどる。

第十一条の表中「一八一人」を「二〇六人」に、「二〇三人」を「二二八人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

宮内庁法中改正対照
 第一条の二 宮内庁に、長官官房及び左の部局を置く。

- 侍従職
- 東宮職
- 式部職
- 書陵部
- 管理部

臨時皇居造営部

第一条の九 臨時皇居造営部においては、皇居の造営に関する事務をつかさどる。

第十一条 宮内庁の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十九条第一項の定員は、長官、宮内庁長官秘書官、侍従長、侍従次長、東宮大夫及び式部官長の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
特別職の職員	二二人

一般職の職員	合計
一、二〇六人	一、二二八人

北海道開発法の一部を改正する法律案要綱

北海道開発庁の定員を一万三千四百三十六人とすること。

北海道開発法の一部を改正する法律案

北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万一千七百二十七人」を「一万三千四百三十六人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

逐年増大する北海道開発事業の完全な実施を図るため、北海道開発庁の定員を増加する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案要綱

北海道東北開発公庫の資本金を五十億円とすること。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二十五億円」を「五十億円」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

北海道東北開発公庫法第二十七条の規定に基づく北海道東北開発債
権の発行限度額を拡大するため、公庫の資本金を増額する必要がある。
これがこの法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案要綱

防衛庁

事項

説明

- 1 改正の必要性及び趣旨
- 2 法律案の内容
- 3 法律案の内容と概算要求との関係

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の定員を改める必要がある。

防衛庁本庁の職員の定員二七〇一九一人を二七四一八〇人に改め、自衛官の定数二四三九二三人を二四六六四五人に改めると。

昭和三十八年度における防衛庁本庁職員の増員内訳は、次のとおりであるが、これらの増員に要する人件費予算は、約三八八〇〇万円である。

4 審査状況	防衛庁職員の定数			
	昭和三十七年度	昭和三十八年度	増加分	
4 審査状況	(自衛官の定数)			
	陸	一七二、五〇〇	一七二、五〇〇	〇
	海	三三、二九一	三三、七九八	一、五〇七
	空	三九、〇五七	四〇、二六二	一、二〇五
	統幕	七五	八五	一〇
	合計	二四三、九二三	二四六、六四五	二、七二二
	(非自衛官の定数)			
	陸	一三、三九九	一三、八三八	四三九
	海	四、五二〇	五、〇一二	四九二
	空	五、三五六	五、四〇一	四九五
統幕	三六	三九	三	
(小計)	二二、三一一	二二、二九〇	九七九	
内局	五一一	五五三	四一	
研修所	九六	一〇九	一三	
防大	七二五	七九五	七〇	
技本	九八七	一、一〇五	一一八	
調本	六三七	六八三	四六	
(小計)	二、九五七	三、二四五	二八八	
合計	二六、二六八	二七、五三五	一、二六七	
総計	二七〇、一九一	二七四、一八〇	三、九八九	

(注) 政務次官を除く。

庁議決定

自衛隊法の一部を改正する法律案要綱

防衛庁

事項	説明
1 改正の必要性及び趣旨	自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、予備自衛官の定員及び航空自衛隊の飛行教育集団司令部の所在地を改める必要がある。
2 法律案の内容	1 予備自衛官の定員一九〇〇〇人を二一〇〇〇人に改めること。 2 飛行教育集団司令部の所在地を宇都官市から浜松市に改めること。
3 法律案の内容と概算要求との関係	1 予備自衛官二〇〇〇人増勢のために必要な経費は、約一三〇〇万円である。 2 飛行教育集団司令部の移転は、隷下部隊の移動等に伴うものであつて、その移転に要する経費は、約五七一〇〇万円（国債三九〇〇万円を含む。）である。
4 審査状況	庁議決定

事項	説明												
1 改正の必要性及び趣旨	<p>わが国経済の急速な成長に伴い、その総合調整機能を担当する経済企画庁の所掌業務も著しく増大しているのみならずその内容において改善拡充を要するに到っているため、必要は課の新設等を行うとともに必要は事務の担当職員の増員を行おうため一般職員の定員を増加するほか国民経済計算の改善を図るため経済企画庁長官の諮問機関として国民経済計算審議会を設置しようとするものである。</p>												
2 法律案の内容	<p>一 経済研究所の所掌事務に国民経済計算に関する事項を加えること。 二 経済企画庁に経済企画庁長官の諮問に依りて国民経済計算の改善について調査審議するに昭和四十一年三月三十一日までを限り、国民経済計算審議会を置くこと。 三 経済企画庁の一般職員の定員五六四人を六〇六人に改めること。</p>												
3 法律案の内容と概算要求との関係	<p>2の一 関係審議会費、事務費 2の二 関係人件費</p> <table border="1" data-bbox="899 1149 1128 1673"> <thead> <tr> <th>前年度 予算額</th> <th>本年度 要求額</th> <th>対前年度 増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千円 五六三 十円</td> <td>千円 六六三 七</td> <td>千円 一〇七 五</td> <td>審議会費 千円 二、二七三</td> </tr> <tr> <td>千円 三七、一五〇</td> <td>千円 四四、二〇九</td> <td>千円 七、〇五九</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考	千円 五六三 十円	千円 六六三 七	千円 一〇七 五	審議会費 千円 二、二七三	千円 三七、一五〇	千円 四四、二〇九	千円 七、〇五九	
前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考										
千円 五六三 十円	千円 六六三 七	千円 一〇七 五	審議会費 千円 二、二七三										
千円 三七、一五〇	千円 四四、二〇九	千円 七、〇五九											
4 審議状況	<p>一 庁議決定 昭和三十七年八月二十三日 二 関係各省との間の調整 近く打合せ開始の予定 三 内閣法制局の予備審査 未定</p>												

(参考) 担当主任事務官

長官官房企画課

島崎事務官

直通 (581) 一五一三
 内線 五一三三

経済企画庁組織令の一節を改正する政令案要綱（案）

（調整局の分課）

第一 調整局の物価政策課を物価第一課及び物価第二課とし、それぞれ次の事務をつかさどること。

- 一 物価第一課 経済見通しに関する物価動向の予測、物価安定総合対策の実施、第一次産業関係物資等の価格等の調整、地価問題等に関すること。
- 二 物価第二課 各種公益事業に関する料金、価格等の総合調整、第二次産業及び第三次産業関係物資等の価格、料金等の調整等に関すること。

（総合計画局の分課）

第二 総合計画局の計画官七人を八人に改めること。

（総合開発局の分課）

第三 総合開発局に地籍指導官一人を置くこと。

國民經濟計算審議會令米野綱(案)

(所掌事務)

第一 國民經濟計算審議會(以下「審議會」という。)は、經濟企画庁長官の諮問に
応じ、國民所得勘定の構成その他の國民經濟計算の改善に関する重要事項を調査
審議すること。

(組織)

第二 審議會は、委員三十人以内で組織すること。

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議會に、専門委員を置くことが
できること。

(委員および専門委員)

第三 委員は、学識経験がある者のうちから、經濟企画庁長官が任命すること。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、經濟企画庁
長官が任命すること。

(部会)

第四 審議會に、その定めるところにより、部会を置くことができること。

(庶務)

第五 審議會の庶務は、經濟研究所において処理すること。

(有効期間)

第六 この政令は、昭和四十一年三月三十一日限り、その効力を失ふこと。

経済研究所組織規則の一部を改正する府令案要綱(案)

(国民所得部)

第一 国民所得課を分配所得課に改め、国民所得部に国民生産課を新設し、生産国民所得及び物的支出の調査及び分析に関する事務をつかさどること。

(次長)

第二 経済研究所に次長を置くこと。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案要綱

科学技術庁（長官官房総務課）

事項	説明
1. 改正の必要性 及び趣旨	<p>科学技術に関する新しい分野の研究の振興を図るため、防災科学技術総合研究所及び宇宙開発実施本部を設置するとともに、茨城県東海村及びその周辺における原子力施設の監督を強化するため、東海原子力事務所を設置する等所要の改正を行なうとするものである。</p>
2. 法律案の内容	<p>第一 科学技術庁に附属機関として、次の機関を置く。 防災科学技術総合研究所 宇宙開発実施本部</p> <p>第二 航空技術研究所に宇宙能しよう体に関する試験、研究及</p>

(1)

の調査（宇宙開発実施本部及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）に関することを加える。

第三 防災科学技術総合研究所は、防災科学技術に関する試験研究及び調査で、次に掲げるものを行ない、あわせて、その施設及び設備を関係行政機関の共同で使用する機関とする。

一 多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

二 試験及び研究のため必要な施設及び設備を関係行政機関に重複して設置することが、多数の経費を要するため適当でないと思われる場合におけるその施設及び設備を必要とする試験及び研究（前号に掲げるものを除く。）

三 委託に応じて行なう前各号に掲げる試験研究

四 前各号に掲げる試験研究に伴う技術的調査

二 防災科学技術研究所の施設及び設備は、防災科学技術の向上を図るために必要があると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

三 防災科学技術研究所は、〇〇〇に置く。

四 防災科学技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

第四 宇宙開発実施本部は、宇宙開発のため必要な事務で、次の各号に掲げるものを行ない、あわせて、その施設及び設備を関係行政機関の共用に供する機関とする。

一 宇宙飛しよう体に関する研究委託並びに宇宙飛しよう体の打上げに関する試験及び研究

二 宇宙飛しよう体に搭載する機器に関する試験及び研究で、

事項

説明

当該機器の環境試験のための施設及び設備を関係行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないこと認められる場合における、その施設及び設備を必要とするもの。

三 委託に応じて行なう前号に掲げる研究及び試験

四 委託に応じて行なう宇宙飛行体の打上げ

五 前各号に掲げる事務に伴う技術的調査

二 宇宙開発実施本部の施設及び設備は、宇宙開発のため必要があること認められるときに限り、国の行政機関でなすものに使用させることができる。

三 宇宙開発実施本部は〇〇〇に置く。

四 宇宙開発実施本部の内部組織は、総理府令で定める。

第五 科学技術庁に、地方支分部局として、東海原子力事務所を置く。

二 東海原子力事務所は、原子力局の事務の一部を分掌する。

三 東海原子力事務所の位置は、水戸市とし、管轄区域は、茨城県とする。

第六 定員の定数を改める。

3. 法律案の内容と概算要求との関係

	前年度予算額	本年度要求額	対前年増減額	備考
第二関係費	九二、五三七千円	三〇一、四七九千円	二〇八、九四二千円	
第三関係費	〇	六一、七七三千元	六一、七七三千元	
第四関係費	〇	四一三、〇〇〇千円	四一三、〇〇〇千円	
第五関係費	〇	二八、四〇〇千円	二八、四〇〇千円	
		外に債務負担行為 一、二、五〇〇千円	外に債務負担行為 一、二、五〇〇千円	

審議状況

事項

説明

審議状況

一 科学技術庁庁議決定 昭和三十七年八月三十一日

二 関係各省との間の調整 水調整

(参考) 担当主任事務官 長官官房総務課 栗林事務官

(密) (五八) 一三三三

(6)

日本原子力船開発機構(仮称)法律案要綱

1. 制定の必要

性及び趣旨

原子力船の開発を総合的かつ効果的に進めるため、昭和三十八年度から、原子力第一船建造計画に着手する。計画の実施にあたり、政府及び民間の協力体制を確立し、計画の円滑な遂行を期するため、計画の実施機関として、特殊法人を設立する必要がある。このため、この法律を制定し、日本原子力船開発機構(仮称)を設立する。

2. 法律案の内容

各

一 法律の目的

この法律は、日本原子力船開発機構(仮称、以下「機構」と称する。)を設立し、原子力船の研究開発を行なうことにより、わが国における海運及び造船の発達に資するとともに原子力利用の推進に寄与することを目的とする。

二 機構の主たる事業

- イ 原子力船の設計、建造及び運航を行なうこと。
- ロ 原子力船の乗組員の養成訓練を行なうこと。

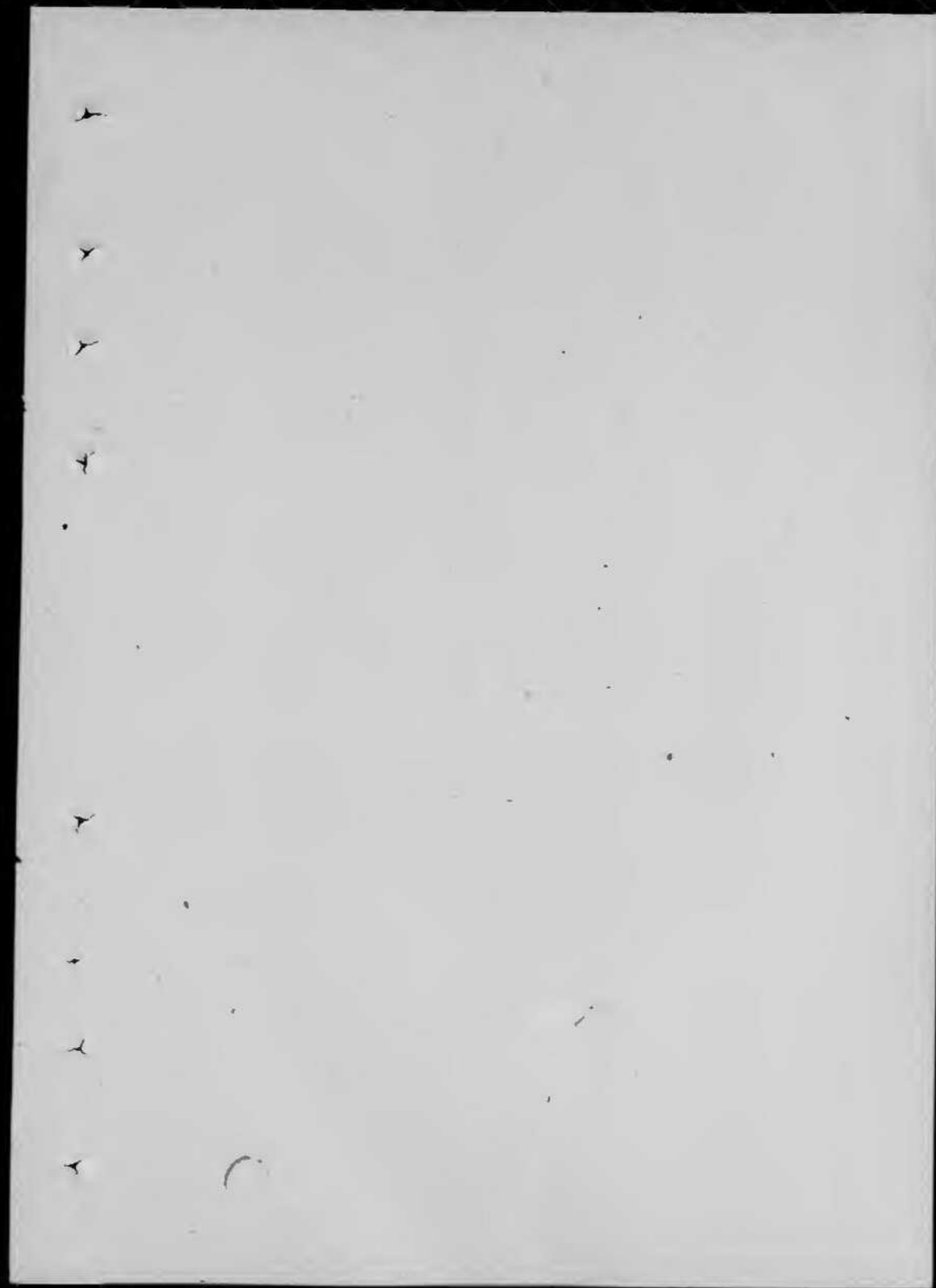
3 法律案の内
容と概算要求
との関係
4 審議状況

ハ イ及びロの事業に係る調査及び研究を行はうこと。
三 機構の役員
機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を
置く。

前年度予算額	本年度要求額	対前年度増減	備考
4、円	十、円	十、円	内法律改正に 正に併せて 十、円
零	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	二、〇〇〇

- 一 科学技術庁原子力局議決定、三十七年八月三日
 - 二 関係各省との間の調整
 - イ 運輸省船舶局との間で、共管を条件に合意
 - 三 科学技術庁議決定、 年 月 日
 - 四 内閣法制局の予備審査、 年 月 日
- (参考) 担当主任事務官

原子力局政策課 山口事務官
直(五八二)一六八六
代(五八一)五二七一内三一四



事項説明

1. 制定の必要性及び趣旨

放射性同位元素（アイソトープ）の利用は、近く開始される本格的国産化とあいまつて飛躍的に増大するものと期待され、アイソトープの利用の増大に伴つて多量の廃棄物を処理する必要が生ずる。これに対処して、従来、社団法人日本放射性同位元素協会が行なつてきたアイソトープの産布および廃棄物の処理の事業を継承し、より安全かつ効率的に実施する特殊法人を設立する必要がある。この特殊法人は、アイソトープの生産及び輸入、アイソトープに関する研修、各種サービス業務をも併せ行なうことがアイソトープ需要者の利便よりみて必要である。これが、この法律を制定し、日本アイソトープセンターを設立しようとする理由である。

2. 法律案の内容

一、法律の目的

この法律は、日本アイソトープセンター（以下「センター」という。）を設立し、放射性同位元素の供給、放射性同位元素の利用の普及及び放射性廃棄物の廃棄を総合的かつ効率的に行なわしめ、もつてわが国

における原子力利用の推進に寄与することを目的とする。

二、センターの主たる業務

- イ アイソトープの生産、輸入及び産布を行なうこと。
- ロ 放射性廃棄物の回収及び廃棄を行なうこと。
- ハ アイソトープに関する技術者の養成訓練を行なうこと。
- ニ アイソトープに関するサービス及びコンサルタント業務を行なうこと。

三、センターの役員

役員として、理事長一人、理事三人以内、監事一人を置く。

3. 法律案の内容と概要要求との関係

センター設立に伴う政府出資金	前年度予算	本年度要	対前年度増減	備考
（債務負担）	千円	千円	千円	内法律改正に伴う分
（五八七九九）	（五八七九九）	（五八七九九）	（五八七九九）	
（八〇六四二）	（八〇六四二）	（八〇六四二）	（八〇六四二）	
（五八七九九）	（五八七九九）	（五八七九九）	（五八七九九）	
（八〇六四二）	（八〇六四二）	（八〇六四二）	（八〇六四二）	

4. 審議状況

- 一、科学技術庁原子力局長議決定 昭和三十七年八月三日
 - 二、関係各省との間の調整 厚生省、地産産業省に申入れ
 - 三、科学技術庁議決定 月 日
 - 四、内閣法制局予備審査 月 日
- 直通 (五八二)一六八六
代表 (五八二)五七〇一三四

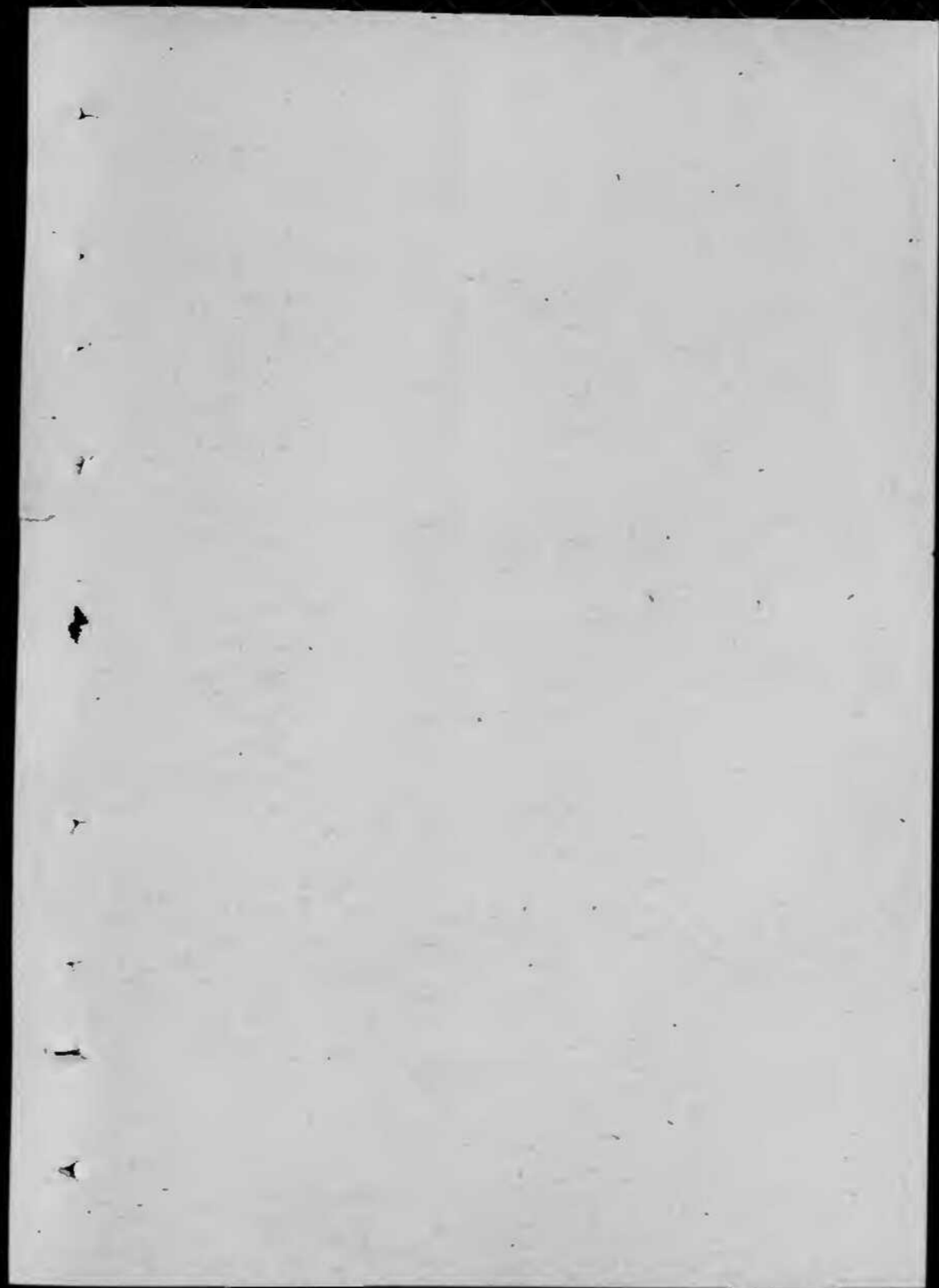
(参考) 担当主任事務官 原子力局長 策劃 諸口事務官

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案要綱

第一 判事の員数を二十四人、判事補の員数を五十一人、簡易裁判所判事の員数を三十五人増加すること。

第二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を千百七十二人増加すること。

執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令案要綱
執行吏に対する国庫補助金の基準額を年額二十九万九千円に引き
上げること。



商法の一部を改正する法律案要綱、商業登記
法案及び法人登記法案要綱

法務省（民事局第四課）

1 法律の内容

一、改正の趣旨

(イ) 商法中、株式会社の計算の内容に関する規定
の改正に伴い株式会社の資産状態等を一般に公
示する必要性が増大したが、現行の公告制度で
は不十分であるので、本改正を行うものである。

(ロ) 商業登記等の手続の合理化及び能率化を図る。
二、改正の内容

別紙「商法の一部を改正する法律案要綱」、「商
業登記法案要綱（案）」、「法人登記法案要綱（案）
」のとおり。

2 概算要求と 関係

改正に伴う経費 三八年度増員一四三名及び四〇、
五四二千円（新規）「商法の一部を改正する法律

案要綱」第十三「商業登記法案要綱（案）」第七
により株式会社等の計算書類を登記所に提出させ、
これを公開するための経費（増員一四三名、庁費
三五、一五五千円、会同旅費五、三八七千円）で
ある。

3 審議状況

一、商法の一部を改正する法律案要綱

昭和三十七年二月二日法制審議会決定

二、商業登記法案要綱（案）

昭和三十七年七月二十日法務省民事局議決定

三、法人登記法案要綱（案）

昭和三十七年七月二十日法務省民事局議決定

（参考）

担当主任 民事局第四課 胡口事務官

（内線 234
127）

商法の一部を改正する法律案要綱（抄）

第十三（貸借対照表の提出等）

株式会社は、貸借対照表及び損益計算書を登記所に提出するものとし、何人もこれらの書類を閲覧することができるものとする。

附帯決議

要綱第十三については、できるだ早い機会にこれを実現し、その実をあげるよう要望する。なお、計算書類の公告については、今後さらに検討する。

商業登記法案要綱

第一 総則

一 趣旨

1 商業登記制度を合理化すること。

2 商業登記に関する規定を非訟事件手続法から分離して、これを独立法とすること。

二 登記関係諸帳簿

商業登記規則中の受付帳及び受付の順序に関する規定を法律をもつて定めること。

三 当事者

1 会社の登記の申請は、会社を代表すべき者によつてするものとする。

2 商業登記規則中の当事者出頭主義に関する規定を法律をもつて定めること。

四 登記申請手続

1 登記申請の却下事由を個別的に列挙すること。

2 登記事項につき無効又は、取消の原因がある場合において、これを争い得なくなつたときの登記申請手続を定めること。

第二 商号の登記

一 商号の登記における登記事項を法定し、その変更の場合における手続を設けること。

二 商法第二六条第二項の登記の申請人を譲受人とすること。

三 会社の商号も抹消できるとし、この場合の処理に関する規定を設けること。

四 株式会社を引き続いて五年以上登記しないときは、その会社の商号は職権で抹消されたものとみなすこと。

五 商号の仮登記の制度を設けること。

第三 未成年者の登記及び後見人の登記

未成年者の登記及び後見人の登記における登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けるとともに申請書の添

付書面に関する規定を整備すること。

第四 支配人の登記

一 支配人の登記における登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けるとともに、申請書の添付書面に関する規定を整備すること。

二 会社の支配人の登記は、会社登記簿にするものとする。

第五 会社の登記

一 会社の支店所在地においてする登記の申請については、当事者の出頭を要しないものとする。

二 会社が本店を移転した場合において新所在地においてする登記は、旧所在地を管轄する登記所を経由してするものとする。

三 会社が合併した場合における消滅会社の合併による解散の登記は、存続会社又は新設会社の本店所在地を管轄する登記所を経由してするものとする。

四 会社の組織変更による解散の登記の申請は、組織変更による設立の登記の申請と同時にするものとする。

五 会社の変更登記申請書の添付書面に関する規定を整備すること。

六 外国会社の登記申請書の添付書面に関する規定を整備すること。

第六 登記の更正及び抹消

登記の抹消の事由を個別的に列挙し、所要の規定を設けること。

第七 計算書類

商法の改正に伴い貸借対照表及び損益計算書の提出及び閲覧の手続に関する規定を設けること。

法人登記法案要綱

第一 趣旨

各種法人及び外国法人の登記に関する法令を統一し、法人登記に関する手続を整備し、法人登記事務の画一的な処理をはかること。

第二 実体規定

一 登記の対抗力について画一的な規定を設けること。

二 すべての法人につき必要な登記事項を画一的に定めるとともに、その他の登記事項については、資本、社員等の有無により法人を七種類に区分し、それぞれの種類ごとに画一的に定めると。

三 設立、登記事項の変更、事務所の移転、解散、継続、合併、組織変更、清算終了及び代理人の選任等の場合における登記義務を画一的に定めること。

四 代表役員の職務執行停止を登記するものとする。

第三 手続規定

一 法人に関する登記簿は、法人登記簿及び外国法人登記簿とすること。

二 登記申請書の添付書面に関する規定を整備すること。

三 商業登記法中所要の規定を準用すること。

第四 罰則

登記義務違反に対する罰則を画一的に定めること。

法務省設置法の一部を改正する法律案要綱

- 第一 大臣官房に人事部を置き、法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第五条第一項第十一号及び第十二号の事務、同項第十五号の事務のうち国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による長期給付に関するもの並びに職員の定員に関する事務をつかさどらせること。
- 第二 宇都宮市及び帯広市に少年院を置き、神戸再度山学院を廃止すること。
- 第三 八戸市、秋田市、七尾市、和歌山県海草郡下津町、松山市、倉敷市、日向市及び鹿児島県大島郡和泊町に入国管理事務所の出張所を置くこと。
- 第四 法務省の職員の定員を改正し、本省について二千五百三十人（うち検察庁について五百九十八人）、公安調査庁について四十人計二千五百七十人を増加すること。

事項

説明

明

改正の必要性及び趣旨

改正の必要性及び趣旨

公務の適正化、能率化、合理化は公務運営における常時の課題であるが、職員の配置、処遇等人事管理の適正は、それ自体直接公務能率増進につながるものといえる。

従つて、人事管理を効率的に推進することが、必要であり、そのためには、法務省全般の人事管理を所掌する人事課の機構を整備、強化してゆかねばならない。

しこうして、当人事課は、法務省四万八千余名の人事行政を総括しているが、管下諸機関の特殊性から、検察官をはじめ、職務の性質を勤務条件を異にする多くの官職を保有し、その本来の人事管理業務が複雑多岐であるに加え、法務省固有の司法試験管理委員会の事務をはじめ検察官適格審査会等三審査会の事務等特殊困難な事務をも所掌しており、その業務量もまた膨大である。現在当人事課は、これら事務を処理しているが、すでに一課長によつて全所掌事務を掌握することが困難な情況に立ち至つてゐる。

この現状を打開し、責任体制を明確にし、執務を適正に調整するとともにその強力な推進をはかり、もつて、当省の人事行政を実効あらしめるため、二課一室制の人事課を設け置る必要がある。

法律の改正案の内容

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経理部」を「人事部、経理部」に改める。

第五条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十二号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

十二 職員の定員に関する事項

第五条第二項中「前項第十三号乃至第十六号の事務」を「第一項第十四号から第十七号までの事務（第十六号の事務のうち、国家公務員共済組合法による長期給付に関するものを除く。）」に改め、同条第三項中「第十七号から第二十一号」を「第十八号から第二十二号」に改め、同条第

法律の改正案の内容

一項の次に次の一項を加える。

人事課においては、前項第十一号から第十三号までの事務及び第十六号の事務のうち、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による長期給付に関するものを掌る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

人事課昇格に伴う経費

二九三千元

（内訳）

職員手当

管理職手当

一六一千円

庁費

初度課弁費

一三二千元

4 審議状況

3 概算要求との関係

- 一 法務省省議了解 昭和三十七年八月二十四日
- 二 行政管理庁行政管理局折衝中

（参考）

担当主任官

課付検査

藤

島

昭

直通

(581)

〇五六二

内線

法務省二四

法務省設置法の一部を改正する法律案要綱

昭和三十七年八月二五日
法務省（入国管理局）

事項 説明

1 改正の必要性及び趣旨
八戸港等八港に出入港する外国船及び外航日本船の最近における激増に伴う上陸の審査手続、出国手続その他出入国管理令に定める業務を行なうため、八戸港、秋田港、七尾港、下津港、松山港、水島港、細島港及び和泊港に出入国管理事務所の出張所を設置すること。

2 法律案の内容
法務省設置法（昭和二十二年法律第三百三十九号）の一部を改正すること。
別表十二に次の七項を加えること。

仙台入国管理事務所八戸港出張所	八戸市
仙台入国管理事務所秋田松川港出張所	秋田市
名古屋入国管理事務所七尾港出張所	七尾市
高松入国管理事務所松山港出張所	松山市
広島入国管理事務所水島港出張所	倉敷市
鹿児島入国管理事務所細島港出張所	日向市
鹿児島入国管理事務所和泊港出張所	鹿児島県大島郡和泊町
同表中「大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所」	
和歌山市	大阪入国管理事務所和歌山港出張所
和歌山市	大阪入国管理事務所下津港出張所

に改めること。

3 法律案の内容
昭和三十八年度概算要求額（新規）
増員 十七名
人件費、庁費、土地建物借料等 九、四三二千円

4 審議状況
法務省省議決定 昭和三十七年八月二十四日
関係各省との間の調整
（参考） 担当主任官 局付技事 池上 直通 五八一―三九三八
内線 二五一―

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案要綱

法務省（保護局総務課）

事項	説	明
1. 改正の必要性及び趣旨	<p>近時、累犯の増大、犯罪の粗暴化、集団化の傾向が著しく、これに対処して仮釈放を真に適正ならしめるため、審理を一段と充実し、その許否決定に十分な資料を得るとともに、仮釈放後の保護観察の成績の推移に応じて、仮出獄の取消、少年院への戻し収容等の処置に遺漏がないよう十分な調査とこれに基づく審理を行なうに足る委員及びその補助職員（保護観察官）の増員が必要である。</p>	
2. 法律案の内容	<p>一、法律の目的 この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>二、第十三条を次のように改める。 地方委員会は、三人以上十二人以下の委員で組織する。</p>	
3. 法律案の内容と概算要求との関係	<p>増員、委員五名、保護観察官十名、計十五名 要求額 七、三〇三千元</p>	
4. 審議状況	<p>法務省保護局局議決定 昭和三十七年七月二十四日</p>	

（参考）担当主任事務官 保護局総務課 田中典事務官
（直通）五八一―一八〇
（内線）一八〇

資料一 概算要求書 抜萃

(十) 増員に必要な経費

要求額 41,868千円

(更生保護官署一般行政一増員)

(a) 仮釈放事件等審理の充実強化

7,303千円

1. 現況

- (1) 仮釈放制度は、社会適応性に欠ける犯罪者を社会生活をさせながら再犯を防止し、円滑な社会復帰をはかる犯罪対策である。
 - (2) これがためには地方更生保護委員会が仮釈放を許すか否かを決定するにあたって更生する適格性があるかどうかを適確に判断することが先決問題である。
 - (3) 地方更生保護委員会は本人の改悛の情は勿論、受入環境の調査調整をはかり、委員みずから本人に面接することを法律は規定している。
 - (4) 地方更生保護委員会は面接事務に追われ、書類の作成整備等の事務は自宅に持ち帰って処理したり、出張日程を極力短縮して処理しており(関東委員会では東京都、埼玉県下は勿論栃木茨城県下でも日帰り出張を強行している。又近畿委員会においても殆んど日帰り出張で面接事務を処理している)必ずしも綿密な審理を遂げて来たとは言えない。
 - (5) 過去ノ年来の実績に鑑み、仮釈放の審査は綿密を期するとともに、釈放の時期を適切にすることが肝要であるが、その審理期間は必ずしも適当とは言えない。
殊に近時の累犯の増大、犯罪の暴力化、集団化の傾向に対し特に審理の精査徹底を期する必要がある。
- (c) 社会防衛の必要上、仮出獄の取消、戻し収容

等いわゆる特殊事件の処理が漸増しているが、これらの事件処理は人権上の問題もあり特に慎重を要する。
特に人口の都市集中傾向に対処し、関東及び近畿の両委員会を強化する必要がある。

2. 計画

- (1) 仮釈放事件等審理の充実をはかるため事務量負担の適正化を図る。
- (2) 審理期間の短縮及び審理の迅速適確化を図る。
- (3) 特に事件数の多い関東及び近畿地方更生保護委員会にそれぞれ合議部一部を設置する。
このため、委員及び保護観察官を増員する必要がある。

3. 増員要求人員

委員会	職名	委員	保護観察官	計
関東		3人	6人	9人
近畿		2	4	6
計		5	10	15

(1) 委員増員数算出表

地方更生保護 委員会	昭和36年中仮 釈放等受理事件 件	委員 数		年間/人当り 担当件数	委員 増員数	増員後の 委員数(修正)	年間/人当り担当件数
		現 在	修 正				
関 東	13,354	9 ^人	8 ^人	1.669	3 ^人	11 ^人	1.214 ^件
近 畿	8,064	6	5	1.613	2	7	1.152
中 部	4,831	5	4	1.208			
中 国	3,455	5	4	864			
九 州	5,719	6	5	1.144			
東 北	3,367	5	4	842			
北 海 道	3,772	5	4	943			
四 国	1,943	3	2.5	777			
計	44,505	44	36.5	1.219			

(注) 委員数の修正は、管理業務に要する人員・・・委員長、事務局長(各委員会/名
四国のみ0.5名)を除く。

(2) 保護観察官増員数算出

委員/人につき、2人とする。(現定員44人 保護観察官88人)

(更生保護官署一般行政一増員)

区	前年度予算額		新規要求額		事業計画および経費概算基礎	資料頁																																		
	員数	単価(円)金額(千円)	員数	単価(円)金額(千円)																																				
(組織) 更生保護官署																																								
(項) 更生保護官署		0		7,303																																				
(人当経費)		0		6,696																																				
2 職員俸給		0		3,885	9ヶ月分																																			
職員俸給		0			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>等級</th> <th>人員</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">委員</td> <td>2</td> <td>2人</td> <td>549,900円</td> <td>1,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>373,500</td> <td>1,121</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保護観察官</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>187,200</td> <td>935</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5</td> <td>145,800</td> <td>729</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>15</td> <td></td> <td>3,885</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	等級	人員	単価	金額	備考	委員	2	2人	549,900円	1,100円		3	3	373,500	1,121		保護観察官	5	5	187,200	935		6	5	145,800	729		計		15		3,885		
職名	等級	人員	単価	金額	備考																																			
委員	2	2人	549,900円	1,100円																																				
	3	3	373,500	1,121																																				
保護観察官	5	5	187,200	935																																				
	6	5	145,800	729																																				
計		15		3,885																																				
3 扶養手当		0	15	9,800	単価 $13,000円 \times \frac{9}{12} = 9,800円$																																			
扶養手当		0		147																																				
3 暫定手当		0		412	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>等級</th> <th>人員</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">委員</td> <td>2</td> <td>2人</td> <td>54,800円</td> <td>110円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>39,700</td> <td>119</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保護観察官</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>20,800</td> <td>104</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5</td> <td>15,800</td> <td>79</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>15</td> <td></td> <td>412</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	等級	人員	単価	金額	備考	委員	2	2人	54,800円	110円		3	3	39,700	119		保護観察官	5	5	20,800	104		6	5	15,800	79		計		15		412		
職名	等級	人員	単価	金額	備考																																			
委員	2	2人	54,800円	110円																																				
	3	3	39,700	119																																				
保護観察官	5	5	20,800	104																																				
	6	5	15,800	79																																				
計		15		412																																				
暫定手当		0																																						
3 職員諸手当		0		536																																				
管理職手当		0	2	137,500	委員分 $549,900円 \times \frac{25}{100} = 137,500円$ (2等級。甲)																																			
通勤手当		0	3	67,200	単価 $393,500円 \times \frac{18}{100} = 67,200円$ (3等級。乙)																																			
通勤手当		0	15	3,960	単価 $440円 \times 9月 = 3,960円$																																			
3 職員特別手当		0		1,086	$4,444千円 \times \frac{17}{9} = 8,39千円$																																			
期末手当		0		839																																				
勤勉手当		0		247	$\frac{05}{9} = 247$																																			

{ 更生保護官署一般行政一増員 }

区 分	前年度予算額		新規要求額		事業計画および経費積算基礎	資料頁															
	員数	単価(円)	金額(千円)	員数			単価(円)	金額(千円)													
4 超過勤務手当					$10人 \times 18.8時間 \times 9月 \times 133円^{20} = 226千円$																
超過勤務手当		0		226	$(\frac{222,000 + 22,730}{1.25} = 133円^{20})$ { 単価 2,288 }																
5 公務災害補償費					$4444千円 \times \frac{1.5}{1,000} = 7千円$																
公務災害補償費		0		7																	
5 退官退職手当					$3885千円 \times \frac{1.5}{1,000} = 58千円$																
退官退職手当		0		58																	
16 国家公務員共済組合負担金																					
国家公務員共済組合負担金		0		339	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期</td> <td>120千円</td> <td>$3885千円 \times \frac{31}{1,000} = 120千円$</td> </tr> <tr> <td>長期</td> <td>218</td> <td>" $\times \frac{55}{1,000} = 218$</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>1</td> <td>" $\times \frac{1}{1,000} = 1$</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>339</td> <td>15人 $\times 80円 = 1$</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金額	備 考	短期	120千円	$3885千円 \times \frac{31}{1,000} = 120千円$	長期	218	" $\times \frac{55}{1,000} = 218$	事務費	1	" $\times \frac{1}{1,000} = 1$	計	339	15人 $\times 80円 = 1$	
区 分	金額	備 考																			
短期	120千円	$3885千円 \times \frac{31}{1,000} = 120千円$																			
長期	218	" $\times \frac{55}{1,000} = 218$																			
事務費	1	" $\times \frac{1}{1,000} = 1$																			
計	339	15人 $\times 80円 = 1$																			
(人当庁費)		0		208	9ヶ月分																
9 庁 費		0		208																	
人当庁費		0	15 13,100	197	単価 $17,400円 \times \frac{2}{12} = 13,100円$																
厚生経費		0	15 750	11	" $1,000円 \times \frac{2}{12} = 750円$																
(特別経費)																					
8 赴任旅費																					
赴任旅費		0	3 33,000	99	$15人 \times \frac{1}{5} = 3人$																
9 庁 費																					
初度調分費		0	5 36,000 10 12,000	300																	

昭和三十八年度概算要求資料

外務省概算要求に係のある

法律案等要綱

- 一、 外務省設置法の一部を改正する法律案及び外務省組織令の一部を改正する
政令案要綱
- 二、 在外公館の名称及び位置を定める法律案の一部を改正する法律案要綱
- 三、 日本海外移住事業団法案要綱

外務省設置法の一部を改正する法律案及び
外務省組織令の一部を改正する政令案要綱

外務省（官房総務参事官室）

事項	説明												
一 改正の必要性及び趣旨	最近の国際情勢に鑑み、外務省の機構の整備と定員の増強が必要となる。												
二 法律案及び政令案の内容	一 法律及び政令の目的 (一) 大臣官房に国際資料部を新設するとともに、外務省定員の定員を増加するに由外務省設置法の一部を改正する。 (二) 国際資料部に国際資料課、経済局に経済統合課を設けるに由外務省組織令の一部を改正する。 二 大臣官房国際資料部 イ 大臣官房に国際資料部を新設する（法律改正） ロ 同部に国際資料課を置く他参事官三名を置く（政令改正） 三 経済局 イ 経済局に新たに経済統合課を設置する（政令改正） 四 外務省定員の定員増加 イ 定員を次のとおり増加する。（法律改正）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行定員</th> <th>新定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別取の取員</td> <td>十八人</td> <td>八四人</td> </tr> <tr> <td>一般取の取員</td> <td>二、三七〇人</td> <td>二、五二八人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>二、四四八人</td> <td>二、六六二人</td> </tr> </tbody> </table>		現行定員	新定員	特別取の取員	十八人	八四人	一般取の取員	二、三七〇人	二、五二八人	合計	二、四四八人	二、六六二人	増 特別取 六人 一般取 二〇八人 計 二一四人
	現行定員	新定員											
特別取の取員	十八人	八四人											
一般取の取員	二、三七〇人	二、五二八人											
合計	二、四四八人	二、六六二人											
（外務大臣、政務次官、秘書官の定員を除く。）													

事項	説明	明
3 法律系の内容 と概算要求との 関係	本省機構の整備強化に必要経費 移住あつせん所人当経費 在外公館の増強に必要経費 在外公館の新設に必要経費	六四、五〇五 千円 二三、〇九五 千円 三八二、六五六 千円 五四四、六二六 千円
4 登状況	外務省幹部会決定 昭和三十七年八月十日	

(参考) 担当主任事務官

官房総務参事官室

有本書記官

(直逕 (55) 二八〇七
 内線 二九一)

在外公館の名稱及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案彙編

外務省（大臣官房総務参事官室）

争 項	説 明
一、改正の必要性 及び趣旨 二、法律案の内容	<p>最近の国際情勢に於て、わが国の外交体制を一層整備強化するに於て、在外公館の新設及び昇格を行はう必要がある。</p> <p>一、法律の目的</p> <p>この法律は、大使館及び総領事館の新設、公使館及び領事館の昇格並びにこれに伴いこれらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の支給額を定めるに於て、「在外公館の名稱及び位置を定める法律」及び「在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律」の一部改正を行はう。</p> <p>二、在外公館の名稱及び位置を定める法律の一部改正</p> <p>イ、在外公館を新設するもの</p> <p>A、大使館</p> <p>アルジェリア大使館（実館） ブルンディ大使館（兼館） ルワンダ大使館（兼館） ウガンダ大使館（兼館） ジャマイカ大使館（兼館） トリニダッド・トバゴ大使館（兼館） 西サモア大使館（兼館）</p> <p>B、総領事館</p> <p>ミラノ 総領事館（実館） エンカルモン 総領事館（実館） 台北 総領事館（兼館）</p> <p>ロ、昇格するもの</p> <p>A、公使館より大使館へ昇格するもの</p>

事項	説明	明
3 法律案の内容 と概算表との 関係	一 在外公館の新設に必要な経費 要 求 額 五四四、六二六、四円（実館五館分） 二 在外公館の昇格に必要な経費 要 求 額 一四一、八千円（実館二館分）	
4 咨議状況	外務省幹部会決定 昭和三十七年八月十日	

(参考) 担当主任事務官

官房総務参事官室 有本書記官

直匯 (55) 二六〇〇
 内銀

事項	説明
<p>1. 制定の必要性及び趣旨</p>	<p>最近の国内勞働力不足及びドミニカ問題を契機として我が國の移住政策に朝野の関心が集まり、その在り方について全く新しい角度からこれを再検討し、日本民族の海外發展を目的とし、海外移住の積極的促進のために、政府は抜本的改革を行うべきことの必要性が強調され、かつ認識されるに至った。</p> <p>よって、この際、今後の海外移住の円滑かつ安定した發展を期するため、行政事務と実務の分化を明確にし、移住に關する実務は出来るだけ実務機關に行わせ、責任体制を明確化かつ整備して、移住の相談、あっせん、指導、保護、援助等を効率的に行い得るようにする必要がある。</p> <p>現在の日本海外協会連合会及び地方海外協会は昭和二十九年七月二十日の閣議決定で早急にその法制化を期すべき旨が謳われているが、いまだ実現をみず、その法的性格が明確でないので、今回、現存移住実務機關を整理し、一つの特殊法人に統合し、職員の身分の安定と優秀な人材の吸収を図り、強力な陣容を整えて、特殊性に壽む移住実務を一元的に（但し、移住金融を除く）担当せしめんとするものである。</p> <p>一、法律の目的</p> <p>この法律は、國の財政資金によつて行う海外移住の啓発、海外移住のあっせん、指導、及び現地における定着發展のために必要な保護、指導及び助成等の業務を内外一貫して効率的に行うために最も適切な体制たる日本海外移住事業団を設立することを目的とする。</p>
<p>2. 法律案の内容</p>	

事項

説明

二、法人格

日本海外移住事業団は法人とする（以下事業団という）。

三、事業団の資本金

事業団の資本金は一億円とし、政府がその全額を出資するものとする。但し、政府は必要ある時は、追加して出資することが出来るものとする。

四、事業団支部及び派遣職員

事業団は海外及び国内各地方に支部を持つことが出来る。

五、評議員会

理事長の諮詢に応じて、事業団の運営に関する重要事項を審議するため、関係団体、地方の移住関係代表者等からなる評議員会を置くものとする。

六、事業団の事務

- イ、移住に関する弘報
- ロ、移住のあつせん、移住相談、及び移住地事情の紹介
- ハ、移住者の講習訓練
- ニ、渡航費の貸付け及び渡航便宜の供与
- ホ、移住実施に関する具体案の企画立案
- ヘ、自己資金（政府出資金）の運用管理
- ト、移住地及び移住者に関する各種調査（含む適地調査）
- チ、移住者の入国定着援助（含む職業あつせん、仲介）
- リ、生活指導、職業指導、啓蒙指導
- 又、融資指導（伯銀、洲銀等現地金融機関へのあつせん）
- ル、移住振興（株）からの受任業務（移住地造成分譲等）

事項	説明												
<p>3. 法律案の内容と概算要求との関係</p>	<p>オ、新移住地の開拓定着のために移住者が組織する団体の設立、運営、管理、技術等の指導及び財政的援助 ウ、集団移住地その他における公益施設及び産業施設の助成 カ、その他政府の指示する事項</p> <p>七、監督 事業団は外務大臣が監督するものとする。</p> <p>八、その他 事業団の解散、年金の通算及び他の法令の準用等について規定を設ける。</p>												
<p>4. 審議状況</p>	<p>この三、内務政府出資金 この二、内務交付金</p> <table border="1" data-bbox="1156 1058 1442 1683"> <thead> <tr> <th>前年度予算額</th> <th>本年度要求額</th> <th>対前年度増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇 千円</td> <td>一〇〇,〇〇〇 千円</td> <td>一〇〇,〇〇〇 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>九九一,〇〇三</td> <td>九九一,〇〇三</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一、外務省移住局 局内会議決定 37年7月25日 外務省企画委員会審議 37年8月22日</p> <p>二、内務各省との間の調整 農林省、労務省、通産省、自治省、建設省、その他内務各省とは目下調整中である。</p> <p>三、内閣法制局の予備審査 近日中に受けること、なっている。</p>	前年度予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考	〇 千円	一〇〇,〇〇〇 千円	一〇〇,〇〇〇 千円		〇	九九一,〇〇三	九九一,〇〇三	
前年度予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考										
〇 千円	一〇〇,〇〇〇 千円	一〇〇,〇〇〇 千円											
〇	九九一,〇〇三	九九一,〇〇三											
	<p>(参考) 移住局企画課 主任担当官 近藤 事務官 (直通五八一 三八九一 内線六二七)</p>												

別 冊

件 名	事 項	説 明	備 考
大蔵省設置法の一部を改正する法律案	(1) 制定(改正)の必要性及び趣旨 (2) 法律案の内容	大蔵省の機構及び定員について、所要の改正を行なうとするもの。 (1) 大臣官房に調査部を設置する。 (2) 銀行局に保険部を設置する。 (3) 本省の附属機関として設置されている金融機関資金審議会を恒久的な機関とする。 (4) 本省の附属機関として關稅中央分析所を設置する。 (5) 長崎税關に鑑査部を設置する。 (6) 東京国税局及び大阪国税局に経理部を設置する。 (7) 定員の規定を改正する。	
公認會計士法の一部を改正する法律案	(1) 制定(改正)の必要性及び趣旨 (2) 法律案の内容	公認會計士制度等の運営改善をはからため、所要の改正を行なうとするもの。 (1) 公認會計士の使命及び職務の重要性にかんがみ、現在の日本公認會計士協会(社団法人)を公認會計士法上の特殊法人とする。 (2) 公認會計士制度を健全に発達させるため公認會計士試験制度の合理化をはかる。 (3) 前記のほか、必要な規定の整備を図る。	
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案	(1) 制定(改正)の必要性及び趣旨 (2) 法律案の内容	I M F 年次協議において、衆議院への移行と勧告される可能性がきわめて強く、勧告を受けた場合早急に現行法を改正して新情勢に対処する必要がある。 対外資本取引及び外国貿易その他対外經常取引に必要なことにより、国民經濟の制限を加えることにより、國民經濟の安定的發展に寄与するため、所要の改正を行なうとするもの。	

昭和三十七年八月三十一日

経算要文に關係のある法律案等要綱

文

部

省

文化功労者年金法の一部を改正する法律案要綱

文部省（大臣官房人事課）

事項	説明								
1 改正の必要性及び趣旨	<p>現行の年金額五十万円は、昭和二十六年に定められたものであるが、その後における社会、経済事情の推移にかんがみ、この額をもっては、文化功労者を顕彰するに不さしくないと考えらるるので、これを百万円に改めるものである。</p>								
2 法律案の内容	<p>一 文化功労者に支給する年金の年額を五十万円から百万円に引き上げる。 二 この引上げは、昭和三十八年度から実施する。</p>								
3 法律案の内容と概算要求との関係	<p>文化功労者年金</p> <table border="1" data-bbox="1128 897 1342 1612"> <tr> <td>前年度 予算額</td> <td>本年度 要求額</td> <td>対前年度 増減額</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>五三、五〇〇千円</td> <td>一一、〇〇〇千円</td> <td>五八、五〇〇千円</td> <td></td> </tr> </table>	前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考	五三、五〇〇千円	一一、〇〇〇千円	五八、五〇〇千円	
前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考						
五三、五〇〇千円	一一、〇〇〇千円	五八、五〇〇千円							
4 審議状況									

東京大学等七国立大学の学長の任免等の特例に関する法律草案綱（仮称）
 文部省（大臣官房人事課）

事項	説明
一、制定の必要性及び趣旨 二、法律案の内容	<p>国立大学のうち旧帝国大学から転換した東京大学等七国立大学は、伝統、規模、研究教育水準等から見て、他の国立大学とは趣を異にし、その学長の職務と責任とは極めて重いものがあるため、これらの学長の地位を权威あらしめ、その待遇を改善するため、認証官とする必要がある。</p> <p>一、法律の趣旨 この法律は国立大学のうち東京大学、京都大学、北海道大学、東北大学、名古屋大学、大阪大学、九州大学の七大学の学長の職務と責任の特例性に基き、当該学長の任免給与等の特例を定めるものとする。</p> <p>二、任免 東京大学等七国立大学の学長の任命は教育公務員特例法第十条の規定にかゝらず、文部大臣の申出により、内閣が行ない、天皇がこれを認証する。</p> <p>この場合において、文部大臣の申出は大学管理に関する申出に基いて行なうものとする。</p> <p>三、給与 一、東京大学等七国立大学の学長の給与は、この法律に定めるもののほか、特別職の職員に給与に関する法律第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例によるものとする。</p> <p>二、東京大学等七国立大学の学長の俸給は次のとおりとする。</p> <p>一、東京大学等七国立大学の学長 十八万五千円</p>

二 その他の大学の学長 十五万五千円
 八 東京大学等七国立大学のうち、寒冷地に所在する大学の学長には、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給するものとする。

四 名稱
 東京大学等七国立大学の学長は、総長と稱するものとする。

五 その他
 イ この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
 ロ この法律施行の際、現に東京大学等七国立大学の学長の職にある者については、新たに内閣任命及び認証の手続を行なうものとする。

三 法律案の内容
 容と概算要求との関係

4 審議状況

2の3の口関係
 本俸
 2の3のイ関係
 扶養手当
 2の3のイ関係
 暫定手当
 2の3のイ関係
 期末手当
 2の3のイ関係
 勤劬手当
 2の3のイ関係
 管理取手当
 2の3のイ関係
 通勤手当
 2の3のイ関係
 寒冷地手当
 2の3のイ関係
 石炭手当
 合計

前年度	本年度	対前年度	備考
予算額	要求額	純増減	
七、五七七 ^{千円}	一三、七四〇 ^{千円}	六、一六三 ^{千円}	東京、京都大学三、七五 ^{千円} その他 三、八八 ^{千円}
七九	〇	△七九	
一七六	一四〇六	一、二三〇	東京、京和大学三、七三 ^{千円} その他 八五八 ^{千円}
一七三九	三、三四四	一、六一五	
四八九	〇	△四八九	
一、八九四	〇	△一、八九四	
二九	〇	△二九	
三七	二一四	一七七	北海道大学、東北大学 Okyaku H. J. 1950
二四	二四	〇	北海道大学
一三、〇三四	一八、七二八	六、六九四	

文部省設置法の一部を改正する法律案要綱

文部省 (大臣官房総務課)

事項	説明
1. 改正の必要性および趣旨	<p>一、義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律の実施に伴い、無償措置の円滑な実施を図るため、教科書部を設ける。</p> <p>二、近年における学術の急速な進展に伴う研究の高度の専門化および学術に対する社会的要請の増大等にかんがみ、総合的、かつ長期的な視野のもとに各専門分野からの要請を計画的、かつ効果的に処理するとともに国際学術協力を推進するため、学術部を設け、学術の面的な振興をはかる。</p> <p>三、文部省に置かれる職員の設定を改正する。</p> <p>四、その他別に法律で設置される学術振興会議の設置等所要の規定の整備を行なうこと。</p>
2. 法律案の内容	<p>一、初等中等教育局に教科書部を置き、教科用図書の検定、教科用図書の発行、供給、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置の実施および文部省が著作の名義を有する出版物の著作権の管理等の事務を所掌するものとする。</p> <p>二、大学学術局に学術部を置き、学術振興の基本的かつ長期的な計画の策定、研究機関および研究者に対する援助、学術に関する情報資料の収集、提供、学校および研究機関の研究結果の頒布、研究者の国際交流、国際的共同研究の推進等の事務を所掌するものとする。</p> <p>三、文部省に置かれる職員を改めること。</p>
3. 法律案の内容と概算要求	<p>一、教科書部の設置関係 要求人員 課長一 課長補佐一 教科書調査官五 係長三 一般職員八 計一八人 (注 ほか振替 部長一 課長一 教科書調査主任 官七等七四人) 義務教育教科書に必要経費</p> <p>前年度予算額 七〇、一九〇〇 本年度要求額 六九、九七五五〇 対前年度増減額 六二、九三六五〇</p>

4. 審議状況

二 学術部の設置関係

要求人員

課長一 課長補佐二 係長二 一般職員二 計七人
(注 併かに振替 部長一 課長三等六二人)

一 文部省省議決定

昭和三十七年八月二十二日

備考

学術振興に関する重要施策の策定及び実施に常時参与する学術振興会議を文部省に設置すること。

(参考)

担当主任事務官

大臣官房総務課審議班

官地事務官

(内線 二九五)

参考

文部省組織令改正案要綱

- 一 大臣官房に参事官二人を置き、文教に関する長期総合計画の立案並びに私立学校行政に関する総合調整にあたらせること。
人員要求 参事官二人

- 二 初等中等教育局教科書部の組織について規定すること。

組織 部長(審議官振替) 管理課 検定課
教科書調査主任官七人(新規)

- 三 初等中等教育局に視学官十八人を置き、学校教育活動の実態の視察、指導並びに局内各課の分掌事務のうち学校教育に関する専門的事項の連絡調整にあたらせること。

- 四 大学学術局に企画室を設置し、中央教育審議会の答申に即応して、大学制度に関し、企画立案の事務を処理せしめること。

人員要求 室長一 係長一 一般職員三 計五人

(はかに振替四人)

- 五 大学学術局学術部の組織について規定すること。

組織 部長(審議官振替) 学術課(振替) 研究助成課(振替)
情報資料課(振替) 国際協力課(新規)

- 六 大学学術局に視学官五人を置き、学校教育活動の実態の視察、指導並びに局内各課の分掌事務のうち学校教育に関する専門的事項の連絡調整にあたらせること。

- 七 図書館職員養成所の廃止に伴う社会教育局社会教育課の規定を整備すること。

- 八 社会教育局に社会教育官六人を置き、社会教育活動に関する視察、指導並びに局内各課の分掌事務のうち社会教育に関する専門的事項の連絡調整にあたらせること。

- 九 体育局にオリンピック課を設置し、オリンピック東京大会の準備にあたらせること。

人員要求 課長一 課長補佐一 専門職一 係長三 一般職員十
計十六人 (はかに振替九人)

十 体育局に参事官二人を置き、オリンピック東京大会の準備のための企画立案等にあたらせること。

人員要求 参事官二人

十一 体育局に体育官三人を置き、体育に関する視察指導並びに局内各課の分掌事務のうち体育に関する専門的事項の連絡調整にあたらせること。

十二 調査局に留学生課を設置し、留学生事務の処理にあたらせること。

人員要求 課長一 課長補佐一 係長三 一般職員二

計七人

(歴かに振替四人)

十三 調査局に参事官一人を置き、国際関係の事務に関し、総括整理し、企画に参画すること。

十四 管理局教育用品主任官を管理局施設部に繰り入れ、教育施設部の組織を改組整備すること。

組織 計画課 指導課(振替) 契約課(振替) 助成課 工管課

人員要求 監理官三 一般職員一八 計二一人(歴かに振替二一〇人)

十五 管理局教育施設部に技術参事官一人を置き、文教施設の整備について、技術に関する重要事項の企画立案に参画させること。

人員要求 技術参事官一人

十六 その他関係規定の整備を行なうこと。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律等の一部を
改正する法律案要綱

文部省（初等中等教育局財務課、特殊教育課）

事項	説明
1. 改正の必要性および趣旨	<p>盲学校、聾学校および養護学校への就学を奨励するためには、現行法による就学奨励費ではお十分ではないので、これらの学校の幼稚部の幼児および高等部専攻科の生徒を新たに対象とするとともに国または都道府県の支弁すべき経費の種類を増加し、ならびに小学校および中学校の児童および生徒のうち経済的理由によつて就学困難なものについて国の補助する経費の種類に新たに通学用品費等を加える必要がある。</p>
2. 法律案の内容	<p>一、法律の目的</p> <p>この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校、聾学校および養護学校への就学の特殊性にかんがみ、国および地方公共団体が行なうこれらの学校への就学の援助をさらに充実し、もつてこれらの学校における教育の普及奨励を図るとともに、経済的理由によつて就学困難な小学校および中学校の児童および生徒の就学奨励を行なう地方公共団体に対する国の必要な援助をさらに充実し、もつて義務教育の円滑を實施に資することを目的とする。</p> <p>三、法律の内容</p> <p>1. 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律について</p> <p>(一) 国および都道府県の行なう就学奨励の対象に盲学校、聾学校および養護学校の幼稚部の幼児および高等部専攻科の生徒を新たに加え、これらの幼児または生徒について国または都道府県の支弁すべき経費の種類を次のものとする。</p> <p>イ 幼稚部の幼児について</p> <p>A 学校給食費</p> <p>B 通学または帰省に要する交通費および付添人の付添に要する交通費</p>

3. 法律案の内容と概算要求との関係

1. 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律について
 国の補助の対象となる経費として、新たに通学用品（ズック、カバン、雨傘、帽子等）費および寄宿舎居住に伴う経費を加える。

2. 就学困難を児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に關する法律について
 高等部（専攻科を除く。）の生徒について
 学用品の購入費
 小学部の児童または中学部の生徒について
 通学用品の購入費
 盲学校、聾学校または養護学校の小学部の児童、中学部の生徒または高等部（専攻科を除く。）の生徒について、国または都道府県が支弁する経費の種類に次の経費を加える。

- イ 小学部の児童または中学部の生徒について
 - 高等部（専攻科を除く。）の生徒について
 - A 教科用図書購入費
 - B 学校給食費
 - C 通学または帰省に要する交通費
 - D 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - ロ 高等部専攻科の生徒について
 - A 教科用図書購入費
 - B 学校給食費
 - C 通学または帰省に要する交通費
 - D 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- ロ 高等部専攻科の生徒について
 - A 教科用図書購入費
 - B 学校給食費
 - C 通学または帰省に要する交通費
 - D 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- ハ 盲学校、聾学校または養護学校の小学部の児童、中学部の生徒または高等部（専攻科を除く。）の生徒について、国または都道府県が支弁する経費の種類に次の経費を加える。
 - イ 小学部の児童または中学部の生徒について
 - 高等部（専攻科を除く。）の生徒について
 - A 教科用図書購入費
 - B 学校給食費
 - C 通学または帰省に要する交通費
 - D 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - ロ 高等部専攻科の生徒について
 - A 教科用図書購入費
 - B 学校給食費
 - C 通学または帰省に要する交通費
 - D 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - ロ 高等部専攻科の生徒について
 - A 教科用図書購入費
 - B 学校給食費
 - C 通学または帰省に要する交通費
 - D 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

予前	算年	額度本	額度対	増減	年度備	考
		額	前年			
		額	額	額		
(一)のイのAにかかる経費	0	1,100千	1,100千			
(一)のイのBにかかる経費	0	2,634	2,634			
(一)のイのCにかかる経費	0	2,869	2,869			
(一)のイのDにかかる経費	0	2,640	2,640			
(一)のロのAにかかる経費	0	7,941	7,941			
(一)のロのBにかかる経費	0	6,380	6,380			
(一)のロのCにかかる経費	0	3,521	3,521			
(一)のロのDにかかる経費	0	1,954	1,954			
(二)のイにかかる経費	0	2,283	2,283			
(二)のロにかかる経費	0	1,160	1,160			

2. 就学困難児童及び生徒に係る就学奨励についての国の奨励に
関する法律について

通学用品費
寄宿舎居住に伴う経費

予前 算年	年度 額要 求	年度 額増 減	前年 度備 考
〇 刊	八九四四八九 刊	八九四四八九 刊	
八二四八	三〇二八六	二二〇三八	

4. 審議状況

一、 文部省初等中等教育局局議決定 昭和三十七年七月二十七日

二、 関係各省との間の調整

1. について

厚生省児童局と調整済み

2. について

厚生省児童局と協議中

三、 文部省省議決定

昭和三十七年八月二十二日

(参考)

担当主任事務官 1. について 初等中等教育局特殊教育課

田 事務官

(内線 三二六)

2. について 初等中等教育局財務課

北 橋 事務官

直通(五八二〇〇四八)

内線 三一九

国立教育会館法案要綱

文部省（初等中等教育局中等教育課）

事項

説明

明

1 制定の必要性および趣旨

わが國教育の振興のため特殊法人国立教育会館を設立する必要がある。

2 法律案の内容

一 法律案の目的

国立教育会館は、その設置する研修のための施設を適切かつ効率的に運営し、もつてわが國教育の振興に寄与することを目的とする。

二 法人格等

国立教育会館は法人とし、事務所を東京都に置く。

三 資産等

イ 国立教育会館の資本金は、国立教育会館の設立の際、現に國の有する不動産およびその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

ロ 政府は、国立教育会館に対し、その事務に要する経費の一部について補助金を交付することができるものとする。

四 業務

国立教育会館は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

イ 教育研究団体等の行なう研究、研修その他その活動の便宜のため、講堂、会議室等を提供する。

ロ 教育に関する内外の資料および教材などを収集し一般の利用に供する。

ハ その他その目的を達成するために必要な業務を行なう。

五 監督

国立教育会館は、文部大臣が監督する。

3 法律案の内容と概算要求との関係

教育会館（仮称）建設に必要な経費

昭和三十六年度予算 一億円

建築事務費

二百四十万円

会館新営費

九千七百六十万円

昭和三十七年度予算

五億九千五十一万七千円

建築事務費

二百五十七万九千円

会館新営費

五億八千七百九十三万八千円

（うち不要額九千六百九十四万円）

審議状況

計

建築事務費 四百九十七万九千円
会館新営費 五億八千八百五十九万八千円

昭和三十八年度概算要求額

会館新営費 六千五百六十六万四千円
運営費補助金 四千六百八十二万八千円
一千八百八十三万六千円

(参考)

担当主任事務官
初等中等教育局中等教育課
熊谷正衛

国立学校設置法の一部を改正する法律案要綱

文部省（大学学術局庶務課）

事項	説明																
1 改正の必要性及び趣旨	昭和三十八年度における予算措置に伴い国立学校の組織の変更等について規定する必要がある。このため、国立学校設置法の一部を改正するものである。																
2 法律案の内容	<p>一、法律の目的</p> <p>昭和三十八年度における国立大学の学部、大学院及び附置研究所並びに国立短期大学及び国立高等専門学校の新設について規定することを目的とする。</p> <p>二、国立大学の学部、大学院及び附置研究所の新設</p> <p>イ 埼玉大学に、工学部を新設すること。</p> <p>ロ 新制大学十一校に、大学院（修士課程）を新設すること。</p> <p>ハ 京都大学に、共同利用の原子炉実験所及び数理解析研究所を、群馬大学に、内分泌研究所をそれぞれ附置すること。</p> <p>三、国立学校の新設</p> <p>イ 国立図書館短期大学を新設すること。</p> <p>ロ 国立高等専門学校十七校を新設すること。</p> <p>四、その他</p> <p>以上の改正に伴つて必要な関係法律条文の改正を行うこと。</p>																
3 法律案の内容と概算要求との関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度 予算額</th> <th>本年度要求額</th> <th>対前年度増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2のニ、イ 学部新設</td> <td>0 100,500千円</td> <td>100,500千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2のニ、ロ 大学院新設</td> <td>0 33,001千円</td> <td>33,001千円</td> <td>十一大学十二修士課程</td> </tr> <tr> <td>2のニ、ハ 研究所新設</td> <td>0 92,420千円</td> <td>92,420千円</td> <td>原子炉実験所 七七一、七八四千円 数理解析研究所 六六、四九三千円</td> </tr> </tbody> </table>	前年度 予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考	2のニ、イ 学部新設	0 100,500千円	100,500千円		2のニ、ロ 大学院新設	0 33,001千円	33,001千円	十一大学十二修士課程	2のニ、ハ 研究所新設	0 92,420千円	92,420千円	原子炉実験所 七七一、七八四千円 数理解析研究所 六六、四九三千円
前年度 予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考														
2のニ、イ 学部新設	0 100,500千円	100,500千円															
2のニ、ロ 大学院新設	0 33,001千円	33,001千円	十一大学十二修士課程														
2のニ、ハ 研究所新設	0 92,420千円	92,420千円	原子炉実験所 七七一、七八四千円 数理解析研究所 六六、四九三千円														

々 審議状況

253、イ 短期大学新設
203、ロ 高等専門学校新設

0	60,117	60,117	内分派研究所 八五九三一十円
0、三六九、三〇二、三六九、三三〇			

- 一、 文部省大学学術局局議決定 昭和三十七年八月九日
- 二、 文部省省議決定 昭和三十七年八月二十三日
- 三、 内閣法制局の予備審査 未審査

(参考)

担当主任事務官 大学学術局庶務課 長崎事務官
直通(五八一) 一五二八
内線(五八一) 四二二(内)二六三、四一六

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令案要綱

文部省（大学学術局庶務課）

事項説明

1. 改正の必要性及び趣旨
昭和三十八年度における予算措置に伴い国立学校の組織の変更等について規定する必要がある。このため、国立学校設置法施行令の一部を改正するものである。

2. 政令案の内容
一、政令の目的
昭和三十八年度における附属の学校の新設について規定することを目的とする。

- 二、附属の学校の新設
- イ 東京学芸大学学芸学部附属して、豊学校を新設すること。
 - ロ 金沢大学教育学部、大阪学芸大学学芸学部及び熊本大学教育学部に附属して、養護学校を新設すること。

3. 政令案の内容と概算要求との関係

前年度予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考
〇	四〇三千元	四〇三千元	
〇	一六、〇九〇千元	一六、〇九〇千元	

4. 審議状況

- 一、文部省大学学術局局議決定 昭和三十七年八月九日
- 二、文部省省議決定 昭和三十七年八月二十三日
- 三、内閣法制局の予備審査 未審査

（参考）
担当主任事務官

大学学術局庶務課 長崎事務官
直通（五八一）一五一八
代表（五八一）四二一一（内線）二六三・四一六

事項	説明
<p>1. 制定の必要性及び趣旨</p>	<p>近年における学術の急速な進展に伴う研究の高度の専門化及び規模の拡大並びに学術に対する社会的要請の増大にかんがみ、学術を画期的に振興するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術振興に関する国の基本方針及び任務を明らかにすること。 2. 学術振興に関する重要施策の策定及び実施に常時参与する学術振興会議を文部省に置くこと。 3. 研究者、学術団体、民間学術研究機関等に対する助成の制度を整備すること。 4. 学術の共同研究及び国際交流を促進する事業等学術振興事業を行なうことを目的とする特殊法人日本学術振興会（仮称）を設立すること。
<p>2. 法律案の内容</p>	<p>第一章 総則</p> <p>一、法律の目的 この法律は、学術が人類の貴重な財産であり、文化の進展及び生活水準の向上に重要な寄与をすることにかんがみ、わが国の学術を振興することを目的とすること。</p> <p>二、定義 この法律において「学術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいうものとする。</p> <p>三、国の基本方針 学術振興に関する国の基本方針について規定すること。</p> <p>四、国の任務 学術振興に関する国の任務として、学術振興計画の策定、研究体制の整備、研究者の養成・確保、研究施設の整備、研究費の確保、学術の情報活動及び国際交流の促進等について規定すること。</p> <p>第二章 学術振興会議</p> <p>一、目的及び設置 学術振興に関する行政の適正な運営を図るため、文部省に、学術振興会議（以下「会議」という。）を置くこと。</p>

三 権限等

文部大臣は、學術振興に関する重要施策を策定し、及びこれを実施するときは、あらかじめ会議にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならぬものとする。

2. 会議は、學術振興に関する重要事項に関して文部大臣に建議するものとする。

三 組織

会議は、七人の議員をもつて組織し、必要に応じて、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。

2. 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に、専門委員を置くことができるものとする。

四 議員及び専門委員

議員は、學術に高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、任命するものとする。

2. 議員（議長である議員を除く。）は、非常勤とすること。

3. 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命するものとする。

五 議長

会議に、議長を置き、議員の互選によつてこれを定めるものとする。

第三章 国の助成

一 學術研究費交付金

多額の経費を必要とする特色ある學術研究を援助するため、国は、政令で定めるところにより、研究者又は研究者のグループに対し、それらの研究に要する経費を交付することができるものとする。

二 研究成果刊行費補助金

研究成果の公表を援助するため、国は、政令で定めるところにより、研究者又は研究者のグループ若しくは学会、協会等の學術団体に対し、それらの研究成果の公表に要する経費の一部を補助することができるものとする。

三 民間學術研究機関補助金

民間の特色ある研究機関の研究活動を振興するため、国は、政令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人で學術研究を目的とするものに対し、その研究業務に要する経費の一部を補助することができるものとする。

第四章 日本学術振興会

一、目的及び設立

学術の共同研究及び国際交流を促進するとともに、学術研究の成果を普及し、もつて学術の振興を図ることを目的として、日本学術振興会（以下「振興会」という。）を法人として設立すること。

二、役員

振興会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置き、文部大臣がこれを任命するものとする。

三、評議員会

振興会に、会長の諮問機関として、二十人以内の評議員で組織する評議員会を置くこと。

四、業務

振興会は、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

1 共同研究委員会の設置及び運営、共同研究に参加する研究者に対するフェローシップの供与等により、学術の共同研究を促進すること。

2 国際的共同研究の企画及び実施、研究者の国際交流に対する援助等により、学術の国際交流を促進するとともに、内外の研究者及び研究機関に関する情報を提供すること。

3 学術図書を出版し、及び学術論文の抄録を作成すること。

4 前各号に掲げるもののほか、学術の振興に必要な業務を行なうこと。

五、監督

文部大臣は、予算及び業務方法書の認可、業務に関する監督上の命令等により、振興会の業務の適正な執行を図るものとする。

六、国の助成

国は、振興会の事務及び業務に要する経費の一部を補助することができるものとする。

七、財団法人日本学術振興会の業務の引継

財団法人日本学術振興会は、振興会設立の日に解散し、その権利義務は、振興会が承継するものとする。

3. 法律案の内容と概算要求との関係

第二章一による学術振興会議の設置に必要な経費

4 審議状況 一、文部省大学学術局局議決定 昭和三十七年七月二十日 二、関係省庁との調整 日本学術振興会の業務のうち、日米科学委員会の勧告の処理に關するものについては、総理府科学技術庁及び外務省と調整済。 三、文部省省議決定 昭和三十七年八月二十二日 四、内閣法制局の予備審査 未審査	前年度予算額 本年度要求額 対前年度増減額 千円 千円 千円 4715 4715	備	考
	第三章一による交付金 前年度予算額 本年度要求額 対前年度増減額 千円 千円 千円 1457000 1457000 0	備	考
	第三章二による補助金 前年度予算額 本年度要求額 対前年度増減額 千円 千円 千円 50000 115000 75000	備	考
	第三章三による補助金 前年度予算額 本年度要求額 対前年度増減額 千円 千円 千円 54000 102000 48000 栗井文庫及び日本学術振興会分は 除算(三十七年度 七〇〇〇千円)	備	考
第四章六による補助金 前年度予算額 本年度要求額 対前年度増減額 千円 千円 千円 221000 221000 0 財団法人日本学術振興会への昭和 三十七年度補助額(六〇〇〇千円)	備	考	

(参考) 担当主任審議官 大学学術局学術課 吉川事務官
 直通 (五八一) 〇七九四
 代表 (五八一) 四二二一 内線 二二七

私立大学の研究設備に対する国の補助に
 関する法律の一部を改正する法律案要綱

文部省（大学学術局研究助成課）

事項	説明
改正の必要性 及び趣旨	<p>私立大学が、わが国の学術研究上に占める地位の重要性にかんがみ、その学術研究活動の基盤を更に育成するため、私立大学の研究設備の購入に要する経費について、国がその設置者である学校法人に対して、補助するべきの補助率を引き上げると共に、新たに国は、学校法人に対して、私立大学の研究施設の設置に要する経費の一部を補助できることとしようとするものである。</p>
法律案の内容	<p>一 法律の目的 この法律は、私立大学における学術の研究を促進するため、私立大学の研究施設の設置又は研究設備の購入に要する経費について、国が補助を行なうこととし、もってわが国の学術の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>二 題名の改正 題名を「私立大学の研究施設及び研究設備に対する国の補助に関する法律」に改めることとする。</p> <p>三 研究施設の補助 国は、学校法人に対し、私立大学（短期大学を除く。以下同じ。）が行なう学術の基礎的研究に必要な研究施設を設置するに要する経費の</p>

三分の二以内を補助できることとする。
 なお、研究施設の範囲およびその設置に要する経費の範囲は、政令で定めることとする。

四 研究設備の補助率の引上げ
 国が、学校法人に対して、私立大学の研究設備の購入に要する経費を補助する場合に、その補助率が現在二分の一以内であることを三分の二以内に改めることとする。

五 私立大学研究設備審議会の改正
 「私立大学研究設備審議会」を「私立大学研究施設審議会」に改め、その目的中「研究設備の補助」を「研究施設及び研究設備の補助」に改めるよう文部省設置法の一部を改正する。

六 その他
 以上の改正に伴う前記の条文の整理を行なうこととする。

3 法律案の内
 容と概算要求との関係

2の三	2の四	前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考
研究施設費	六八八、一六九	〇	一、六三三、〇〇〇	九三三、八三一	法律改正に伴う分を含む。
研究設備費	〇	三七七、〇〇〇	三七七、〇〇〇	〇	法律改正に伴う分を含む。

(資料は別紙として添付する。)

4 審議状況

- 一 文部省大学学術局局議決定 昭和三十七年七月十九日
 - 二 文部省省議決定 昭和 年 月 日
 - 三 内閣法制局の予備審査 昭和 年 月 日
- (参考) 担当主任事務官 大学学術局研究助成課 山本事務官(内線四四二)

私立大学の研究設備に対する国の補助に
 関する法律の一部を改正する法律案要綱

文部省（大学学術局研究助成課）

事項	説明
改正の必要性 及び趣旨 法律案の内容	<p>私立大学が、わが国の学術研究上に占める地位の重要性にかんがみ、その学術研究活動の基盤を更に育成するため、私立大学の研究設備の購入に要する経費について、国がその設置者である学校法人に対して、補助するときの補助率を引き上げると共に、新たに国は、学校法人に対して、私立大学の研究施設の設置に要する経費の一部を補助できることとしようとするものである。</p> <p>一 法律の目的 この法律は、私立大学における学術の研究を促進するため、私立大学の研究施設の設置又は研究設備の購入に要する経費について、国が補助を行なうこととし、もってわが国の学術の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>二 題名の改正 題名を「私立大学の研究施設及び研究設備に対する国の補助に関する法律」に改めることとする。</p> <p>三 研究施設の補助 国は、学校法人に対し、私立大学（短期大学を除く。以下同じ。）が行なう学術の基礎的研究に必要な研究施設を設置するに要する経費の</p>

三分の二以内を補助できることとする。
 なお、研究施設の範囲およびその設置に要する経費の範囲は、政令で定めることとする。

四 研究設備の補助率の引上げ
 国が、学校法人に對して、私立大学の研究設備の購入に要する経費を補助する場合に、その補助率が現在二分の一以内であることを三分の二以内に改めることとする。

五 私立大学研究設備審議会の改正
 「私立大学研究設備審議会」を「私立大学研究施設審議会」に改め、その目的中「研究設備の補助」を「研究施設及び研究設備の補助」に改めるよう文部省設置法の一部を改正する。

六 その他
 以上の改正に伴う前条の条文の整理を行なうこととする。

3 法律案の内容
 案と概算要求との関係

案の三 研究施設費	前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考
案の四 研究設備費	六八八、一六九	一、六三三、〇〇〇	九三四、八三一	法律改正に伴う分を含む。
	〇	三七七、〇〇〇	三七七、〇〇〇	法律改正に伴う分

(資料は別紙として添付する。)

- 4 審議状況
- 一 文部省大学学術局局議決定 昭和三十七年七月十九日
 - 二 文部省省議決定 昭和 年 月 日
 - 三 内閣法制局の予備審査 昭和 年 月 日
- (参考) 担当主任事務官 大学学術局研究助成課 山本事務官(内線四四一)

事項 説

1 改正の必要性及び趣旨

義務教育諸学校における学校給食の保潔費負担を軽減し、学校給食の普及と充実に資するため、国の補助により、義務教育諸学校に供給する脱脂粉乳の価格を引下げる必要がある。このため日本学校給食会が定める脱脂粉乳の売渡価格に特例を設けるものとする。

2 法律案の内容

一 日本学校給食会は、義務教育諸学校に供給する脱脂粉乳については、日本学校給食会法第二十条の規定にかかわらず、同条により決定された価格の二分の一以内の特別価格で供給することができるものとする。

二 国は、日本学校給食会が、義務教育諸学校に対して脱脂粉乳を特別価格で供給する場合、その差額額を予算の範囲内において補助することができるものとする。

3 法律案の内容と概算

前年度予算額	本年度予算額	対前年度増減額	備考
千円	千円	千円	
0	1,336,711	1,336,711	

4 審議状況

- 一 文部省体育局長議決定 三二八年八月二五日
- 二 関係各省との間の調整 未了
- 三 文部省省議決定 三七年八月二八日
- 四 内閣法制局の予備審査 未了

(参考) 担当主任事務官 体育局学校給食課 田中 事務官

内線 三一二
夜間直通 (581) 四二三

盲学校、聾学校、盲人学校、聾聾学校の幼稚園の幼稚園部及び小学校部における
 学校給食の制度等については、その一部を改正する法律案を提出す。

附 録 (体育局学校給食課)

明

改正の必
 要性及び趣
 旨

榮養の改善を目的とする教育における学校給食の意義と効果にかんがみ、心身発育上の
 重要な段階にある児童等にかつても特殊教育等と同様に学校給食を実
 施することにより、その健康を維持するに必要がある。

一 農林大臣の定める特別通則による学校給食月小費または小費分の使用を認める
 等幼稚園の学校給食に供し、特殊教育諸学校の幼稚園と同様の援助と規制を行な
 うため関係条項を整理すること。

二 日本学校給食会法、食糧管理特別会計法等の関係法律を整理すること。
 (政令の改正)

幼稚園の実施に伴い、関係条文を整理すること。

2の一編、食糧管理特別会計へ繰り入れ

前年度予算額	本年度予算額	対前年度増減額	備考
千円	千円	千円	
一八八七〇	一八八七〇		幼稚園分のみ

審議状況

- 一 文部省体育局同議決定 三十七年八月二五日
- 二 関係各省との間の調整 未了
- 三 文部省省議決定 三十七年八月二八日
- 四 内閣法制局の予備審査 未了

(参考) 逓信大臣事務官 体育局学校給食課 田中 事務官

内 線 三一
 夜間直通 (581) 四二三
 四

文部省管理局長兼課

事項

要

明

1. 改正の内容及び趣意

私立学校教職員共済組合は私立学校教職員共済組合法による共済組合の組合員となることを前提としており、現行第一号教職員共済組法の適用外にあるので、これら未加入教職員の加入の趣意を明記し、もつてその福利厚生を増進し、私立学校教育の振興に資することを目的とする。

2. 法律案の内容

一、私立学校教職員共済組合充足の際未加入（短期給付または長期給付の一方）についての未加入を含む。とされた教職員を加入させること。
 二、未加入教職員のうち、短期給付について健康保険法による健康保険組合を作っている学校については、教職員の過半数が選択した場合には、短期給付についてののみ、なお、引続き適用除外となることを認めること。
 三、一、による厚生年金保険からの加入教職員に長期給付を行なう場合、厚生年金保険の被保険者であった期間は私立学校教職員共済組合の組合員であった期間とみなすこと。またその者に對する長期給付の額の計算については、加入前の期間に係る部分については一定の減額を行なう等、必要なる調整措置を講ずること。
 四、その他この改正に伴う所要の経過措置について規定すること。

3. 法律案の内容
 容と予算要求との關係

前年度予算額	本年度要求額	対前年度増減額	備考
〇	七、〇三八 <small>千円</small>	七、〇三八 <small>千円</small>	法律改正に伴う事業費補助金
〇	二、六八九 <small>千円</small>	二、六八九 <small>千円</small>	法律改正に伴う事務費補助金
一〇五、六一五 <small>千円</small>	一四五、六六二 <small>千円</small>	四〇、〇四七 <small>千円</small>	法律改正を含めた合計

4. 審議状況

- 一、文部省管理局局議決定 昭和三十七年七月二〇日
- 二、文部省省議決定 昭和三十七年八月二三日
- 三、内閣法制局の予備審査 昭和 年 月 日

(参考) 担当主任事務官

管理局長兼課

松浦 事務官

(内線四〇七番)

私立学校振興会法の一部を改正する法律案要綱

文部省管理局振興課

事項	説明
一、改正の必要性 および趣旨	私立学校振興会は昭和二七年設立以来私立学校の施設設備の整備等、私学の振興に大きな役割を果たしてきているが私立学校施設の整備のためには今後多大の資金を要するほか、三六年度を初年度とする国の要請にもとづく科学技術者養成高校生徒急増対策の実施のため資金需要はさらに急激に増加し私立学校の財政の現状からは従来のような財源措置では計画の達成は不可能な状況となった。そこで三八年度からは一般会計からの出資の増額を図るほか、私立学校振興会法を改正しこれに債券発行能力を賦与し、財政投融資からの借入れをも併せて行って財源の確保を行おうとするものである。
二、法律案の内容	一、振興会は、文部大臣の認可をうけて長期借入金もしくは短期借入金をし私学振興債券を発行しうることに。 二、振興会は文部大臣の認可をうけて私学振興債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託しうることに。 三、その他私学振興債券に関し必要な事項は政令で定めうることに。

3. 法律案の内容
と概算要求との
関係

四. 政府は国会の議決を経た金額の範囲内において振興会の長期借入金および私学振興債券に係る債務について保証契約をしようること

前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考
一三億 一〇二億六千万	六〇億 四一億六千万	六〇億 二九億六千万	財政投融资 一般会計出資
計		八九億六千万	

4. 審議状況

- 一. 文部省管理局局議決定 昭和三十七年七月二日
- 二. 文部省省議決定 昭和三十七年八月二三日
- 三. 内閣法制局の予備審査 昭和 年 月 日

(参考) 担当主任事務官 管理局振興課
 松浦事務官
 (内線四〇七)

事 項	説 明												
<p>1 改正の必要性及び趣旨</p> <p>2 改正の内容</p> <p>3 法律案の内容と概算要求との関係</p>	<p>義務教育諸学校施設費国庫負担法および首都圏整備法の一部を改正し、公立の小学校の校舎の新増築にかかる国の負担率の引き上げおよび義務教育諸学校の工事費の算定の基礎となる基準坪数の改定等を行なうことにより公立義務教育諸学校の施設の整備を促進する。</p> <p>一 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を次のように改正すること。</p> <p>イ 公立の小学校における不常授業を解消するための校舎の新築または増築に要する経費に係る国の負担率を三分の一から二分の一に改めること。</p> <p>ロ 公立の小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費の二分の一をあらたに匡の負担の対象とすること。</p> <p>ハ 工事費の算定方法を改め、当該学校の学級数に應ずる必要坪数から保有坪数を控除して得た坪数を一坪当りの建築の単価に乗じて算定する等の方法とすること</p> <p>ニ 工事費を算定する場合の必要坪数は、小・中学校それぞれにおいて教育を行なうのに必要を最低限度の坪数として政令で定める学級数区分に應ずる坪数とすること。</p> <p>ホ 工事費の算定に際し、当該新築または増築を行なう年度の五月一日における児童生徒数を基礎とするほか、当該新築または増築を行なう年度の翌年度の五月一日における予想児童生徒数を基礎とすることができること。</p> <p>ヘ その他所要の改正を行なうこと。</p> <p>二 首都圏整備法の一部を次のように改正すること。</p> <p>イ 公立の小学校における不常授業を解消するための校舎の新築または増築に要する経費に係る国の補助率を三分の一から二分の一に改めること。</p> <p>三 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年度の予算に係る国庫負担金から適用すること。</p> <p>2の一 イおよび2の二</p> <p>イ 関係補助金</p> <p>2の一 ロ 関係補助金</p> <table border="1" data-bbox="556 997 879 1683"> <thead> <tr> <th>前年度 予算額</th> <th>本年度 要求額</th> <th>対前年度 増減額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五四五、二一七 (千円)</td> <td>九八五、八八一 (千円)</td> <td>四四〇、六六四 (千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>六一、二二八</td> <td>五六〇、二四〇</td> <td>四九九、〇一二</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 2の一 ハおよび二の基準改訂は、予算要求とは直接関係がない。</p>	前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備 考	五四五、二一七 (千円)	九八五、八八一 (千円)	四四〇、六六四 (千円)		六一、二二八	五六〇、二四〇	四九九、〇一二	
前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備 考										
五四五、二一七 (千円)	九八五、八八一 (千円)	四四〇、六六四 (千円)											
六一、二二八	五六〇、二四〇	四九九、〇一二											

4 審議状況

- 一 文部省管理局 局議決定 昭和三十七年七月三十日
- 二 関係各省との間の調整
 - イ 大蔵省主計局と予備交渉の程度
- 三 文部省省議決定 (未)
- 四 内閣法制局の予備審査 (未)

(参考)

担当主任事務官
管理局助成課

工藤事務官

(直通(五八一)一九三八)

内線 三〇九

重要無形文化財保持者年金法案要綱

文化財保護委員会

事項	説明
<p>一、制定の必要性及び趣旨</p>	<p>重要無形文化財の保持者は、過去幾十年にわたり辛苦を重ね、研究・修練に心を盡し、わが国の貴重な文化的遺産である重要無形文化財の伝承に大いに貢献している。これに年金を支給して、その功績を顕彰し、多年の労に報いるとともに、あわせて重要無形文化財の保存に役立つものとするものである。</p> <p>二、法律案の内容</p> <p>一、法律の目的</p> <p>この法律は、重要無形文化財の保持者に年金を支給してこれを顕彰し、もつて重要無形文化財の保存を図ることを目的とする。</p> <p>二、年金の支給</p> <p>イ、文化財保護法第五十六条の三第二項の規定により重要無形文化財の保持者に認定された者には、終身、年金を支給する。ただし、重要無形文化財の保持者に認定された者のうち、その者の所屬する機関又は団体の構成員であることにより保持者に認定された者及び重要無形文化財の保持者の代表者として保持者に認定された者に対しては、この年金は支給しないものとする。</p> <p>ロ、年金の支給額は、四十万円とする。</p> <p>ハ、重要無形文化財の保持者のうち、文化功労者年金法の規定による文化功労者に對しては、この年金は支給しないものとする。</p> <p>三、その他</p> <p>イ、この年金については、所得税は課さないものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>重要無形文化財の保持者に認定された者 五十三名 うち 文化功労者 四名 (昭和三七、八現在)</p>

3. 法律案の内容
と概算要求との
関係

2の二関係(年金)

○	千円	前年度 予算額	○	千円	本年度 要求額	二四、〇〇〇	千円	対前年度 増減額	二四、〇〇〇	千円	備考	四〇〇×六〇名
---	----	------------	---	----	------------	--------	----	-------------	--------	----	----	---------

4. 審議状況

- 一、文化財保護委員会事務局議決定 昭和三十七年八月八日
- 二、文化財保護委員会決定 昭和三十七年八月十日
- 三、文部省省議決定 昭和三十七年八月二十八日
- 四、関係各省との間の調整
- イ、大蔵省と税務局との調整(八年度の所得税非課税措置につき)未了
- 五、内閣府との調整(関係)未了

文化財保護委員会事務局庶務課課長補佐
宮野事務官 (581) 四二二内線三八六

事務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令案要綱

文部省（初等中等教育局財務課）

事項

説明

明

1 改正の必要性
および趣旨

事務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基づき地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額が基準財政需要額をこえる都道府県についての教職員給与費等の国庫負担額の最高限度算出の基礎となる給料その他の給与の単価を改訂する等の必要がある。

2 政令案の内容

一、教職員給与費等の国庫負担額の最高限度算出の基礎となる給料その他の給与の単価を次のように改訂する。
 現行（一人当り）
 イ 給料 三二、四九二円
 ロ 暫定手当 一、七七一円
 改訂
 三二、八六四円
 一、三〇四五円

二、教職員給与費等の国庫負担額の最高限度算出の基礎となる給料その他の給与の種類に俸給の調整および初任給調整手当を加える。

3 政令案の内容
と概算要求との
関係

	前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考
2の1のイ関係負担金	一六、〇〇四	一六、五九九	四九五	
2の1のロ関係負担金	一、四五四	一、四九九	四五	
2の2 （俸給の調整等） 関係負担金	—	一一	一一	
2の2 （初任給調整手当） 関係負担金	—	二五	二五	

（参考）担当事務官 初等中等教育局財務課 北橋事務官

直通 (581) 〇〇四八

内線 三一九

義務教育費国庫負担法に基づく教材費の国庫負担の限度額算出の基礎となる額を定める政令の一部を改正する政令案要綱

文部省（初等中等教育局財務課）

事項 説明

1 改正の必要性
および趣旨

公立の義務教育諸学校において保有する教材の現状等にかんがみ、へき地等の小規模学校を中心として教材の一層の充実をはかる必要がある。

2 政令案の内容

教材費の国庫負担の限度額算出の基礎となる義務教育諸学校の種類に特殊学級を加え、これらに應ずる児童または生徒一人当りの額を次のように改訂するとともに、小学校および中学校の児童または生徒の数の計算方法を改める。

イ	小学校	二百八十円	四百六十円	改訂
ロ	中学校	四百二十円	七百円	
ハ	盲学校	二千七百六十円	四千二百円	
ニ	聾学校	二千四百円	三千四百円	
ホ	特殊学級	一円	千六百円	

3 政令案の内容
と概算要求との
関係

関係	前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考
2のイ関係負担金	一〇、五七九、四九千円	一〇、五八三、七六八千円	二、五〇五、八一十九円	
2のロ関係負担金	一〇、五八八、三三三、九一八、五七〇	一〇、五八八、三三三、九一八、五七〇	八、五九七、三七七	
2のハ関係負担金	八、四三二	一、二九四、〇〇	四、五〇八	
2のニ関係負担金	一六、八一八	二、三一五六	六、三三八	
2のホ関係負担金	一	六八、六一六	六八、六一六	

（参考）担当事務官 初等中等教育局財務課 北橋事務官

直通 〇〇〇四八

内線 三一九

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

文部省（初等中等教育局財務課）

事項	説明	明	
1 改正の必要性 および趣旨	経済的理由によつて就学困難な児童および生徒について、教科用図書費、学用品費および修学旅行費を給与する地方公共団体に對して国が補助する場合の補助の基準単価を、実情に即するよう改訂する必要がある。		
2 政令案の内容	教科用図書費、学用品費および修学旅行費を給与する地方公共団体に對して国が補助する場合の補助の基準単価を次のように改訂すること。		
	イ 教科用図書費	現行（一人当り） 小学校 六八六円 中学校 一〇五五円 改訂 小学校 七三七円 中学校 一〇九一元	
	ロ 学用品費	小学校 一、三一二円 中学校 二、二六七円 改訂 小学校 一、九一四円 中学校 四、五六一元	
	ハ 修学旅行費	小学校 七五〇円 中学校 一、九〇〇円 改訂 小学校 九七〇円 中学校 二、九五〇円	
	2のイ関係補助金	予算額 四八、九四五二千円 要求額 三七、三三、四一六千円 対前年度増減額 一一、六〇三六千円	備考
	2のロ関係補助金	予算額 七五、七九八〇、一七、八六、五七二千円 要求額 二〇、二八、八七七千円	
2のハ関係補助金	予算額 一八〇、五三三、四六、二六六二千円 要求額 二八、二、二二九千円		
3 政令案の内容 と概算要求との 関係			

（参考）担当事務官 初等中等教育局財務課 北橋事務官

直通 〇〇〇四八
(581)

内線 三一九

公立養護学校整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

文部省（初等中等教育局財務課）

事項	説明	金額			
		前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考
1 改正の必要性 および趣旨	公立養護学校において保有する教材の現状等にかんがみ、教材の一層の充実をはかる必要がある。				
2 政令案の内容	教材費の国庫負担の限度額算出の基礎となる心身の故障に於ける児童等の一人当りの額を次のように改訂する。				
	イ 肢体不自由者		千五百四十円	二千四百円	改訂
	ロ 精神薄弱者		九百八十円	二千二百円	改訂
	ハ 病弱者		八百四十円	二千二百円	改訂
3 政令案の内容 と概算要求との 関係					
	2のイ関係負担金	三六三、七〇〇円	六七四、八〇〇円	三一一、一〇〇円	
	2のロ関係負担金	一三六、六七〇円	三、四一三、〇〇〇円	二、〇〇六、三三〇円	
	2のハ関係負担金	六七、八〇〇円	二、三二八、〇〇〇円	一、六五〇、二〇〇円	
計		五六八、一七〇円 ($568,170$) $\times 71.83$	一、二四四、九〇〇円 ($1,244,900$)	六七六、七三〇円 ($676,730$)	新設校を 予算設置する
		四八、六六一		七五八、八	

（参考）担当事務官 初等中等教育局財務課 北橋事務官

直通 (581) 〇〇四八

内線 三一九

4 審議状況

一、文部省大学学術局議決定 昭和三十七年七月二十日
二、文部省省議決定 昭和三十七年八月二十三日

(参考) 担当主任事務官

大学学術局学生課

徳平事務官

(58L) 四二一内線二七九

事項	説明	期																																				
1 改正の必要性および趣旨	<p>高等学校の夜間定時制の課程に在学する勤労青少年の健康体力の向上と生活の明朗健全化を図るとともに、青少年の健全な野外活動の普及向上を図るため、夜間定時制の課程をおく公立高等学校の運動場の照明施設および一般の運動場を供する公立キャンプ施設の施設に要する経費について国庫補助を行なうとするものである。</p>																																					
2 政令案の内容	<p>一 国が補助するスポーツ施設の追加 イ スポーツ振興法第二十条第一項第一号の規定により国が補助する公立学校のスポーツ施設に、夜間定時制の課程をおく高等学校の運動場の照明施設を加えること。 ロ 同法第二十条第一項第二号の規定により国が補助する一般の用に供するための公立のスポーツ施設に、キャンプ施設を加えること。 二 国が補助する経費の範囲および算定基準 一の改正にともない、夜間定時制の課程をおく高等学校の運動場の照明施設および一般の用に供するためのキャンプ施設について国が補助する経費の範囲および算定基準を定めること。</p>																																					
3 法律案の内容と概算要求との関係	<p>一の夜間定時制高校運動場照明施設関係補助金 (うち公立学校分) 一のロ キャンプセンター関係補助金</p> <table border="1" data-bbox="928 1108 1213 1723"> <thead> <tr> <th>前年度</th> <th>本年度</th> <th>対前年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>要求額</td> <td>増減額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11,000</td> <td>11,000</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000×9校</td> <td>3,000×9校</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6,000×18校</td> <td>6,000×18校</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前年度	本年度	対前年度	備考	予算額	要求額	増減額		千円	千円	千円		11,000	11,000	0		(0)	(0)	(0)		千円	千円	千円		3,000×9校	3,000×9校	0		千円	千円	千円		6,000×18校	6,000×18校	0		
前年度	本年度	対前年度	備考																																			
予算額	要求額	増減額																																				
千円	千円	千円																																				
11,000	11,000	0																																				
(0)	(0)	(0)																																				
千円	千円	千円																																				
3,000×9校	3,000×9校	0																																				
千円	千円	千円																																				
6,000×18校	6,000×18校	0																																				
4 審議状況	<p>一 文部省体育局長決定 二 関係各省との間の調整 三 文部省審議決定 四 内閣法制局の予備審査 (参考) 担当主任 櫻野官 体育局長 藤野官</p>	<p>三十七年八月二十五日 了 三十七年 月 日 了 石田 啓 務 官 直達 (501) 二七〇六 内線 (501) 二二一一 内 四五九</p>																																				

日本学校安全会法施行令の一部を改正する政令

文部省（体育局学校保健課）

事項	説明	要												
1 改正の必要性及び趣旨	<p>日本学校安全会における災害補償制度が当初の予想をはるかに越えて激増したためやむをえず掛金を増上しようとするための改正である。</p>													
2 改正案の内容	<p>第五条中義務教育諸学校の児童生徒に係る共済掛金を二十円から三十六円に改め、第十二条中高等学校のうち通学課程の生徒に係る掛金を三十五円から五十円に、定時制課程の生徒に係る掛金を二十五円から四十円に改め、第十三条中幼稚園の幼児に係る掛金を十二円から二十円に改める。</p>													
3 政令案の内容と概算要求との関係	関係補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度 予算額</th> <th>本年度 予算額</th> <th>対前年度 増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千円 二二三〇</td> <td>千円 三三六四</td> <td>一一三四</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千円 五〇九三</td> <td>千円 一、五九二</td> <td>六四九九</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前年度 予算額	本年度 予算額	対前年度 増減額	備考	千円 二二三〇	千円 三三六四	一一三四		千円 五〇九三	千円 一、五九二	六四九九	
前年度 予算額	本年度 予算額	対前年度 増減額	備考											
千円 二二三〇	千円 三三六四	一一三四												
千円 五〇九三	千円 一、五九二	六四九九												
4 審議状況	<p>一 文部省体育局長議決定 昭和三十七年八月二五日</p> <p>二 関係各省との検討 未了</p> <p>三 文部省省議決定 昭和三十七年八月二八日</p> <p>四 内閣法制局の予備審査 未了</p>	<p>担当主幹事務官 体育局長 加藤 謙</p> <p>加藤 謙 官 電 四二二一</p> <p>四四三</p>												

日本学校安全会法の一部を改正する法律案要綱

文部省（体育局学校保健課）

章 項	説 明												
1 改正の必要性及び趣旨	<p>災害給付件数の激増および医療費単価の値上げによつて、現行財源に不足を生ずるため、現行掛金額を引き上げるとともに、掛金を事務費に充てる現行制度を改め、事務費の全額を国が補助することとし掛金拠出者の負担の軽減を図るための改正である。</p>												
2 法律案の内容	<p>第三十五条第一項を国が専らに受ける経費の全額を補助するように改める。</p>												
3 法律案の内容と概算要求との関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度 予算額</th> <th>本年度 予算額</th> <th>対前年度 増減額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四六七九七千円</td> <td>二〇〇八三六千円</td> <td>一五四〇三九千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">関係補助金</td> </tr> </tbody> </table>	前年度 予算額	本年度 予算額	対前年度 増減額	備 考	四六七九七千円	二〇〇八三六千円	一五四〇三九千円		関係補助金			
前年度 予算額	本年度 予算額	対前年度 増減額	備 考										
四六七九七千円	二〇〇八三六千円	一五四〇三九千円											
関係補助金													
4 審議状況	<p>一 文部省体育局局議決定 昭和三十七年八月二十五日</p> <p>二 関係各省との間の調整</p> <p>三 文部省省議決定 昭和三十七年八月二十八日</p> <p>四 内閣法制局の予備審査 年 月 日</p>												

担当主任事務官 体育局学校保健課
加藤 事務官 電 四二二一

丙線四四三

予防接種法の一部を改正する法律案要旨

（中略）（公衆衛生局防疫課）

事項	説明												
改正の趣旨	<p>伝染病の予防を推進するため、予防接種を公費負担することとする。急性及び慢性の予防接種に於てはワクチンに代えて、ワクチンを採用するものがある。</p> <p>一 定期予防接種に、腸チフス、コレラチフス、赤痢を除く。一 関する実費徴収の制度を廃止し、全額公費負担することとする。</p>												
法律案の内容	<p>一 現在停止されている急性及び慢性以外の赤痢、腸チフス、コレラチフスを除く。一 の定期予防接種に關する罰則及び罰則を廃止すること。</p> <p>二 急性及び慢性の予防接種として、小活化ソコチンに代えて、エソクサンを採用するため、急性及び慢性の定期接種を改めるべき時期を生後三月から生後一五月に至る期間とすること。</p>												
法律案の内容と概算要求との関係	<table border="1"> <tr> <td>前年度</td> <td>本年度</td> <td>前年度</td> <td>本年度</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>要込額</td> <td>増減額</td> <td>増減額</td> </tr> <tr> <td>九、八六一</td> <td>六、九八七</td> <td>二、八七四</td> <td>二、八七四</td> </tr> </table>	前年度	本年度	前年度	本年度	予算額	要込額	増減額	増減額	九、八六一	六、九八七	二、八七四	二、八七四
前年度	本年度	前年度	本年度										
予算額	要込額	増減額	増減額										
九、八六一	六、九八七	二、八七四	二、八七四										
審議状況	<p>一 厚生省公衆衛生局議決定三七年六月二六日</p> <p>二 厚生省議決定 一七年八月二九日</p>												

担当主任事務官 公衆衛生局防疫課

村中事務官

直達 三〇六
内線 八八

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

厚生省（環境衛生局環境衛生課）

事項	説明
<p>ハ、改正の必要性及び趣旨</p> <p>エ、法律案の内容</p>	<p>環境衛生同業組合及び同連合会の事業を円滑に遂行させるとともに環境衛生関係営業の健全な発達を図るために環境衛生関係団体中央会を設立する。</p> <p>一、事業内容</p> <p>環境衛生関係団体中央会は、次の事業を行なうものとする。</p> <p>イ、環境衛生同業組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡</p> <p>ロ、組合等の監査</p> <p>ハ、組合等に用する教育及び情報の提供</p> <p>ニ、組合等に関する調査及び研究</p> <p>ホ、前各号の事業のほか、組合等及び環境衛生関係営業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>二、会員の資格</p> <p>環境衛生関係団体中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号とする。</p> <p>イ、環境衛生同業組合連合会</p> <p>ロ、都道府県環境衛生同業組合</p> <p>ハ、前二号以外の者であつて、定款で定めるもの</p>

事項

3. 法律案の内容と概算要求との関係

審査状況

説

この一イノホの申渡に係る補助金

概算資料 別紙の通り

前年度 予算額	本年度 予算額	前年度 増減額	備考
千円 三二九六	千円 三二九六		

一、厚生省環境衛生局議定 37年 6月 29日

二、厚生省議定 37年 8月 29日

(参考) 担当主任事務官 環境衛生局環境衛生課

金村事務官(内線 375)

項	38年度予算 要求額	備	秀
環境衛生関係団体中央会補助金	3,796 ^{千円}	補助先 環境衛生関係団体中央会	1/2 補助
(1) 環境衛生関係組合等事業運営指標 作成補助金	800	1. 環境衛生関係組合及び連合会の実態調査費 2. 環境衛生関係団体等事業運営指標作成費 3. 職員給与等	1,212 ^{千円} 52 335 } 1,599 ^{千円} 補助率1/2 800 ^{千円}
(2) 組合等標準経理方式作成事業補助金	255	1. 標準経理方式作製費 2. " 印刷費 3. 職員給与等	114 ^{千円} 30 335 } 509 ^{千円} 補助率1/2 255 ^{千円}
(3) 組合等標準自治監査方式普及事業 補助金	1,284	1. 標準自治監査方式印刷費 2. 監査書印刷費 3. 経理方式等説明会費 4. 実地指導費 5. 職員給与等	45 ^{千円} 5 72 477 335 } 2,569 ^{千円} 補助率1/2 1,284
(4) 役員等講習会開催補助金	732	1. 講師謝金 2. 講習会場借料 3. テキスト印刷費等 4. 実地指導謝金 5. 職員給与等	637 ^{千円} 225 169 48 335 } 1,464 ^{千円} 補助率1/2 732
(5) 労働関係指導補助金	725	1. 労働関係指導員給与等 2. 指導費	760 ^{千円} 689 } 1,427 ^{千円} 補助率1/2 725

し尿処理施設等整備緊急措置法案(案) 厚生省(環境衛生局環境整備課)

事項 説明

1. 制定の必要性及び趣旨

過大都市の発生、農村における生活向上への意欲の増大等に伴い、近年急速に問題化してきた、し尿、ごみ処理について抜本的解決を図るため緊急、かつ、計画的にし尿処理施設、ごみ処理施設、下水道終末処理施設の整備を促進する法律を制定する必要がある。

2. 法律案の内容

一、法律の目的

この法律は、し尿処理施設、ごみ処理施設、下水道終末処理施設の緊急、かつ、計画的な整備を図ることを目的とする。

二、し尿処理施設等整備五ヶ年計画の策定

イ、都道府県知事は、市町村長と協議のうえ、昭和三十八年度以降五ヶ年間に於いて実施すべきし尿、ごみの汚物処理に関する計画(以下「し尿処理施設等整備五ヶ年計画」という。)の資料を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

ロ、厚生大臣は、前項の規定により提出された資料に基づき、し尿処理施設等整備五ヶ年計画の案を作成し閣議の決定を求めなければならない。

ハ、し尿処理施設等整備五ヶ年計画には、次の各号に掲げる事業について、それぞれ五ヶ年間に於けるべき整備の目標および事業の量を定めるなければならない。

- 一、し尿処理事業
 - 二、ごみ処理事業
 - 三、下水道終末処理事業
 - 三、地方公共団体の施設
- 地方公共団体が前項に掲げる事業を行なうときは、し尿

処理施設、ごみ処理施設、下水道終末処理施設整備五ヶ年計画に則つてこれを行うように努めなければならない。

四、整備資金の確保

イ、政府は、地方公共団体が、し尿処理施設等整備五ヶ年計画を実施するために必要な経費の全部又は一部にあてらるため、地方公共団体に対し、資金を融通しなければならない。

ロ、政府は、し尿処理施設等整備五ヶ年計画を実施するために必要な資金を地方公共団体に融通するときは、据置期間、返済期間等の融資条件について特別の考慮を払わなければならない。

五、水洗便所普及資金の確保

同および地方公共団体は、下水道法第二系第七号に規定する処理区域内（以下単に「処理地域内」という。）において水洗便所を設けようとする者に対し、これに要する資金を確保するよう努めるとともに、生活困窮者等で政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、その返済に要する資金の全部又は一部を免除しなければならない。

3 法律案の内容と概算要求との関係

2のニイ関係国庫補助金

区分	前年度		本年度		備考
	予算額	実績額	予算額	実績額	
し尿処理施設	一、〇〇〇、〇〇〇	六、三三三、七七八	六、三三三、七七八	五、二三四、〇七八	
ごみ処理施設	九四、〇〇〇	二、八五七、一二二	二、八五七、一二二	二、七六三、一二二	
下水道終末処理施設	一、三三九、〇〇〇	六、八六八、三六四	六、八六八、三六四	五、五二九、三六四	

2の四イ関係起債

区分	前年度		本年度		備考
	予算額	実績額	予算額	実績額	
し尿処理施設	一、八〇〇、〇〇〇	二、四六八、〇〇〇	二、四六八、〇〇〇	一〇、六六八、〇〇〇	
ごみ処理施設	二、〇〇〇、〇〇〇	五、七二四、〇〇〇	五、七二四、〇〇〇	三、七二四、〇〇〇	
清掃用自動車	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇	
下水道終末処理施設	一、五〇〇、〇〇〇	本定	本定		

4.審議の状況

この五関係資金(国民年年特別還元融資)

水洗便所改修費貸付金は、国民年金特別還元融資の枠内において取扱われるもので三十七年度は未決定である。ただし、三十六年度の融資枠は二五五、〇〇〇千円である。

- 一 厚生省環境衛生局局議決定 三十七年八月十日
- 二 厚生省省議決定 三十七年八月二十九日

(参考) 担当主任事務官 環境衛生局環境整備課

相馬 事務官

(内線二七七番)

3)

別紙(1)

し尿処理施設、ごみ処理施設、下水道終末処理施設整備費補助金

(環境整備課)

事項	38年度 予算要求額 (千円)	備考
(1) 清掃施設整備費補助金		
(イ) し尿消化槽整備費補助金	4,234,178	補助率 $\frac{1}{3}$ 38年度～42年度処理量 29,350 ㎥ ① 新規分 (施設増設) (単価) (補助率) $11,740 \text{ ㎥} \times 1.2 \times 1,434 \text{ 千円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 3,367,032 \text{ 千円}$ ② 継続分 (従来基準額) (単価) (37年度追加処理量) (単価) (補助率) $(11,251,627 \text{ 千円} - 4,983,305 \text{ 千円}) \times 1.37 \times \frac{1}{3} = 2,867,146 \text{ 千円}$ ① + ② = 6,234,178 千円
(ロ) ごみ処理施設整備費補助金	2,857,122	補助率 $\frac{1}{3}$ ① し尿焼却炉整備費 38年度以降処理対象量 28,066 ㎥ $11,226 \text{ ㎥} \times 1.2 \times 1,200 \text{ 千円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 2,694,200 \text{ 千円}$ ② 堆肥化施設整備費 38年度以降処理対象量 1,480 ㎥ (新規分) (単価) (補助率) $[(350 \text{ ㎥} \times 1.2 \times \frac{1}{2}) + 100 \text{ ㎥}] \times 1,180 \text{ 千円} \times \frac{1}{3} = 162,922 \text{ 千円}$ ① + ② = 2,857,122 千円
(ハ) 指導監督事務費	36,365	(焼却炉整備費補助金) (焼却炉整備費補助金) (堆肥化施設整備費補助金) $(6,234,178 \text{ 千円} + 2,694,200 \text{ 千円} + 162,922 \text{ 千円}) \times \frac{4}{1,000} = 36,365 \text{ 千円}$
(ニ) 汚物運搬車整備費補助金	100,000	新規台数 300 台 \times (単価) (補助率) $1,100 \text{ 千円} \times \frac{1}{3} = 100,000 \text{ 千円}$
(2) 下水道終末処理施設整備費補助金		
(イ) 下水道終末処理施設整備費補助金	6,841,000	補助率 $\frac{1}{3}$ (単正費) (補助額) 新規分 23ヶ所 1,599,000 千円 533,000 千円 延長分 25ヶ所 18,924,000 千円 6,308,000 千円 計 20,523,000 千円 6,841,000 千円 (北海道分を含む)
(ロ) 指導監督事務費	27,364	(補助金) $6,841,000 \text{ 千円} \times \frac{4}{1,000} = 27,364 \text{ 千円}$ (北海道分を含む)

医療金融公庫法の一部を改正する法律案要綱

厚生省医務局然務課

事項	説明
一、改正の必要性 及公取旨	医療金融公庫の業務の振起をはかるため、資本金及び役員に關する規定を整へる。
二、法律案の内容	一、医療金融公庫（以下「公庫」という）の資本金を百二十億円（現行五十五億円）とすること。 二、公庫の理事「三人以内」を「四人以内」に改めること。
三、法律案の内容 と概算要求との 關係	昭和三十八年度政府出資金 六十五億円 （合計百二十億円）
四、審議状況	厚生省医務局議決定 昭和三十七年七月十日 厚生省議決定 昭和三十七年八月三十日

（参考）担当主任事務官

事務局長務課

鈴木 番務官

（内線 二九七）

時	時
	<p>の書き宛宛したには、郵送が果てしなく遅延して下りてくることになり、これを防ぐこととする。</p> <p>ロ 東京府知事は、東京府知事及びその親類の町らひである者を念及した場合には、周囲の事情より、合理的に判断して直ちにその保護を命じ、その保護を命じたことを受けて困難なるに認めらるるものは、其の保護を命じ、東京府知事及びその親類等には、その保護を命じたこととする。</p> <p>ハ 郵送が果てしなく遅延して下りてくることとする。東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p> <p>ニ 郵送が果てしなく遅延して下りてくることとする。東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p> <p>ホ 指定のため採取及び採取を命じたこととする。東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p> <p>ヘ 指定入院者については、東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p> <p>ニ 郵送が果てしなく遅延して下りてくることとする。東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p> <p>ホ 指定のため採取及び採取を命じたこととする。東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p> <p>ヘ 指定入院者については、東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p> <p>リ 指定区域は、東京府知事は、通報を受けた場合には、その保護を命じ、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。その結果、中毒のため、自害したものは、その保護を命じたこととする。</p>

<p>又 内閣に麻薬種別表中央本部を設置し、厚生省に中央麻薬対策推進委員会、郵道府県に地方麻薬対策推進委員会を置くことができることとする。</p>	<p>ル 郵道府県知事は、当該郵道府県に麻薬中毒者治療費を課すことができることとする。</p>	<p>オ 現行法により禁止されている漸減療法を収容施設における治療方法として一定の場合等に限り行うことができることとする。</p>	<p>ワ 収容施設の新設及び増設に要する費用並びに地方麻薬対策推進委員会及び麻薬中毒者治療費の設置に要する費用については、二分の一は国が補助すること、外は地方自治体負担とする。</p>	<p>カ 鑑定及び鑑定に要する費用及び入所検閲費の全部は、その二分の一を国が負担するものとする。</p>	<p>ハ 脱税罪及び自己負担すること、外は地方自治体負担とする。</p>	<p>三 検査及び罰則に関する事項</p> <p>イ 麻薬取締官の定数は現行の一五〇名以上三〇〇名以内とし、麻薬取締官の任用は、一三〇名以内とする。</p> <p>ロ 麻薬取締官は、麻薬取締官の職務を執行するに必要と認められることができることとする。</p> <p>ハ 新たに独立罪として「麻薬取締官の職務を執行するに必要と認められること」を設ける。</p> <p>ニ 罰則(麻薬取締官に属するもの)は、現行の「六ヶ月以上一年以下」を「一年以上一年以下」に改め、特に最高刑については、現行の「一年以上一年以下」を「一年以上二年以下」に改め、罰金については、現行の「五十万円以下」を「五十万円以下」に改めることとする。</p> <p>ホ 麻薬を不正に輸入し、又は輸出した者は、現行の「一年以上二年以下」を「一年以上三年以下」に改めることとする。</p>
---	---	---	--	--	--------------------------------------	---

事項

概

略

3. 法律案の内容と議
事案との関係

ては、特に刑の改正については現行の「一年以上の懲役」を「三年以上の懲役」に引き上げることとする。

	前年度 予算額 十円	本年度 予算額 十円	増減 十円	前年度 実績額 十円	備考
この二、八関係 麻薬中毒者鑑定委員会設置	—	一六六七	一六六七	—	
この二、又、ワカ関係 麻薬補償法中其本部長	—	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	—	
中央麻薬対策推進委員会	五二二	一〇〇〇〇	四七七八	—	
地方麻薬対策推進委員会	—	—	—	—	
国共麻薬対策委員会設置	—	—	—	—	
麻薬中毒者収容施設改善補助金	七三三	七〇一〇	三七八	—	
麻薬中毒者入所措置費補助金	—	—	—	—	
中等者保護費補助金	—	—	—	—	
中等者鑑定費補助金	—	—	—	—	
この三、イ 麻薬取締官への待遇	八、五七五	一七、五二九	九、九五五	—	
麻薬取締官の任用	三、一三一	—	—	—	

4. 麻薬実況

- 一 厚生省麻薬取締員決定(昭和三十一年七月)
- 二 閣僚審判の間の調査
- 三 自下大臣官房で審議中
- 四 法務省刑罰局と協賛中

(参考)

担当主任者等

麻薬取締員

厚生省

ワクチン類需給安定対策については左記要綱により法律案要綱を作成中である

ワクチン類需給安定対策要綱

一 現状

- (イ) ワクチン類需給安定の不安定
- (ロ) ワクチン類の性質及び諸外国の実情
- (ハ) 需給計画不充足の原因
- (ニ) 需給計画樹立の必要

二 対策

- (イ) 疾病流行の予察
- (ロ) 需給見込の策定

国及び都道府県の事務

- (イ) 生産供給の確保

三 国の議すべき措置

- (イ) 需給計画の策定
- (ロ) 需給安定機構の設置
- (ハ) 自立調整機関の設置に關するの法的措置

一 現状

- (1) 現状においては伝染の虞れがある疾病の発生は不安定なものである。これを予防し治療すると要するワクチン類の需要も不安定となるを得ない。
- (2) しかしワクチン類は一般に有効期間が短く、製造に長期間を要する特質をもっており又製剤の特殊性、用途の特殊性からして、特に品質の確保を期する必要があり欧米先進諸国はすべて製造の基準、検定の基準を設けて厳重な規制を行っており国内使用のワクチン類は、自国産をもつて充足するのを優先してあり、このことは我が国の場合も同様である。
- (3) しかしながら、我が国の現状は、メーカー、ワクチン製造といふ公營的企業、遂行觀念に立脚して製剤供給を行つてゐるが、予期需要量の測定が不確実であるので製造に當つては企業の原則上を全廢を見越して確實な需要と対応する生産しお行なわれない。製剤の品質を充足することは非常に困難である。
- (4) ワクチン類は疾病の予防に於ては重要な役割を占める社会的に必要であるが、かかる重要医薬品である以上、均等かつ、その供給の現状と上記の通りであるが、これを改善してこれが円滑なる需要供給の調整を図る必要がある。

二 対策

- (1) ワクチン類の供給の安定を図るための施策を行う。
- (2) 疾病流行の予測
- (3) 流行予測に基づく需要量の推定
- (4) 都道府県、市町村、健康増進課の流行の予測を勘案してその管内のワクチン類の需要見込量に協同して供給の調整を図る必要がある。
- (5) 国は都道府県、市町村、健康増進課の流行の予測を勘案してその管内のワクチン類の需要見込量に協同して供給の調整を図る必要がある。
- (6) 国は流行予測に基づいて決定された需要見込量が円滑に生産供給される措置を講ずるものとする。

三 国の調子への措置

(4) 需給計画の策定

厚生大臣は毎年流行予測を行い毎月に命令で定める日までに需給審議会に諮問して、ワフチン類の需給計画を策定する。

(5) 需給安定機構の設置

需給計画に基づき生産されたワフチン類は、疾病の特殊性によりみて計画通り販売されないことも予想される。これによりメーカーが損失を受けることか考えられる。これが指針としては、ワフチン類生産団による販売、公費国家買上による松下、或いはメーカーの共同販売等幾多の方法が考究されるが、いずれも或いは多額の財政資金を要し、且つ不経済であり、或いは損失を価格に転化して定価す価格が安定せず、その種の事業に心こわしく行ない。

しかしながら至々の生産量に対する販売量の誤差は変動が激しいが長期的にみると平均化したものとして把握することができ、この平均値を基礎として至々の生産供給の誤差量の調整を行へば需給の安定は可能となる。

この調整機関としては、当初に変動の誤差が激しいことが予想され準備金として多額の資金を要するの、国家資金による資金を資金とした需給安定機構の設置の措置を講ずるものとする。

(6) 生産供給自主調整機関の設置

需給計画の需要量を充足するため、製造を行うに当っては、我が国のワフチン類の製造の現状に鑑み、且つまた企業の自主性を考慮して製造業者の自主調整によりこれを行うものとし、これが調整機関の設置を法律により措置するものとする。

なお、当該機関には計画量の円滑な生産供給を図るため、計画外の生産供給が計画内の円滑なる生産供給に支障を及ぼすと認められるときは、当該メーカーに計画外のワフチン類の生産供給について罰則乃至助言を行う权限を賦予するものとする。

社会福祉施設緊急整備法公団法案要綱

厚生省（社会局庶務課）

事項	説明
<p>制定の必要性及び趣旨</p>	<p>民間社会福祉施設の老朽化は極めて著しいものがある。その整備の手段としては、共同基金の処分その他一時的施設を算入する財源などの関係から、従来の補助の方法や社会福祉市東振興会の貸付けの方法では、到底目途が立たない。この老朽施設を早急に整備するため、社会福祉施設緊急整備法公団を設置する必要がある。</p>
<p>法律案の内容</p>	<p>一 法律の目的 社会福祉施設緊急整備法公団は、民間社会福祉施設の危険建築物の現状にかんがみ、当該危険建築物を早急に整備し、もって社会福祉事業の振興に資することを目的とする。</p> <p>二 社会福祉施設緊急整備法公団の設置 （一）民間社会福祉施設を早急に整備するに、整備するため、社会福祉施設緊急整備法公団（以下「公団」という。）を設置すること。</p> <p>（二）西筑の行善となる建設は、迅速な整備を要するものとして、都道府県知事又は市町村長、指定の委託を受ける養老施設、母性寮、児童福祉施設、社会福祉施設の用に供して、その整備を促すこと。</p> <p>（三）計画となる施設は、社会福祉法、又は公益法人の設置経路によるものとする。</p> <p>（四）公団の設立当初の資本金は、十二億と定め、そのうち、その全額を出資するものとする。政府は昭和三十九年度以降四年度に、そのうち一億を交付するものとする。</p> <p>（五）西筑の行善となる建設は、迅速な整備を要するものとして、都道府県知事又は市町村長、指定の委託を受ける養老施設、母性寮、児童福祉施設、社会福祉施設の用に供して、その整備を促すこと。</p>

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案要綱

厚生省（社会局更生課）

事項

説明

明

一、改正の必要性及び趣旨

現在設置されている国立光明寮（東京、横浜、神戸の三ヶ所）の運営状況および北海道地区において大町看更生施設が整備されていないことにかんがみ、北海道函館地区に国立光明寮を設置することの計画され、昭和三十七年度予算においてその整備費の一部が計上されたところであるが、これが整備発足に伴い、国立光明寮設置法の規定に所定の改正を加える必要があること。

二、法律案の内容

一、北海道に国立光明寮を設置することとする。
二、この法律の施行期日は、昭和三十九年一月一日とする。

三、法律案の内容と概算要求との関係

国立函館光明寮（仮称）整備費
同 運営費

前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備 考
三〇、〇〇〇 千円	一五三、六八二 千円	一二三、六八二 千円	
〇	八、七四九	八、七四九	

四、審議状況

一、厚生省社会局局議決定 昭和三十七年六月二十八日
二、厚生省省議決定 昭和三十七年八月三十日

（参考） 担当主任事務官 社会局更生課

山崎 事務官

59/ 一四一四一
内装ニモ

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案要綱

厚生省（社会局更生課）

事項	説明
<p>一、改正の必要性及び趣旨</p>	<p>公立の身体障害者更生援護施設の設置状況からみて、法に基づき授養の措置の委託を受ける社会福祉法人立施設の役割はさわめて重要である。これら社会福祉法人立施設は老朽化し、十分な収容能力を備えていない現状にのみならず、その修理、改造等に要する費用について国庫による補助を行なおうとするものである。</p> <p>二、法律案の内容</p> <p>一、都道府県は、社会福祉法人の設置する身体障害者更生援護施設で厚生大臣が指定するものについて、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができることとする。</p> <p>二、国は前号により都道府県が補助した金額の三分の二以内を補助することができることとする。</p> <p>三、厚生大臣及び都道府県知事は、前二号による補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該施設に対し必要な監督権限を有することとする。</p> <p>四、この法律の施行期日は、昭和三十八年四月一日とする。</p>

事項 説明

3 法律案の
内容と概算
要求との関
係

身体障害者
更生援養施設
整備費補助金

前年度 予算額	本年度 要求額	対前年度 増減額	備考
4円 三四〇五七	4円 四八八・六五五	4円 四五四・五九四	(うち法人立 施設四ヶ所分 三三・三〇五十四)

4 審議状況

一 厚生省社会局局議決定 昭和三十七年六月二十八日
二 厚生省指議決定 昭和三十七年八月三十日

(自治省との間の調整の程度)

(参考) 担当主任事務官 社会局更生課

山崎事務官 (57/14141)
四三三〇

老人福祉法案要綱

厚生省（社会局長課）

事項	説明
<p>一、制定の必要性及び趣旨</p>	<p>現在国として実施している老人のための国有の福祉施策としては、各種年金制度による老令年金の支給と生活保護法による扶助としての養老施設への収容等があるが、児童、身体障害者等に対する福祉施策がそれらの者のハンディキャップに添着して体系的に実施されているのに比べてなお立ち遅れている。</p> <p>一方、老令人口の増加、親族扶養の減退、老人をとりまく社会環境の複雑化等は、老人の生活を極めて不安定にしており、一般国民の老後の生活に対する関心も急激に昂まっている現状である。</p> <p>老人は、その程度の差こそあれ、精神的、肉体的ハンディキャップを有する弱者であり、しかも、老人は、多量社会に貢献してきたものであるから、その老後の生活の安定を図ることは、社会の責務であるといわなければならない。</p> <p>右のような現状及び理念にかんがみ、老人の福祉施策を統合的、体系的に推進するため単独の法律を早急に制定する必要がある。</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第一 目的</p> <p>この法律は、老人に対し健全で安らかな生活を保障するため、必要な措置を講じ、もって老人の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第二 国、地方公共団体、国民及び老人の責務</p> <p>一、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有するものとする。</p> <p>二、すべて国民は、老人を敬愛し、老人が健全で安らかな生活を送ることができるように努めなければならないものとする。</p> <p>三、すべて老人は、自己の能力に応じて社会的活動に参加するよう努めなければならないものとする。</p>

才三 老人の社会的活動の保護

老人は、その能力に依りてすべての社会的活動に参加する機会を与えられ、かつその能力と活動に依りた処遇を受けるものとする事。

才四 施策における老人福祉のための配慮

国及び地方公共団体は、保健、医療、所得、雇用、就労、住宅、公租公課等老人の生活に直接影響を及ぼす事項に関する施策が、老人については、その老令に伴う身体上又は精神上の特殊性に適合するものとなるよう意を用いなければならないものとする事。

才五 老人に対する優遇

公益的事業のうち、住宅の供給、運輸等老人の生活に直接関係するものを経営者は、その事業に関し、老人の利用に対し、はその老令に伴う身体上又は精神上の特別な条件に適合する便宜を供与するように努めなければならないものとする事。

才一節 老人福祉審議会

才六 老人福祉審議会

老人の福祉に関する事項を調査審議するための厚生省に中央老人福祉審議会を、都道府県に都道府県老人福祉審議会を置くものとし、市町村に市町村老人福祉審議会を置くことのできるものとする事。

才二節 措置の実施機関等

才七 措置の実施機関

この法律に定める老人に対する福祉の措置は、その措置の種類に依り、都道府県知事又は市町村長が行なうものとする事。

都道府県知事又は市町村長は、福祉の措置をこる取組の部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することを得るものとする事。

才八 老人福祉司

一 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村は、その区域内に
する福祉事務所を老人福祉司を置かなければならぬものこ
するこし。

二 老人福祉司は、福祉事務所長の命を受け、老人福祉に關す
る相談に応じ、必要な指導を行なうものとするこし。

一九 福祉事務所

福祉事務所は、管轄区域内の老人福祉に關し、実情の把握に努
め、老人の福祉に關する事項について調査、相談、指導を行
なうものとするこし。

二〇 行政機関相互の關係

都道府県知事及び市町村長並に福祉事務所長及び保健所長
は、この法律の施行に關し、相互に他の機関の行なう事務に協
力するものとするこし。

二一 民生委員

民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務
所長、老人福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するの
とするこし。

第二章 福祉の措置

一 健康相談等

市町村長は、老人に対し、健康相談を行ない、必要に應じ、
健康診査又は保健指導を行なうものとするこし。

二 施設への入所等の措置

一 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長（以
下「都道府県知事等」という。）は、それぞれの管理する福
祉事務所の所管区域内の老人に対し、必要に應じて、次の措
置を講ずらなければならないものとするこし。

- ア、老人ホーム又は看護老人ホームに入所させるこし。
- イ、養護施設若くは保護者のない老人又は保護者があつても
れと同居することが不適当と認められる老人を養護するこし。

とを希望する者であつて、都道府県知事等が相当と認めらるるものをいふ。以下同じ。）に養護を委託すること。

ウ、老人保養所に入所させること。

エ、市町村長は、当該市町村の区域内の老人につき、必要と認められる場合は老人家庭奉仕員と派遣するものとする

オ三 葬祭の措置

都道府県知事は、措置により老人ホーム又は看護老人ホームに入所していた老人が死亡した場合であつて、その葬祭を行はう者がないときは、当該施設の長にその葬祭を行なわせるものとする。

オ三章 老人福祉施設及び老人家庭奉仕員等

オ一 老人福祉施設の種別

この法律による老人福祉施設は、次に掲げるものとする。ア、老人ホーム、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、居宅において生活することが不適当と認められる人を入所させ、これを養護する施設

イ、看護老人ホーム、身体上又は精神上若しくは欠陥があるに常時介護を必要とし、居宅において、これを行なうことが不適当と認められる老人を入所させ、医学的管理のし、これを養護する施設

ウ、老人保養所、脳卒中の後遺症を有する者、マ、神経痛その他の疾患により身体上の障害を有する老人の健康の増進、又は機能の回復を促進する施設

エ、軽費老人ホーム、住所外の老人を宿願な料金を入所させ給食その他日常生活に必要な便宜の供与を行なう施設

オ、老人福祉センター、老人のために、無料又は低額の料金を各種相談、指導、身体機能の回復訓練並に教養の向上を

才二 老人福祉施設の設置

一、都道府県は、老人福祉施設を設置しなければならないものとする。ただし、老人保養所、軽費老人ホーム及び老人福祉センターについては、この限りでないものとする。

二、市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、老人福祉施設を設置することができるものとする。

才三 老人家庭奉仕員

一、老人家庭奉仕員は、身体上又は精神上の理由により、日常生活に支障をきたしている低所得の老人の属する老人世帯に派遣され、その家事又は老人の介護を行なう者とする。

二、市町村は、老人家庭奉仕員を派遣するに当たっては、このようにすることとする。

才四 最低基準

一、厚生大臣は、中央老人福祉協議会の意見を聞き、老人福祉施設の設備及び運営、老人家庭奉仕員の資格及び業務並に養護受託者の行なう養護について最低基準を定めなければならないものとする。

二、市町村、社会福祉法人その他の者が設置する老人福祉施設については、一の最低基準を社会福祉事業法による最低基準とみなして同法の関係規定を適用するものとする。

才五 指導監督

厚生大臣又は都道府県知事は、最低基準を維持するための老人福祉施設、老人家庭奉仕員、これらの設置者、若しくは施設の長又は養護受託者に対して、指導、検査、命令等を行なうことができるものとする。

才六 有料老人ホームの届出等

一、有料老人ホームへ五人以上の老人のみ又は五人以上の老人と児童のみを入所させ、給食を行なう施設であつて老人福祉施設でないもの、以下同じ、を經營しようとする者は、都

事項

説

明

道府県知事に届け出なければならないものとする。道府県知事は、有料老人ホームを経営する者に対し、その設備又は運営が老人の福祉をそなうものであると認められる場合には、都道府県老人福祉審議会の意見を聞き、必要な勧告をすることができるものとする。

第四章 費用

第一節 費用の支弁

一 市町村の支弁

市町村は、次に掲げる費用を支弁するものとする。

ア 市町村老人福祉審議会に要する費用

イ 市町村が設置する老人福祉司に要する費用

ウ 市町村長が老人ホーム、看護老人ホーム又は老人保養所

へ入所の措置をとった場合に、これに伴い必要な処置を

とる施設の事務費

エ 市町村長が行なう健康相談、健康診査、保健指導、養護

委託、及び葬祭の措置に要する費用

オ 老人家庭奉仕員に要する費用

カ 市町村が設置する老人福祉施設の設備費

キ 市町村が設置する軽費老人ホーム及び老人福祉センターの運営費

二 都道府県の支弁

都道府県は、次に掲げる費用を支弁するものとする。

ア 都道府県老人福祉審議会に要する費用

イ 都道府県が設置する老人福祉司に要する費用

ウ 都道府県知事が老人ホーム、看護老人ホーム又は老人保

養所へ入所の措置をとった場合に、これに伴い必要な処置

費及び施設の事務費

エ 都道府県知事が行なう養護委託及び葬祭の措置に要す

費用

オ 都道府県が設置する老人福祉施設の設備費

カ、都道府県が設置する軽費老人ホーム又は老人福祉センターの運営費

オ二節 費用の負担及び補助

オ三 都道府県の負担及び補助

一、都道府県は、次に掲げる費用を負担するものとする。
ア、市町村長が行なう健康相談、健康診査及び保健指導に要する費用の1/3。

イ、市町村が設置する老人家庭奉仕員に要する費用の1/2

ウ、市町村が設置する老人福祉施設の設備費の1/4

エ、市町村が設置する老人福祉センターの運営費の1/4

ニ、都道府県は、次に掲げる費用を補助することとできるものとする。

ア、社会福祉法人が設置する老人福祉施設の設備費の1/4以内

イ、社会福祉法人が設置する軽費老人ホームの運営費（利用者の処遇費を除く）の10/10以内

ウ、社会福祉法人が設置する老人福祉センターの運営費の1/4以内

エ、同

オ四 国の負担及び補助

一、国は、次に掲げる費用を負担するものとする。

ア、市町村長が行なう健康相談、健康診査及び保健指導に要する費用の1/3

イ、都道府県知事又は市町村長が、老人ホーム、看護老人ホーム又は老人保養所へ入所の措置をとった場合にこれに伴い必要な処遇費及び施設の事務費の1/10

ウ、都道府県知事又は市町村長が行なう看護委託及び療養の措置に要する費用の1/10

エ、市町村が設置する老人家庭奉仕員に要する費用の1/2

オ、都道府県又は市町村が設置する老人福祉施設の設備費の1/2

(7)

事項

義

カ 都道府県又は市町村が設置する移住センターの設置に要する費用（利用者の特典費を除く。）の全部を都道府県又は市町村が設置する老人福祉センターの設置に要する費用のノミとする。

エ 国は、次に掲げる費用を補助することとする。

ア オ三のそのアの額の二五以内、実費ノミ以内

イ オ三のそのイの額の五〇以内（実費ノミ以内）

ウ オ三のそのウの額の二五以内（実費ノミ以内）

オ 国は、以上のほか、都道府県又は市町村が老人クラブの指導、助成その他老人の福祉の増進のための事業を行つた場合、その費用の一部を補助することができるし、これを行うこと。

オ三節 費用の徴収等

オ五 費用の徴収等

ノ 都道府県知事等は、老人ホーム、看護老人ホーム若しくは老人保養所への入所又は介護委託の措置を行つた場合には、当該老人又はその扶養義務者からその負担能力に応じて、当該措置に必要な費用を徴収することができることとする。

ハ 都道府県知事等は、葬祭の措置を行つた場合には、死者の遺留金品を当該措置に必要な費用に充てることとする。

オ五章 雑 則

この法律に規定する指定都市の事務等に關しては、都道府県と同様に取り扱う旨の特例規定を設けること。

附 則

この法律は、昭和三八年四月一日から起算するものとする。

事項

説明

2. 社会福祉事業法、生活保護法その他関係法律の改正を行
うものとする。

(備考)

生活保護法中、養老施設に関する規定は削除する。

3. 法律案の内
容と概算要求
との関係

区 分	前年度	本年度	対前年度	備 考
	予算額	要求額	増減額	
第一章第六の關係審議会費	0	431	431	中央老人福祉審議会費
第一章第七の關係事務費	1,190	2,190	1,000	法施行事務費
第二章一の關係健康相談費	0	83,263	83,263	健康相談費
第二章二及三の關係指導費	2,910,793	4,636,492	1,725,699	福祉の指導費
第三章一の關係施設設置費	5,092,200	2,792,788	1,299,412	福祉施設設置費
第三章二の關係施設運営費	0	102,513	102,513	軽費老人ホーム、福祉センター運営費
第三章三の關係福祉員設置費	10,755	226,653	215,928	家庭福祉員設置費
第四章二の關係福祉員設置費	0	155,200	155,200	老人センター助成費
老人福祉指導員設置費	0	61,184	61,184	福祉指導員設置費
計	3,533,028	6,980,444	3,447,416	

4. 審議状況

- 一、厚生省社会局局議決定 昭和三七年八月一八日
- 二、関係各省との間の調整
未だ交渉してないが、財源の問題を除いて、調整は比較的容易であると考えられる。
- 三、厚生省議決定 昭和三七年八月二九日
- 四、内閣法制局の予備審査 未了

(参考)

担当事務官 社会局施設課 三浦事務官

電話 直通(五九一)五〇六〇

老人福祉法案における補助率一覧表

経費の項目	設置者	措置権者	経費負担割合			
			国	都道府県	市町村	社会福祉法人
老人福祉センター運営費	都道府県 市町村 社会福祉法人		$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ ($\frac{1}{4}$ 以内)	$\frac{1}{4}$ $\frac{1}{4}$ ($\frac{1}{4}$ 以内)	$\frac{1}{4}$	($\frac{1}{4}$ 以上)
軽費老人ホーム運営費 (処遇費を除く)	都道府県 市町村 社会福祉法人		$\frac{8}{10}$ $\frac{8}{10}$ ($\frac{8}{10}$ 以内)	$\frac{2}{10}$ $\frac{2}{10}$ ($\frac{2}{10}$ 以内)	$\frac{2}{10}$	(0以上)
老人福祉施設設備費	都道府県 市町村 社会福祉法人		$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ ($\frac{1}{2}$ 以内)	$\frac{1}{4}$ $\frac{1}{4}$ ($\frac{1}{4}$ 以内)	$\frac{1}{4}$	($\frac{1}{4}$ 以上)
老人家庭奉仕員費	市町村	市町村長	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	
葬祭措置費		知事 市町村長	$\frac{8}{10}$ $\frac{8}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$	
養護委託費		知事 市町村長	$\frac{8}{10}$ $\frac{8}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$	
措置施設へ入所の措置 にまつた場合の費用		知事 市町村長	$\frac{8}{10}$ $\frac{8}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$	
健康相談等に要する費用		市町村長	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	
老人福祉司費	都道府県 市町村			$\frac{10}{10}$	$\frac{10}{10}$	
老人福祉審議会費	都道府県 市町村			$\frac{10}{10}$	$\frac{10}{10}$	

昭和三十八年度老人福祉法関係予算要求内訳

已分	前年度 予算額 千円	本年度 要求額 千円	対前年度 増減額 千円	備考
(才一章才六の關係) 老人福祉審議会費 (才一章才二節才七の關係) 老人福祉法施行事務費 (才二章才一の關係) 全国老人一斉健康診断費 (才二章才二、才三の關係) 老人福祉施設保護費 の 老人ホーム	〇	四三一	四三一	審議会委員費 三〇〇 年六回同償
	二二九〇	二一九二〇	二〇六三〇	果本才指導監査監督 福祉事務所活動費 補助率 五%
	〇	八三三六三	八三三六三	一級検査(健康相談)六六八千人 二次検査(健康診断)一三三四人 補助率 五%
	二九〇七九三	四六六四九二	一七五六九九	
	二九四八三三	四六五九二七	一七一一〇四	
	二八四八三三	四五四四三三	一六五五九九	
	一五四二九五	三三三三三三	一七八〇七八	事務費 四四一八二八分 本俸 一五%引上げ 起勤増給 一人三〇の時 取崩増員 八〇六八
保護費	一三〇五三八	二三四六〇五	九七五五二四	保護費 四四一八三三分 飲食物費 一人一日一〇円 その他(雑費(一時補助等)) 補助率 五%
回 看護老人ホーム	〇	四六七七	四六七七	
事務費	〇	二四八五一	二四八五一	事務費 一三〇〇八分 三ヶ月分 一人月額 七九六五円
保護費	〇	三一九四六	三一九四六	保護費 一三〇〇八分 三ヶ月分 飲食物費 一人一日一三円 その他(雑費 一時扶 助等) 補助率 五%

(1) 老人保養所	事務費	保護費	(2) 養護委託 事務費 保護費	(3) 老人福祉施設整備費	(4) 老人ホーム 老人福祉施設整備費	(5) 軽費老人ホーム	(6) 看護老人ホーム	(7) 老人保養所	(8) 老人福祉センター
0	0	0	0	15960	111110	22800	0	0	8200
3931	1989	1942	554	30565	84511	22350	11110	6250	54455
3931	1989	1942	554	1465	111111	22350	11110	6250	48355
事務費300人50% 2ヶ月 一八月五五五五 保護費300人50% 2ヶ月分 食食物費一ヶ月 その他(雑費) 補助率 5%	事務費一ヶ月 一八月五五五五 保護費一ヶ月 食食物費一ヶ月 その他(雑費) 補助率 5%	事務費一ヶ月 一八月五五五五 保護費一ヶ月 食食物費一ヶ月 その他(雑費) 補助率 5%	事務費一ヶ月 一八月五五五五 保護費一ヶ月 食食物費一ヶ月 その他(雑費) 補助率 5%	対象五五五五件 一件七〇〇〇円 補助率 5%	創設二〇カ所 1,000人 拡張一〇〇カ所 3,000人 その他福祉施設改善分 補助率 1%	創設二五カ所 二五〇〇人 補助率 1%	創設一三カ所 補助率 5%	創設六カ所 補助率 5%	創設九カ所 補助率 1/2 ↓ 1/2

(オ三章オニの関係) の 整費老人ホーム	0	101,521	101,521	事務費 2,276円 補助率 5%
(オ三章オニの関係) 老人福祉センター	0	35,578	35,578	運営費 3,490円 補助率 10% 3月分
(オ三章オニの関係) 老人家庭奉仕員設置費	10,755	32,633	21,878	家庭奉仕員 1,264人分 補助率 33%
(オ四章オニ節オ四の3の关系) 老人クラス助成費	0	15,100	15,100	クラス 年4,000円/名 補助率 100%
(その他) 老人福祉指導監査委託費	0	6,184	6,184	7大都市 各5人 その他各 各3人 延170人 (給与費・方費・旅費)
合 計	10,755 10,755	69,496 69,496	69,496 69,496	

(2)

老人福祉の現状

一 老人問題の現状

わが国の老人問題は、主として次のような事情から、深刻な社会問題となりつつある。

1 増えてきた老人の数

老人の総人口に対する割合は、大正時代から久しくの間、七、八%を保つてきたが、最近、家族計画の普及と平均寿命の延長等により、老人の人口が、総人口に対する比率においても、総数においても激増し、本年に至り九%を越えた。四三年には一〇%を越え、一、〇〇〇万人を上廻るものと推計されている。

◎ 老人人口の推移（厚生省人口問題研究所調査）

年次	総人口(千人)	六〇才以上(千人)	割合
大正 九年	五五、三九一	四、五五七	八、二
昭和 五	六三、八七二	四、七三六	七、四
一五	七二、五〇一	五、六二〇	七、七
二二	七八、一〇一	五、八五四	七、五
二五	八三、二〇〇	六、四一三	七、七
三〇	八九、二七六	七、二四四	八、一
三五	九三、九〇〇	八、二九〇	八、一
三六	九四、八五〇	八、五五三	九、〇
四〇	九八、三四五	九、五一五	九、七
四五	一〇二、二一六	一〇、七七三	一〇、五
五〇	一〇六、三二七	一一、一〇六	一〇、四
六〇	一一一、八四三	一四、六七七	一三、一

◎ 平均寿命の推移（厚生省人口問題研究所調査）

年次	男(才)	女(才)
昭和一〇、一一年	四六、九	四九、六
二二	五〇、一	五四、〇
二五、二七	五九、六	六三、〇
三〇	六三、六	六七、八
三五	六五、二	六九、九

六割までが独居生活の老人世帯

老人世帯六〇%までは単身、九五%までは単身もしくは二人世帯であるが、これは、疾病や事故が発生すれば、老人世帯はたちまち安定を失うおそれがあることを示している。

(注) 老人世帯とは六五才以上の男、六〇才以上の女だけ、またはこれに十才未満の者の加つた世帯を言う。

3 都市に多い独居老人世帯

単身または配偶者と二人だけの老人世帯は都市に多く、子供と同居している老人は郡部に多い。これは家族制度の変貌過程の一面を示すものであり、同時に都市においては特に従来のように私的扶養に依存することが困難になつてきたことを示すものといふことができる。

◎ 地域別に見た家族型態(厚生省統計調査前調査三五・四)

	大都市	その他の市	郡部
単身または配偶者のみ	一八・二%	一三・三%	八・九%
子供夫婦と同居	五一・一	六三・七	七一・七
その他の同居	三〇・七	二三・〇	一九・三
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇

4 困難な就職と乏しい収入

一般に就業の機会が増大してきているが、四〇才を越えると急に就職が困難になつてくる。従つて定年退職者の再就職も容易ではない。

◎ 殺到率表(労働省調査三五・一〇)

年齢	男	女
平均	一・五二倍	一・四八倍
二〇～二四	一・三四	一・六五
三〇～三四	一・一三	一・三一
四〇～四九	三・六六	三・八六
五〇～	一八・六七	九・〇三

$$\text{殺到率} = \frac{\text{求職者数}}{\text{求人数}}$$

次に、老人世帯を見ると、その八〇%までは、その世帯の中に誰か働いている者がおらず、従つて、世帯の収入としては、生活保護費、老令福祉年金その他の

年金、内職、仕送り等が考えられるが、現状に於ては、老人（世帯）の貧困性を物語っている。

⑤ 病人の多い老人世帯

老人世帯は母子世帯や児童世帯よりも病人が多く、一〇人に一人は何らかの疾病を持つている。

◎ 有病率（厚生行政基礎調査三五・四）

	傷病世帯	傷病人員
平均	一〇・八%	二・九%
老人世帯	一五・三	一一・〇
児童世帯	〇・七	〇・七
母子世帯	九・三	三・六
その他の世帯	一〇・九	二・九

⑥ 年々増加する被保護老人

前述したように

(ア) 私的扶養にたよれなくなった

(イ) 就職が容易でない

(ウ) 病人が多い（老人病）

等のために、生活保護を受ける老人世帯は年々増加している。いま、昭和三〇年における被保護老人をみると、総数の一一・七%であるが、三五年には一四・五%に増え、二五万人に及んでいる。また、世帯数から見ると一二万世帯に及び、被保護世帯総数の二〇%を越えている。

⑦ 世界一の自殺率

老人の自殺率はきわめて高く、六〇代においては平均の二倍、七〇代においては三倍、八〇代においては五倍にも上っている。

◎ 自殺率（人口一〇万人について）（人口動態統計三三）

平均	男	女
二五・七		
六〇～六四才	五二・二	三三・一
七〇～七四	八四・六	六四・四
八〇～八四	一三二・八	七五・七

諸外国（アメリカ、英国、オランダ、デンマーク）において、七〇代、八〇代の自殺率は、男は一〇万人につき三〇人、五〇人、女は一〇人、三〇人で、日本の約三分の一であり、老人の自殺率は、わが国が世界第一位を占めているという実情である。

昭和三十一年度概算要求関係法律案要綱(資料)

厚生省 児童局

目次

- 一 児童福祉法の一部を改正する法律案要綱 一頁
- 二 児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱 八頁
- 三 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案要綱 九頁
- 四 中央児童厚生施設事業団法案要綱 十四頁
- 五 厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱 二十七頁

児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

厚生省（児童福祉司）による

事項	説明
1 改正の必要 性及び趣旨	<p>妊産婦及び乳幼児の健康管理の制度並びに妊娠中毒症にかつて いる妊産婦に対する医療の給付等の制度を設け、母子の健康増進の 増進を図ることとする。</p>
2 法律案の内容 容	<p>一 母子の健康増進 保健所長は、母子健康調査票を、この法律の施行期日から起算 する妊産婦及び乳幼児の健康増進に資する事項を調査し、これを 行い、これを公表する。</p> <p>二 妊娠中毒症にかつての妊産婦に対する訪問看護 保健所長は、妊娠中毒症にかつての妊産婦に付し、保健 婦、助産婦その他の職員を訪問し、必要に応じて看護を行わねば ものとする。</p> <p>三 費用の負担 国庫は、一割を額、要する費用のうち二分の一とし、この口 の妊娠中毒症患者に対する医療の給付に要する費用のうち二分 分の八を負担することとする。</p> <p>四 その他 その他条々の整理を行うこととする。</p>

<p>3 法律案の内 容と概算要示 との関係</p>	<p>2の1 関係補助金 2の2 関係補助金</p>	<table border="1"> <tr> <td>前年度予算額</td> <td>0</td> <td>本年度予算額</td> <td>4,381,000</td> <td>対前年度増減額</td> <td>4,381,000</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1,250,000</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td></td> </tr> </table>	前年度予算額	0	本年度予算額	4,381,000	対前年度増減額	4,381,000	備考	1,250,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
前年度予算額	0	本年度予算額	4,381,000	対前年度増減額	4,381,000	備考										
1,250,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000											
<p>4 審議状況</p>	<p>一 厚生省児童司議決定 昭和三七年 六月二十五日</p> <p>二 関係各省との間の調整 自治相(財政司)との調整未完了</p> <p>三 厚生省會議決定 昭和三七年八月三十日</p>	<p>(参考) 昭和三十七年八月三十日 児童司會議 木村首相官邸</p>														

母子登録管理費課分 12,854千円

対象

保價所 全国 808万円の約 100ヶ所	
印刷製本費	14,801千円
通信費	10,023千円
77(1)の75%補助	7,695千円
賃金	39,463千円
妊産婦訪問指導費	13,790千円
	$\times \frac{1}{2} = 42,886$ 千円

○妊娠中毒症対策費補助金

○訪問指導費 $\frac{1}{2}$ 補助 103,629千円

対象

(妊婦数) $\times \frac{12.5}{100}$ (妊産婦) (分娩率) $\times \frac{70}{100}$ 3回 1回当り単価 1000円

1,166,205 $\times \frac{12.5}{100} \times \frac{70}{100}$

○医療費 $\frac{2}{3}$ 補助 69,602千円

対象

(妊婦数) (社会復帰後者) (妊産婦) (重症率) (入院率)

$\left\{ 1,766,205 \times \left(\frac{17.66265}{100} \times \frac{10.2}{100} \right) \times \frac{12.5}{100} \times \frac{1}{10} \times \frac{70}{100} \right\} \times \frac{2}{3} = 13,278$

1件当り単価 13678円 稼働率 $\frac{50}{100} \frac{11}{12}$ 月分

○移送費 $\frac{2}{3}$ 補助 1,915千円

対象

(妊婦数) (移送率)

$13,278 \times \frac{1}{2} = 6,939$ 1回 単価 690円 稼働率 $\frac{50}{100}$

○事務費 $\frac{1}{2}$ 補助 1,500千円

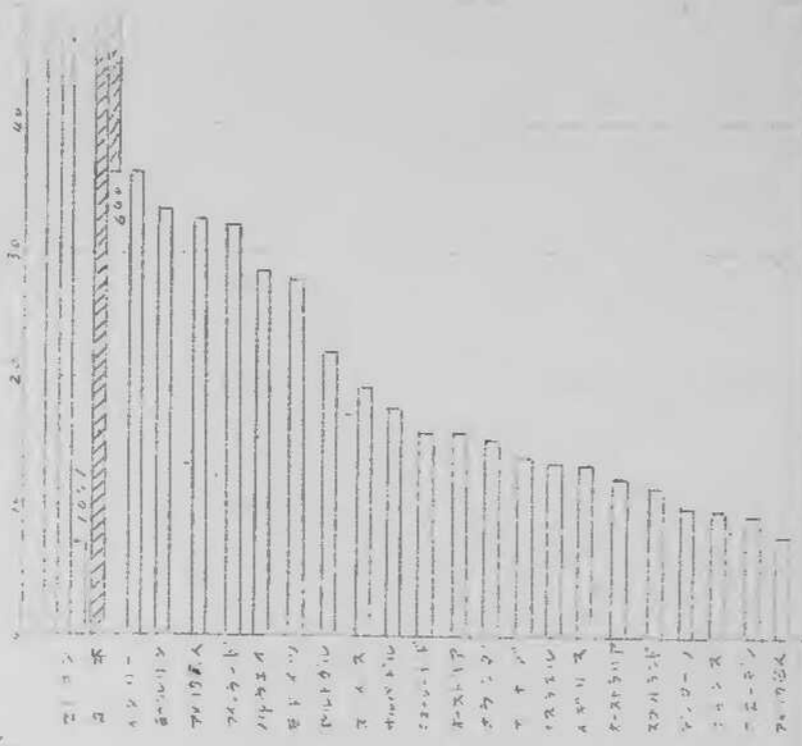
妊娠中毒症の発生状況

(1) 妊娠中毒症の発生状況 (昭和24年)



資料：人口動態統計

(2) 胎前産後及び妊娠中毒症死因 (出生人口別)



(2) 病院における妊娠中毒症の発生状況 (分娩前死因別を調査)

< 1955年1月1日～1955年12月31日までの発生状況を分析したもののうち、妊娠中または産後の発生状況 >

- (1) 中重症発生頻度 380例中 71例 18.7%
- (2) 分娩前胎前入院を治療を要したもの 11例中9例 12.7%
- (3) 妊娠中毒症の重症別内訳

重症別	胎前治療	入院治療
浮腫	42	3
蛋白尿	3	0
高血圧	5	0
浮腫と蛋白尿	9	3
浮腫と高血圧	6	2
合計	66	1
総計	71	9

山 姓 帳 中 單 元 帳 簿 症 症 内 移 及

山 姓 帳 中 單 元 帳 簿 症 症 内 移 及

病 種	汚 穢	孕 産 民 間 汚 穢	海 産 汚 穢	高 血 圧	貧 血	高 血 圧	貧 血	高 血 圧	貧 血	計
眼 疾	0	5	2	3	9	24	130	28	201	
後 遺 症	0	2	1	1	1	11	50	10	76	
計	0	7	3	4	11	35	180	38	277	

資料 表 山 型 助 産 婦 院 13 卷 7 号

山 姓 帳 中 單 元 帳 簿 症 症 内 移 及

妊 娠 中 の 異 常 の 有 無	異 常 有 し		異 常 無 し			合 計
	尿 蛋 白	高 血 圧	尿 蛋 白	高 血 圧	尿 蛋 白 + 高 血 圧	
異 常 有 り	9 (29.1)	0 (0)	4 (44.4)	3 (53.3)	2 (22.2)	9 (100.0)
異 常 無 し	23 (71.9)	12 (32.2)	8 (34.8)	2 (8.7)	1 (4.3)	23 (106.0)
計	32 (100.0)	12 (37.5)	12 (37.5)	5 (15.6)	3 (9.4)	32 (100.0)

() 19.5 百分率

資料: 山 姓 帳 中 單 元 帳 簿 症 症 内 移 及

山 姓 帳 中 單 元 帳 簿 症 症 内 移 及

妊婦中毒症の予防と治療について

	日本医大 真柄教授	熊本大 加東教授	東大 森山教授
予 防	<p>妊娠の早期から頻りに定期検診を行ない、保健指導を加える。これにより特に重症化を防止することが出来る。</p>	<p>あらゆる機会に次のような指導を行なう</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本症の恐るべきこと。 ② しかし注意と早期手当てで予防し得ること。 ③ 早期治療を行なうこと。 ④ 徴候のあらわれ方 ⑤ 妊娠初期より定期的な検診の必要なること 	<p>早期発見と早期治療</p> <p>定期検診</p> <p>生活指導、過労をさける。</p> <p>高蛋白質食をあたえ、脂肪、糖質、塩分を制限する。</p> <p>伝達症に注意</p>
早期発見		<ol style="list-style-type: none"> ① 浮腫 (体増加の程度) ② 蛋白尿 ③ 高血圧 <p>の検査をたびたび行なう。</p>	<p>一般可児</p> <p>体 重</p> <p>血 圧</p> <p>蛋白尿</p> <p>腎心疾患既往症のものに尿毒症検査</p>
治 療	<ol style="list-style-type: none"> ① 必要の場合には中絶を行なう。 ② 食 餌 蛋白質、脂肪制限、食塩水分の制限 ③ 降圧利尿剤 鎮痛 鎮静剤、強心剤 ④ 透析、死に至る重症症候を予防する。 	<p>軽症入院を要せず。</p> <p>中等症以上受入院</p> <p>早期治療は重症化防止となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安静 ② 水、食塩、蛋白質の制限 ③ 食餌、蛋白質を増加 <p>症状に応じて急遽透析術、帝王切開を行なう。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 軽症 (血圧 140 mmHg 以下) <ol style="list-style-type: none"> a) 自宅治療 b) 安静 c) 食餌 蛋白質制限 浮腫があれば水分制限 d) 薬物 e) 訪医 1週 1~2回 血圧、体重 尿量 ② 重症 (血圧 160 mmHg 以上) <ol style="list-style-type: none"> a) 入院治療 b) 絶対安静 c) 食塩水分制限、d) 薬物 e) 観望透析 尿量 血圧 4時間毎、尿の蛋白、電解質 血圧測定、血尿検査、腎機能、尿毒症検査 B) 重症しなれば水分制限等又は帝王切開

児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱

厚生省（児童百企画課）

事項	説明	期								
1 改正の必要 性及び趣旨 2 法律案の目 3 法律案の内容 4 定額扶養	<p>手当額の引上げ、支給制限の緩和、身体障害児に對する制限年 齡の延長等を行なひ、児童扶養手当制度の充実を図る。</p> <p>一 手当額の引上げ（昭和三八年七月分から） 月額児童一人の場合八〇〇円を二二〇〇円に、二人の場合一四 〇〇円を一九〇〇円に、三人以上の場合一四〇〇円に四〇〇円を 加算することとなつてゐるのを一九〇〇円に四〇〇円を加算する ことに改める。</p> <p>二 所得による支給制限の緩和（昭和三八年五月分から） イ 本人所得による支給制限の緩和 受給者の前年の所得の限度額一五万円を一八万円に改める。 扶養義務者の所得による支給制限の緩和 受給者の扶養義務者の前年の所得の限度額標準世帯にして 五〇万円程度を七〇万円程度に改める。 三 公的年金による支給制限の緩和（昭和三八年五月分から） 各種公的年金受給者が本法の支給要件に該当する児童に監護又 は養育する場合において、この児童がこれらの公的年金の対象と されていなければ、手当を支給することとする。</p> <p>四 身体障害児の制限年齢の延長（昭和三八年五月分から） 支給対象児童の制限年齢一六歳未満を、身体障害児に對するは 二〇歳未満とする。</p> <p>五 厚生省の所管に属する児童の調査</p> <table border="1" data-bbox="642 846 842 1683"> <thead> <tr> <th>前年度予算額</th> <th>本年度予算額</th> <th>増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二四一、〇三六</td> <td>三三〇、四五〇</td> <td>八九、四一四</td> <td>支給対象児童 前年度一三、四三三件 本年度一三、四三三件 （増減なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>一 厚生省の所管に属する児童の調査 昭和三八年六月一日より 二 厚生省の所管に属する児童の調査 昭和三八年八月一日より 三 厚生省の所管に属する児童の調査 昭和三八年八月一日より</p>	前年度予算額	本年度予算額	増減額	備考	二四一、〇三六	三三〇、四五〇	八九、四一四	支給対象児童 前年度一三、四三三件 本年度一三、四三三件 （増減なし）	
前年度予算額	本年度予算額	増減額	備考							
二四一、〇三六	三三〇、四五〇	八九、四一四	支給対象児童 前年度一三、四三三件 本年度一三、四三三件 （増減なし）							

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第...号）

原 則 自（児童福祉法）

事項	内容
1 改正の必要性及び趣旨	母子家庭の子女の就学費等のため、新たに入学資金制度を設けることとし、貯蓄資金の高利金を増額ならびに母子家庭の生活安定のための低定資金制度を設ける必要がある。
2 法律案の内容	一 住居に転ずるに必要資金を貸付することとし、貸付限度額は一万二千円以内、借還期間は貸付日から六月、償還期限は三年以内、利率は年三分とする。 二 高等学校、高等専門学校及び大学の入学一時に必要資金を貸付けることとし、貸付限度額は、高等学校については一万円以内、高等専門学校及び大学については二万五千円以内とし、借還期間は当該学校卒業後六箇月、償還期限は二年以内、利率は年三分とする。
3 法律案の内容及び概算算出の向度	三 高等学校についての貯蓄資金の貸付限度額を千日から千五百円に引き上げる。 四 改正の上りり。
4 審議状況	<p>一 厚生省児童福祉法改正 昭和三十一年六月一日</p> <p>二 関係各府との向う調整 昭和三十七年八月二〇日</p> <p>三 厚生省首長決定 昭和三十七年八月二〇日</p> <p>参考 担当主任事務官 児童司母子福祉課 上野 三郎</p>

項目	千円以下	千円以上	千円以上	千円以上
一の肉保貸付金	〇	二二、〇三二	二二、〇三二	二二、〇三二
二の肉保貸付金	〇	二四、二九八	二四、二九八	二四、二九八
三の肉保貸付金	二四、二八〇	三三八、八八九	五三、二〇九	八三、二〇九

昭和36年度に於ける母子生活向上対策
(社会福祉統計年報)

区分	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
入所児童数	230	221	195	206	161	216	184					
退所児童数	312	269	260	221	173	200	181					

区分	11	12	1	2	3	計
児童	192	155	114	165	196	2,265
児童	180	234	209	222	293	2,154

昭和36年度における高校、大学新規申込人数概観

(社会福祉統計年報)

区分	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
高校新規申込人数	3,072	2,701	1,811	557	453	3,824	1,954					
大学新規申込人数	912	1,660	1,244	223	188	1,19	59					

区分	11	12	1	2	3	計
高校	2,124	1,014	314	574	554	9,633
大学	112	111	9	13	14	3,494

昭和36年度に於ける母子生活向上対策
 高校 5,134
 大学 2,632

、昭和36年本多建設分社 聖心荘住宅入居者の家賃支払額類(東京都議)

区分	世帯数	家賃	滞り戸数	滞り戸数の割合
滞り戸あり	3,500	12,530	29	
滞りなし	3,500	13,220	31	
合計	7,000	1,120	60	
計	-	4,295	100%	

家賃単価算出方法
 滞りなし 滞りあり 合計
 $(3,500 \times 29) + (3,500 \times 31) + (4,100 \times 60)$
 100
 = 3,864円..... 家賃単価

取立資金の必要となる根拠等
 (教金)

公債証券共計12万のノ 千円正体は、公債証券の入居者が3月分の家賃に相当
 する金額の範囲内において教金を徴収することができ、
 (注) 本町の滞り前果において教金を徴収しており、一部の市町
 民が未徴収であるが、全体的にみれば殆んど徴収している。
 (昭和37年5月31日現在)

昭和35年度 私立各大学及び大学入学許可付金額

31 5. 31 調

調査対象校	平均授業料	平均授業料	平均入学金
1051	18,516		5,885

(注) 文部省管理の私立大学

公立学校	平均授業料	平均入学金	備考
調査対象校	1500	330	47年度前年度入学金を控除し、 11年度より初年度授業料の増減 にその影響が平均入学金に及ぼす。

(注) 文部省調査司調査結果

-12-

私立大学	平均授業料	平均入学金
1100 (全門部)	46,696	20,961
30 (合同部)	26,236	16,261
1校(合同部)入学金		18,941

(注) 昭和35年度日本育英会「学校別付金調査」

私立大学	平均授業料	平均入学金
33 (全門部)	12,919	2,755
4 (合同部)	6,260	2,250
1校(合同部)入学金		2,160

(注) 昭和35年度日本育英会「学校別付金調査」

国立大学	平均授業料	平均入学金
調査対象校	9,660	1,600
73 (合同部)	9,260	1,600
6 (合同部)		1,600
1校(合同部)入学金		1,600

(注) 昭和35年度日本育英会「学校別付金調査」

(昭和36年度計 昭和36年12月)

昭和36年度計	私立大学	公立大学	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校
2,396,364	2,396,364	638,638	26%	11%	100%									
5,855,000	5,855,000	330												

公私立養成短期大学等入学金等基礎

$$\frac{(5,855,000 \times 26) + (3,300,000 \times 22)}{100} = 1,115,500 \div 2,000,000 \dots \text{養成短期大学入学金率}$$

昭和36年度計	私立大学	公立大学	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校	私立短期大学	私立専門学校	私立職業学校
123,233	123,233	69%	4%	21%	100%									
1,894,000	1,894,000	2,110	1,000											

公私立養成短期大学等入学金算出基礎

$$\frac{(1,894,000 \times 69) + (2,110 \times 21) + (1,000 \times 21)}{100} = 13,447 \div 13,600 \dots \text{大学入学金率}$$

中央児童厚生施設事業団法草案

厚生省（児童厚生施設課）

事項	概略
1 制定の必要 性及び趣旨	<p>中央児童厚生施設「」の増設に適切かつ効果的措置を講ずることにより、児童の健康増進しかつ情操を陶冶し、もつてわが国の児童の健全育成に寄与するたため、中央児童厚生施設事業団を設立する必要がある。そのための法律を制定する。</p>
又 法律案内容	<p>第一章 総則</p> <p>一 目的 中央児童厚生施設事業団は、その設置する施設を適切かつ効果的に運営することにより、児童の健康を増進し、かつ、情操を陶冶し、もつてわが国の児童の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>二 法人格 中央児童厚生施設事業団（以下「事業団」といふ。）は法人とする。</p> <p>三 事務所 事業団は、事務の都合を考慮し、これを置く。</p> <p>四 資本 1 事業団の資本金は、事業団の設立の際、政府が出資する。不動産その他の財産の減価を計算するに際しては、政府が出資する。不動産の減価を計算するに際しては、政府が出資する。金銭又は金銭以外の財産を出資する。金銭又は金銭以外の財産を出資する。金銭又は金銭以外の財産を出資する。</p> <p>五 登記 事業団は、民法の定めるところにより登記し、その登記簿を備へ、その内容を公開する。</p>

事業団でない者は、中央児童厚生施設事業団という名称を使用してはならないこと。

七 民法の準用

民法第四十四条及び第五十條の規定は、事業団について準用すること。

才二 役員及び職員

一 役員

事業団に、理事長一人、常務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内をおくこと。

二 役員の仕事

1 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理すること。

2 常務理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なうこと。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び常務理事が欠員のときはその職務を行なうこと。

4 監事は、事業団の業務を監督すること。

三 役員の仕事

理事長、常務理事及び監事は厚生大臣が任命し、理事は、理事長が厚生大臣の認可を受けて任命すること。

四 役員の仕事

役員の仕事は四年とする。ただし、監事は任期が二年とする。

五 役員の仕事

国会議員、市町村の国庫公務員、政令の制定、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは市町村の職員が事業団

事項	説明
	と取引上密接な関係に在りし役員は、役員となることができないこと。
六 役員解任	<p>・ 厚生大臣又は理事長は、それらの任命に係る役員が本協会の規約に該当するに三つに三つは解任するものとし、職務上の義務違反がある等役員たるに適しないを認めるときは、解任することを得ること。</p>
七 役員の変更禁止	<p>役員は、専ら事業にたずさわって任ぜられたものとする。</p>
八 代表権の制限	<p>事業団と理事長又は常務理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しないこと。又、協会の監事が代表すること。</p>
九 職員の任命	<p>職員は、理事長が任命すること。</p>
十 役員及び職員の仕事	<p>役員及び職員は、刑法その他罰則の適用については法令により公務に就事する職員とみなすこと。</p>
十一 評議員会	<p>オ三 評議員会</p>
一 評議員会	<p>一 三十人以上以内の評議員をもって組織する評議員会とする。</p>
二 評議員	<p>二 評議員会は、理事長の諮問に応じ、業務の運営に関する重要事項を審議するとともに、運営につき、理事長に付して意見を述べることができるとし、</p>
三 評議員	<p>評議員は、事業団の業務の適正な運営に必要なる識見を有する者のうちから、厚生大臣が任命するものとし、任期は二年とする。</p>

107

第四業務

一 業務の範囲

1 事業団は、カーの目的を達成するに必要の業務を行うこと。

(一) 中央児童厚生施設施設の設置及び運営を行うこと。

(二) 児童の遊戯、レクリエーションに關する内外の資料の採集、整理し、整理し、保存し及び一般の利用に供すること。

(三) その他目的を達成するに必要の業務を行うこと。

2 事業団は、1に掲げる業務のほか、カーの目的の達成に支障のない範囲内において、その設置する施設の一切を一般の利用に供することができること。

二 業務の去書

事業団は、業務開始の際、業務方針を定め、併せて大臣の認可を受けなければならないこと。変更しようとする場合も同様とすること。

1 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならないこと。

2 決算の完了、財務諸表の承認

事業団は、決算を六月三十日までに行い、財務諸表を作成し、決算完了後二週間以内、決算報告書を作成し、併せて厚生大臣の認可を受けなければならないこと。

3 借入金及び債権の管理

事業団は、厚生大臣の認可を受け、長期借入金等を管理すること。

事項

説明

五 補助金

借入金とし、又は債券を發行することができること。
政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第四の一の
に掲げる業務に要する費用の一部を補助することができること。
六 重要財産の処分制限
事業団は、厚生省令で定める重要財産を貸し付け、譲渡し、
交換し又は担保に供しうとすることには、厚生大臣の認可を要し
なければならぬこと。

七 その他、財務及び会計に關し必要な規定を設けること。
カ六 監督

厚生大臣は、事業団の監督し、業務に關し、必要な命令とする
ことのできるもの。

二 報告及び検査

厚生大臣は、必要があるときは、事業団に対し報告を
求め、又はその財産を、若しくは入検査をさせることのできること。
カ七 裁判

大臣大臣との協議

厚生大臣は、カ一カ四の二、カ四及びカ五に定める認可又は承
認をしようとするときは、あらかじめ大臣と協議すること。
三 非親院法人

登録規定、印紙規定、所管規定、法人税及び地方税の二
に改正し、事業団に非親院法人とすること。
カ八 罰則

報告義務違反、検査妨害等に対し、處罰を命ずるし、若しくは職員
を三万円以下の罰金に処すること。
厚生大臣の認可、承認を求めずかつたとき、若しくは、
事業団の業務に關し、法律に違反したときは、處罰を命ずるし、若しくは

180

事項	説明												
3 法律案の内容 容と概算と示 との関係	<p>四以下の通料に、名称使用制限に及したるものを附記する材料に 加するもの。</p> <p>第九 施行</p> <p>一 この法律は、公布の日から施行すること。</p> <p>二 この他必要な経過規定を設けること。</p> <table border="1" data-bbox="1270 997 1927 1723"> <thead> <tr> <th>前年度 予算額</th> <th>本年度 予算額</th> <th>増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九〇、〇〇〇、〇〇〇</td> <td>一五〇、〇〇〇、〇〇〇</td> <td>五八、〇〇〇、〇〇〇</td> <td>国における施設を 整備し、出資するも のであること。</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>二三〇、〇〇〇、〇〇〇</td> <td>二三〇、〇〇〇、〇〇〇</td> <td>中央児童厚生施設費 三十七年度予算 三十八年度予算 三十九年度予算 四〇年度予算 四一年度予算 四二年度予算 四三年度予算 四四年度予算 四五年度予算 四六年度予算 四七年度予算 四八年度予算 四九年度予算 五〇年度予算 五一年度予算 五二年度予算 五三年度予算 五四年度予算 五五年度予算 五六年度予算 五七年度予算 五八年度予算 五九年度予算 六〇年度予算 六一年度予算 六二年度予算 六三年度予算 六四年度予算 六五年度予算 六六年度予算 六七年度予算 六八年度予算 六九年度予算 七〇年度予算 七一年度予算 七二年度予算 七三年度予算 七四年度予算 七五年度予算 七六年度予算 七七年度予算 七八年度予算 七九年度予算 八〇年度予算 八一年度予算 八二年度予算 八三年度予算 八四年度予算 八五年度予算 八六年度予算 八七年度予算 八八年度予算 八九年度予算 九〇年度予算 九一年度予算 九二年度予算 九三年度予算 九四年度予算 九五年度予算 九六年度予算 九七年度予算 九八年度予算 九九年度予算 一〇〇年度予算</td> </tr> </tbody> </table>	前年度 予算額	本年度 予算額	増減額	備考	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	五八、〇〇〇、〇〇〇	国における施設を 整備し、出資するも のであること。	〇	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	中央児童厚生施設費 三十七年度予算 三十八年度予算 三十九年度予算 四〇年度予算 四一年度予算 四二年度予算 四三年度予算 四四年度予算 四五年度予算 四六年度予算 四七年度予算 四八年度予算 四九年度予算 五〇年度予算 五一年度予算 五二年度予算 五三年度予算 五四年度予算 五五年度予算 五六年度予算 五七年度予算 五八年度予算 五九年度予算 六〇年度予算 六一年度予算 六二年度予算 六三年度予算 六四年度予算 六五年度予算 六六年度予算 六七年度予算 六八年度予算 六九年度予算 七〇年度予算 七一年度予算 七二年度予算 七三年度予算 七四年度予算 七五年度予算 七六年度予算 七七年度予算 七八年度予算 七九年度予算 八〇年度予算 八一年度予算 八二年度予算 八三年度予算 八四年度予算 八五年度予算 八六年度予算 八七年度予算 八八年度予算 八九年度予算 九〇年度予算 九一年度予算 九二年度予算 九三年度予算 九四年度予算 九五年度予算 九六年度予算 九七年度予算 九八年度予算 九九年度予算 一〇〇年度予算
前年度 予算額	本年度 予算額	増減額	備考										
九〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	五八、〇〇〇、〇〇〇	国における施設を 整備し、出資するも のであること。										
〇	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	中央児童厚生施設費 三十七年度予算 三十八年度予算 三十九年度予算 四〇年度予算 四一年度予算 四二年度予算 四三年度予算 四四年度予算 四五年度予算 四六年度予算 四七年度予算 四八年度予算 四九年度予算 五〇年度予算 五一年度予算 五二年度予算 五三年度予算 五四年度予算 五五年度予算 五六年度予算 五七年度予算 五八年度予算 五九年度予算 六〇年度予算 六一年度予算 六二年度予算 六三年度予算 六四年度予算 六五年度予算 六六年度予算 六七年度予算 六八年度予算 六九年度予算 七〇年度予算 七一年度予算 七二年度予算 七三年度予算 七四年度予算 七五年度予算 七六年度予算 七七年度予算 七八年度予算 七九年度予算 八〇年度予算 八一年度予算 八二年度予算 八三年度予算 八四年度予算 八五年度予算 八六年度予算 八七年度予算 八八年度予算 八九年度予算 九〇年度予算 九一年度予算 九二年度予算 九三年度予算 九四年度予算 九五年度予算 九六年度予算 九七年度予算 九八年度予算 九九年度予算 一〇〇年度予算										
4 審議状況	<p>一 厚生省児童厚生局長大又 昭四三十一</p> <p>二 関係各府との間の調整</p> <p>イ 大蔵省（管財局）</p> <p>ロ 大蔵省（主計局）</p> <p>ハ 大蔵省（主計局） 昨年度口頭で協議し、おぼろげながら、</p> <p>ニ 大蔵省（理財局） 最終調整は未了である。</p> <p>ホ 自治省（財政局）</p> <p>ヘ 自治省（管財局）</p> <p>三 厚生省審議決定 昭四三十七年八月二十九日</p> <p>（参考） 拙著「日本児童」 児童司書出版 東京、昭和四 （内訳） 二一</p>												

中央児童厚生施設（こども園）の設置について

中央児童厚生施設特別委員会は、昭和三十一年四月二十八日設置以来、施設の位置、施設の基本的性格、施設設備の内容等について、審議を重ねた結果、つぎのような、こども園の国建設要綱（別紙）を決定した。

当持別委員会は、日本の次代を担う児童の施設であること、もとの国が早急に建設されるよう、こども園の国利用条件である交通網及び当該地域に付する環境整備が早急に実現されるよう関係機関の好意ある配慮を期待するものである。

昭和三十一年六月五日

中央児童福祉協議会中央児童厚生施設特別委員会

委員長 久須 嶋 秀 三 郎

(別紙)

-20-

こどもの国建設要綱

1 総 則

2 位 置 横浜市長区北区奈衣町及び東京都町田市に分かる国所有地

3 設 置 方針

1 基本方針

(一) 施設は 自然環境、科学的文化的設備を兼ね備えたものであること。

(二) 施設は単に、児童の興味をそそげるものでなく、児童の情操、知識、健康に ついて指導乃至訓練をとりもつものであること。

(三) 指導乃至訓練は、より力ある初歩的設備、環境を通じて間接的に与えらるるものであること。

(四) 施設は自然環境を最大限に利用し、人工の施設は自然環境と調和したものであること。

(五) 施設は小学校就学前から中学校卒業に至る間の児童を主たる対象とし、令 府県において利用できるところに整備すること。

なお、児童に付添う指導者、保護者が児童とともに利用できるように配慮すること。

2. 自然環境の活用について

2-1) 自然環境は、単に現状の維持にとどまらず、遊歩、貯水、流水等の施設を付加して、景観を美化するとともに、野鳥等野生動物の棲息に便なるようにすること。

2-2) 児童に親しみ易い動物を放し飼いにせず、わが児童の動物に対する親近感と愛情を深めるようにすること。

2-3) キャンプ施設、野外遊戯施設、野外楽園等野外生活を享受できる施設を設けること。

3. 人工施設について

3-1) 人工施設は配置、形状、色彩等につき、自然環境との調和、融合をばかるとともに、特に施設周辺にならぬようにすること。

3-2) 施設はその利用を以て児童が

4. 自然財産投付に行うる関心を高める。

4. 世界的視野から民俗文化、地理歴史等を理解することに役立つものがあること。

3-3) 施設は以下の限り ① 美しいもの、② 動くもの、③ 奇力するもの

であつて、児童が直接には手を触れ、操作できるものであること。

4. 主要計画施設

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 中央直営 | (1) 交通訓練施設 |
| (2) 自由広場 | (2) 野外展示 |
| (3) 動物の放し飼 | (3) 児童遊園 |
| (4) 池 場 | (4) 資料館及び児童遊園 |
| (5) キャンプ場 | (5) 管理サービス部門 |
| (6) 野外スペース | |

中央児童厚生施設「こどもの園」設備計画

施設名	内容
1. 自然環境部門	心
(1) 中央広場	自然石ペーグメント、集会、散歩、野外展示
(2) 自由広場	芝生、散歩、休息、遊戯
(3) アロムナード	自然石ペーグメント
(4) 花園	適宜配置、あまり人工的でないもの
(5) 池	一部カ山を切りくずし、えん堤をつくる。ボート場、釣り場
(6) 鳥	小動物の放し飼ひ、小鳥の餌付け、
(7) 自然保存地域	小動物の放し飼ひ、餌付け、
(8) 牧場	乳牛を飼ひ、牛乳の搾製までを展示する、
(9) キヤ：7 ⁶ 場	
2. 施設部門	
(1) 里木子御祭場	
念集会場	3000人収容 集会、その他
(2) 児童遊園 A	プレイスカリルプロア、固足遊具、大砂場、トンネル、
(3) 児童遊園 O	特別な固足遊具一で、砂場、カラクリが園 水遊び場
(4) 交通訓練施設	子供自動車道路、子供自動車学校等と設置し、子供が自動車
(5) 児童集会室	を修築する、
(6) 林間広場	児童の民間団体の後
(7) 児童給食児童	
図書室	世界の童話の図書室、童話室
(8) 7 ⁶ - ル	司書室、大ホール
(9) 昆虫展示室	一部理菜庫内部に設置、防湿 採光
(10) 映画ホール	同上

施設名	内容
3. サービス部門	
(1) 食堂	600人収容、前面テラス
(2) 山上休憩所	中峰山上につくる。
(3) 小休憩所	
(4) 電話ボックス	
(5) 水のふ湯	各所に設ける
(6) 公衆便所	水洗式を各所
4. 管理部門	
(1) 管理棟	事務室、区務室
(2) ガレージ	
(3) 宿舎	
(4) 電気設備	
(5) 給排水設備	
(6) 環境衛生設備	

こどももの国建設事業計画

1. 建設工事の期間

昭和36年7月末以降昭和40年5月末までの4ヵ年

2. 開国の時期

昭和40年5月とする。

(註) 昭和38年度中、1部開国を先行予定。

3. 建設工事計画

別図による。

4. 建設工事費総額

1,044,673千円

5. 建設工事費国の調達

- (1) 国費 30,012千円
- (2) 地方公共団体出資 0円
- (3) 借入金 500,000千円
- (4) 貸附金 432,952千円

鉄道関係

1. 国鉄鉄道 援て味の増強に力促進

2. 私鉄 広鉄関係路線の整備

臨路関係

1. 真光寺—長津田線の中段拡張、舗装の促進

2. 東宮—沼津線の中段拡張、舗装の促進

3. 高崎—長津田線の中段拡張、舗装の促進

4. 杉田—汐入線の中段拡張、舗装の促進

5. 伊三東と國領の建設促進

6. 東北高尾線等の新設、延伸、停泊所等の設置

港湾関係

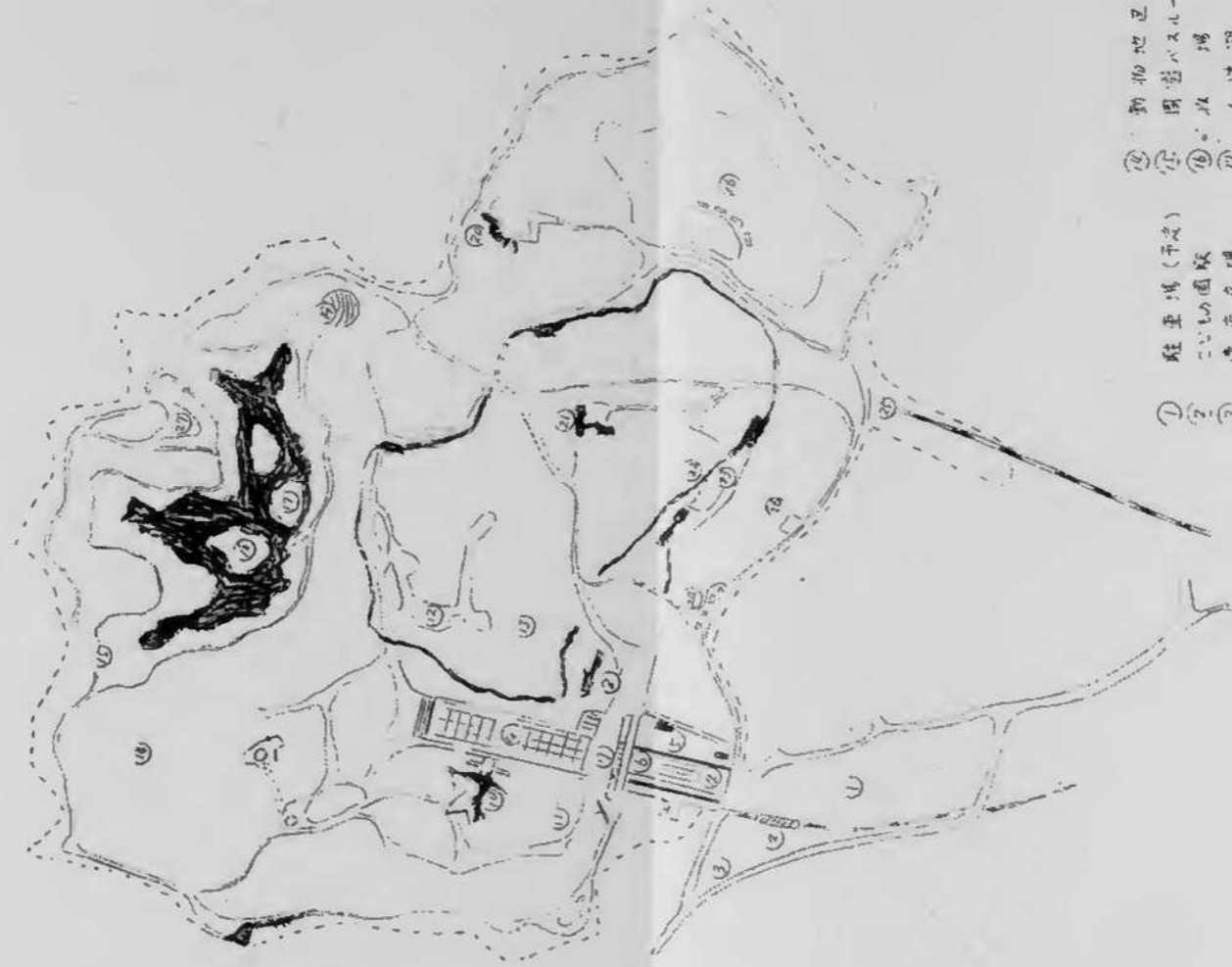
1. こどももの国開港及び長崎—長津田線、田代引込線等の開港

2. 地方地こどももの国の開港、港湾整備



901

「ごどどもの園」の完成図



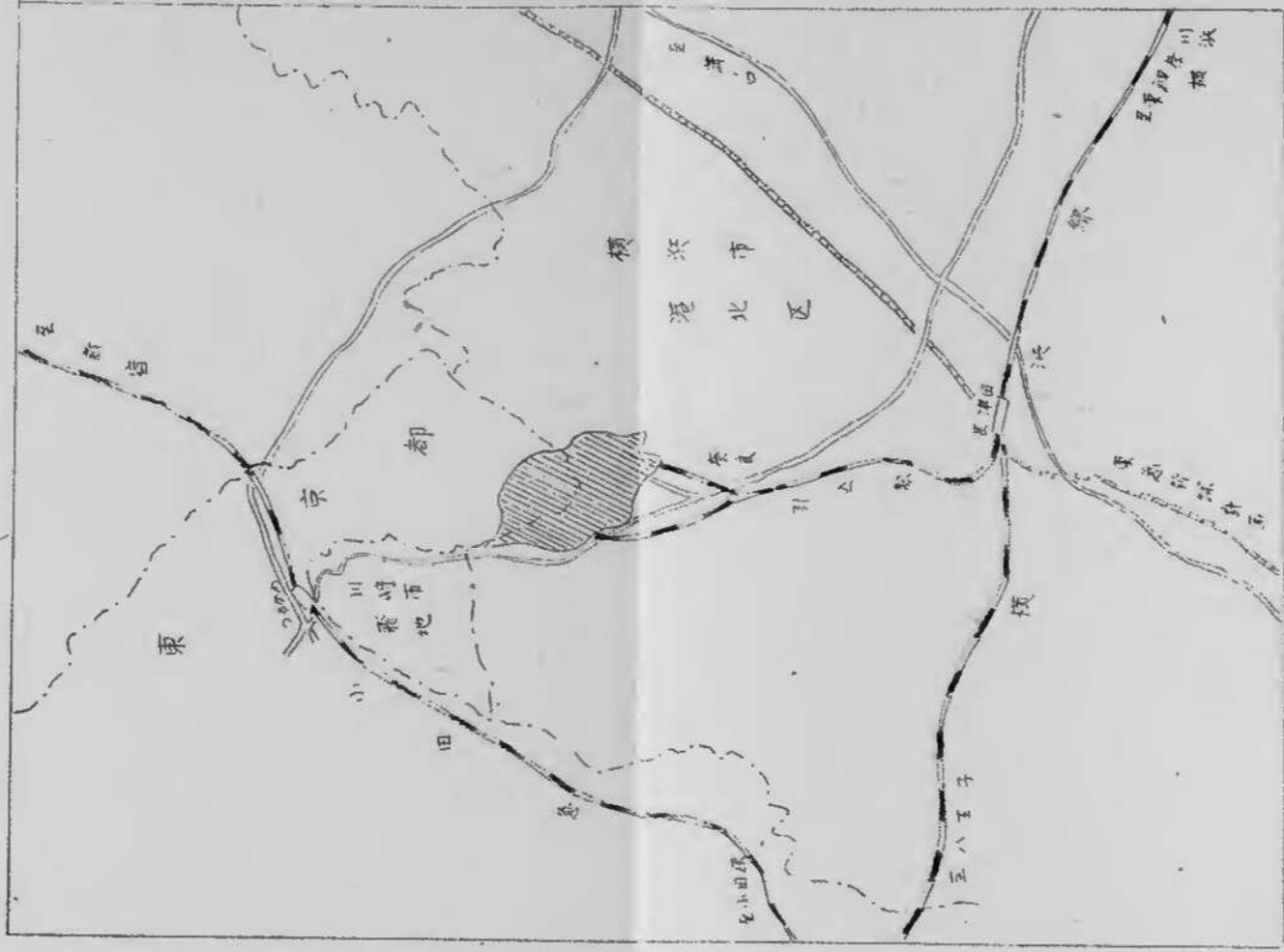
-25-

- | | | | |
|---|---------|---|----------|
| ① | 駐車場(予定) | ⑭ | 動物地区 |
| ② | こども園敷 | ⑮ | 園遊バスルート |
| ③ | 売店及び | ⑯ | 遊具場 |
| ④ | 入口スロープ | ⑰ | 人遊路 |
| ⑤ | 管理事務所 | ⑱ | 鳥 |
| ⑥ | トイレ | ⑲ | 野外園遊場 |
| ⑦ | プロダクト | ⑳ | 児童会館 |
| ⑧ | 倉庫 | ㉑ | 林間体育館 |
| ⑨ | 中央コンコース | ㉒ | こども園敷コース |
| ⑩ | 御成箱記念碑 | ㉓ | こども園敷遊路 |
| ⑪ | 自由広場 | ㉔ | バス待合場 |
| ⑫ | 児童会館 | ㉕ | 入り口 |
| ⑬ | 売店 | ㉖ | 管理室 |
| | | ㉗ | スロープ |



117

中央児童厚生施設「こどももの国」建設地及び
交通案内概略図



— 26 —

国民年金法の一部を改正する法律案要綱 (案)

厚生省年金局

事 項	法 律 案 の 内 容	所要経費及び対象人員
改正の必要性及び趣旨	福祉年金受給権者の保障を厚くするため、年金額の引上げ並びに所得による支給制限の緩和及び支給要件の緩和を図ろうとするものである。	
改正の要 点	<p>1 福祉年金額の引上げ</p> <p>(1) 老齢福祉年金 年金額を3,000円引上げ、15,000円とすること。ただし、扶養義務者におおむね所得税納付ライン以上の所得があると きは、3,000円に相当する部分の支給を停止すること。</p> <p>(2) 障害福祉年金 年金額を6,000円引上げ、24,000円とすること。</p>	<p>2,562,543千円 (6箇月分) 1,708,362人</p> <p>758,055千円 (6箇月分) 252,685人</p> <p>母子福祉年金 782,415千円 (6箇月分) 260,805人</p> <p>準母子福祉年金 42,795千円 (6箇月分) 14,265人</p>
	<p>(8) 母子福祉年金及び準母子福祉年金 年金額を6,000円引上げ、18,000円とすること。</p> <p>2 支給制限の緩和</p> <p>(1) 本人所得制限の緩和 受給権者本人の所得による支給制限額15万円を18万円に引上げること。</p> <p>(2) 夫婦受給制限の緩和 夫婦がともに福祉年金を受ける場合の支給制限額を25%から10%に引き下げるること。</p>	<p>336,971千円 (8箇月分) 26,900人</p> <p>403,789千円 (8箇月分) 381,000人</p>

事項	法律案の内容	所要経費及び対象人員
審議状況	<p>(3) 扶養義務者所得制限の緩和 扶養義務者の所得による支給制限額50万円を70万円に引き上げること。</p> <p>3 支給要件の緩和 母子福祉年金及び母子福祉年金の額の加算対象となる子等の年齢を、廃疾の状態にある子、孫又は弟妹については、20歳に引き上げること。</p> <p>厚生省議決定 内閣法制局の予備審査</p>	<p>1,421,400千円 (8箇月分) 16,2809人</p> <p>3,473千円 (8箇月分) 237人</p> <p>昭和37年8月30日 昭和 年 月 日</p>

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案要綱
厚生省（援護局援護課）

事・項

1 改正の必要
性及び趣旨

2 法律案の内
容

説

明

戦傷病者戦没者遺族等に対する援護の充実を図り、かつ、これらの者に対する処遇の不均衡を是正するため、援護対照の範囲の拡大、援護を受けようとする者の緩和を行ふ必要がある。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 準軍属の処遇を改善すること。

A 準軍属（被徴用者、勤員学徒等）の父母に対する遺族給付金の支給要件は、六十才以上である。ても、他に扶養能力のある直系血族がいなければ、と等軍人軍属の父母に対する遺族年金の支給要件より若干きびしくなっているが、これを準軍属の父母並みに緩和すること。

B 準軍属の遺族に対する遺族給付金の支給期間の制限（五年間）を撤廃し、年金とすること。

C 準軍属が公務上の傷病により障害を受け、又は死亡した場合において、当該公務傷病が戦時災害によるものである場合は、対照とならないことになつてゐるが、この要件を撤廃すること。

D 準軍属の障害年金及び準軍属の遺族に対する遺族給付金の額は、これら準軍人軍属の障害年金及び軍人軍属の遺族に対する遺族年金の十分の五となつてゐるが、これを十分の六に引き上げること。

ロ 軍の指揮監督のもとに特殊の勤務につき、事实上軍の勤務に従事した間に受傷罹病した満鉄職員等を軍属とみなして、遺族年金又は障害年金を支給すること。

ハ 有能軍属のうち旧令失効特別措置法による年金を受けられないものを法の対照とすること。

ニ 障害年金の才一級を五才で療養に、才ニ級を及ぶ才ニ級をそれぞれ才一級と才ニ級とすること。

ホ 勤務に内傷を有する傷病により、昭和十六年十二月八日以後死亡した軍人軍属の遺族に支給される特別弔慰金については、死亡した者の死亡が在職中又は退職後一年（経核等については三年）以内の場合に限られてゐるが、この退職後の制限期間を二年（経核等については六年）に緩和すること。

二

旧軍人等遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正

族に支給される特別年金については、死亡した者の死亡が在職中
又は退職後一年(退職後については三年)以内の場合に限られているが、
この遺族の制度は昭和二十年(昭和十五年)に緩和されていること。
こと。

三 未帰還者留置費等償還金の一部改定

イ 療養の給付を受けようとする者で、その引当金一年以上入院療養
を行なつていふものに対し、療養費を支給すること。

ロ 結核性疾患のため療養の給付を受けようとする者が回復した場合に
おいて、必要と認めらるる場合は、給付回復後、後保護施設に収容す
ること及びできることとする。

ハ 療養費の額五千四百五十円に増徴すること。

四 未帰還者に關する特別措置法の一部改正

いりゆる法外未帰還者についても戦時死亡宣告の請求を行なう
ことができることとする。

法律案の内
容と概算案と
との関係

法律案の内容	概算案の金額	前年度の金額	備考
2-1-1のA関係給付金	120,120	70,120	(1)内法改正に伴 り増額
2-1-1のB関係給付金	0	0	昭和19年の関係上未 年度より増額
2-1-1のC関係給付金	11,111	7,111	
2-1-1のD関係給付金	12,121	12,121	
2-1-1のE関係給付金	9,999	9,999	
2-1-1のF関係給付金	110,000	110,000	
2-1-1のG関係給付金	3,333	3,333	
2-1-1のH関係給付金	0	0	
2-1-1のI関係給付金	3,666	3,666	
2-1-1のJ関係給付金	6,666	6,666	
2-1-1のK関係給付金	14,444	14,444	
2-1-1のL関係給付金	55,089	8,384	(110,000)ハニ (110,000)
2-1-1のM関係給付金	90,280	42,399	(110,000)
2-1-1のN関係給付金	114,189	0	

(注) 右の2-1及び2-2の二項の概算案は、厚生省医務局の専ら責任
で一般分と区分して算出している。

4 審議分記

- 一 厚生省換護局議決定
- 二 厚生省省議決定

昭和三十七年六月二十九日
 昭和三十七年八月三十一日

(参考) 担当主任事務官

換護局換護課

松田事務官

(直通) 九八六三
 (内線) 二六四



204

